



平成24年 第7回定例会

会 議 録

(平成24年12月7日～12月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 24 年
枕崎市議会第7回定例会会期及び会期日程

1 会 期 20日間（12月7日～12月26日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
12月 7日（金）	本会議		前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第17号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第18号－第20号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
12月 8日（土）	休 会			
12月 9日（日）	休 会			
12月10日（月）	本会議		前 9：29	1 再 開 2 一般質問（5名） 3 散 会
12月11日（火）	本会議		前 9：30	1 再 開 2 一般質問（3名） 3 散 会
12月12日（水）	休 会	委員会	前 9：26	1 総務文教委員会
12月13日（木）	休 会	委員会	前 9：25	1 産業厚生委員会
12月14日（金）	休 会	委員会	前 9：26	1 予算特別委員会
12月15日（土）	休 会			
12月16日（日）	休 会			

12月17日(月)	休会			
12月18日(火)	休会			
12月19日(水)	休会			
12月20日(木)	休会			
12月21日(金)	休会	委員会	前 9:26	1 議会運営委員会
12月22日(土)	休会			
12月23日(日)	休会			
12月24日(月)	休会			
12月25日(火)	休会			
12月26日(水)	本会議		前 9:29	1 再開 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号-第11号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第12号-第15号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第16号、第17号) 12 提案理由の説明、質疑 13 休憩
			後 2:56	14 再開 15 議案上程(追加日程第1号、第2号) 16 委員長報告 17 質疑、討論、表決 18 議案上程(日程第18号、第19号) 19 質疑、討論、表決 20 議員派遣について
		委員会	前 10:53	1 総務文教委員会

本 会 議 第 1 日

(平成24年12月7日)

平成24年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

平成24年12月7日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	97	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予 特
5	98	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	99	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	100	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	101	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
9	102	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
10	103	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	104	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	105	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	〃
13	106	南薩地区消防組合の解散について	総 文
14	107	南薩地区消防組合の解散に伴う財産処分について	〃
15	108	南薩地区消防組規約の変更について	〃
16	109	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の変更について	〃

17	陳5	県立薩南病院に小児科の再開と産科の開設を求める陳情	産 厚
18	110	教育委員会委員の任命について	
19	111	教育委員会委員の任命について	
20	112	人権擁護委員候補者の推薦について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
橋之口 寛 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
山 口 太 総務課行政係主査

午前9時29分 開会

○**依積田義信議長** 平成24年第7回定例会が本日招集されましたが、出席議員15人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、2番立石幸徳議員、14番吉嶺周作議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月26日までの20日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程はお手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成24年第5回定例会以後の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第17号までの14件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は補正予算4件、条例5件、南薩地区消防組合の解散関係議案3件、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について1件、人事案件3件の計16件であります。このうち、人事案件を除く13件について説明を申し上げます。

まず、議案第97号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,085万2,000円を減額し、予算総額を101億2,510万円にしようとするものです。

地方債の補正は、内鍋清掃センター延命改修事業ほか4事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、地域密着型施設整備事業補助、定期及び任意の予防接種事業、日本一の茶産地プロジェクト事業、広域漁港整備事業負担金などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第98号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し

上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,895万7,000円を追加し、予算総額を42億4,391万4,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、繰入金及び諸収入の増、国庫支出金及び県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第99号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ655万5,000円を減額し、予算総額を21億4,314万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第100号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ241万円を追加し、予算総額を7億8,984万円にしようとするものです。

補正の内容は、東日本大震災に係る特別負担金の増に伴う人件費等の増額、汚泥受け入れ先の変更に伴う委託料の増額及び受益者負担金前納の増に伴う報償費の増額であります。

以上の財源として、分担金及び負担金、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第101号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するとともに、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特別割合を定めるほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第102号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正により、同手当の支給要件が拡大されたことに伴い、ひとり親家庭等に係る医療費助成の対象者についても、これに準じ、その範囲を拡大しようとするものです。

次の、議案第103号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第1次一括法による公営住宅法等の一部改正に伴い、市営住宅等の整備基準に関する規定を設けるとともに、入居者資格に係る収入基準額を定めるものです。

次の、議案第104号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第2次一括法による下水道法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき、国が定める基準に準じ、公共下水道の構造の技術上の基準等について定めるものです。

次の、議案第105号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第2次一括法による水道法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき国が定める基準に準じ、水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例を制定するものです。

次に、議案第106号南薩地区消防組合の解散について、議案第107号南薩地区消防組合の解散に伴う財産処分について及び議案第108号南薩地区消防組合規約の変更について申し上げます。

これらは、南薩地区消防組合を解散し並びにこれに伴い、同組合の財産を処分し、及び事務承継に係る事項を同組合規約に定める必要があるため、同組合規約を変更することについて、関係市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものです。

次の、議案第109号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合規約別表の事務の一部

に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 私は、ただいま提案されました議案の中で、議案106号から第108号までの南薩消防組合の解散に関する議案について、幾つか質疑をさせていただきます。

議案第106号から第108号までは、いずれ総務委員会で委員会審査をするように予定されているんですけども、基本的なことについてですね、本会議の記録に、きちっと記載しておくべきであろうと考えますので、お尋ねをさせていただきます。

まず、議案第107号におきまして、南薩地区消防組合の解散に伴い、財産処分をする明細がそれぞれ記載されておるんですけども、この記載された以外のといいましょうか、組合全体にかかわるその債権、債務はもうほかにはないというふうに、確認をしてよろしいのかどうかですね。その点を確認させてください。

それから、枕崎市に承継する財産の1番目に、平成19年消防再編時、南さつま市消防本部から、承継されたものを除くと。また、南さつま市のほうはこの関係で、平成19年消防再編時、南さつま市消防本部から承継されたものに限るというその、財産処分の明細が出ているんですけども、具体的にはこの財産はどういうものがあるのかですね、その点を明確にしていきたいと思います。

それから、議案第108号の関係では、この消防組合に追加の条項が出されているんですが、まずこの追加条文の意義と申しますか、どういった意味合いから、この条文が必要になってきているのか、その点を説明いただきたいと思います。

○**永留秀一総務課長** 議案第107号に、協議書の中に掲げてあります財産処分の対象になる財産、ここに掲げてあるのが消防組合の持っている財産のすべてであると。それを、それぞれの構成市に振り分けるということで、ここに協議書を作成したということでもあります。

それから、2番目の消防本部、枕崎消防本部及び消防署に配備されているものの中で、南さつま消防本部から継承されたものという、具体的な中身ということですが、消防本部の事務所の中にですね、消防再編時に机とかロッカーとか、そういった備品類を運んだということで、南さつまの消防本部のほうから持ってきた分については、南さつま市のほうへ返すというような協議を行っている。具体的にはそういうことであると、そういう備品類が対象であります。

それから、第108号の規約の変更の関係ですが、これにつきましては、基本的な財産については、この107号で協議書によって、財産の処分を行うわけですが、組合が持つ債務ですね、具体的に言いますと、平成25年3月に支払いを、3月に債務が発生して、実際の支払いは4月以降になるというものが出てくると。

例えば、電気料金でありますとか、職員の時間外手当とかですね、そういったものについては、3月に債務が発生しますが、実際に支払いは4月になるというものが出てくるということで、それらの債務については、継承をする団体を決めまして、それでその団体が債務も引き継いで、4月に支払いを行うというような手続をとらないといけないということで、今の消防組合の規約には、そういった事態を想定していなかったもんですから、その場合の事務の承継についての1条を加えようということで、この規約を変更しようとする趣旨であります。

○**2番立石幸徳** 従前からですね、巷間、南薩消防組合の財産の台帳なるものが、非常に不明朗であるというのを、ま、私どもは単なる話として聞かされていただけにですね、この財産処分というものには、しっかりとした対応をしていただきたいと考えますので、細かいことは委員会審

査でお尋ねをしますが、最初、総務課長がその、財産についてはここに記載されているのがすべてだという説明をされましたけどね。自治法上は債務も財産と見るという、きちっとした位置づけになっているわけですよ。ですから、先ほどの説明は若干、その点では的を射ていないというふうを考えるわけです。

この点も委員会でまたきちっと、正確な説明をいただきたいと思うんですけども、この議案109号の關係の、ああごめんなさい。108号の關係ですね、108号の關係の事務承継。この部分については、地方自治法施行令の中の218条の2。この条文が、市町村及び特別区の組合に関しては、自治法施行令の第1条から第6条までの規定にかかわらず、規約で特別の定めをすることができる。この施行令をもって、今回の議案が出されているわけですね。

で、解散した後の、今、対応を総務課長のほうで、この規約がないとできないということでありまして、具体的にはまだその、今、説明以外の予測されるその、議決が、後年度必要になるものというのは、今説明された以外のものはないと、こういうふうに確認しとってよろしいんですかね。

○永留秀一総務課長 この事務継承については、108号による規約の変更をお願いする以外には今後、それ以外で議決とか、お願いをするようなことはないということで、協議をしております。（「答弁になっていないんですけど」と言う者あり）

○永留秀一総務課長 失礼いたしました。この規約改正については、議決をお願いする必要はないんですけども、具体的に、どこが事務継承を行うということを3月議会にですね、お願いをしようということで、その時点で、3市のうち、どこが事務継承を行うんだということの議決はお願いする予定であります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出されました委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時52分 休憩

午前10時0分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第18号から第20号までの3件を一括議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました、議案第110号から第112号までの3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第110号及び第111号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員山口英夫氏並びに桑原一幸氏は、平成24年12月17日をもって任期が満了とな

りますが、引き続き、両氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の同意を求めるものです。

次の、議案第112号人権擁護委員候補者の推薦につきましても、人権擁護委員竹中秀男氏の任期が、平成25年3月31日をもって満了となりますが、その後任として瀬戸口勇市氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、それぞれ無記名投票で行います。

まず、日程第18号教育委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼
に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、8番城森史明議員、9番沢口光広議員、

10番畠野宏之議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第110号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号教育委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、11番吉松幸夫議員、12番沖園強議員、13番中原重信議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第111号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、14番吉嶺周作議員、2番立石幸徳議員、3番豊留榮子議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第112号は同意することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時23分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成24年12月10日)

平成24年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

平成24年12月10日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員 (15ページ～23ページ)
		吉嶺 周作 議員 (23ページ～29ページ)
		豊留 榮子 議員 (29ページ～36ページ)
		沢口 光広 議員 (36ページ～45ページ)
		吉松 幸夫 議員 (45ページ～50ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長	

午前9時29分 開議

○**俵積田義信議長** おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番吉嶺周作議員、3番豊留榮子議員、4番沢口光広議員、5番吉松幸夫議員、6番清水和弘議員、7番禰占通男議員、8番城森史明議員の順に行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○**2番立石幸徳議員** 皆さん、おはようございます。

通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。

毎年度11月末日をもって決算期といたしております枕崎市漁業協同組合の平成24年度、つまり、平成23年12月から平成24年11月までの水揚げ状況速報値によりますと、水揚げ数量では9万8,761トンで、対前年比約4,400トンの落ち込みであり、また、水揚げ金額としては、約145億8,000万円で、前年比22億5,000万円余りの増加となったようであります。

私は12月議会におきまして、本市の基幹産業として位置づけられます水産業並びに水産加工業の振興策について、最初に質問いたしたいと思っております。

去る10月30日に開かれました水産庁の漁業構造改革総合対策事業、別名をもうかる漁業事業と呼ばれておりますが、この事業の第12回中央協議会におきまして、枕崎市漁協の枕崎地域プロジェクト改革計画が認定をされました。遠洋カツオ一本釣り漁業の枕崎地域プロジェクト改革計画では、1番目に南方海域沖における（生食）刺身向けのB1カツオに加え、かつおぶし向けブラインカツオを製造し、最高級本枯れ節用原魚を計画的に安定供給する。2つ目が、B1カツオから変形、傷の選別規格がないブラインカツオを生産することで、水揚げ価格の下落を防ぐとともに、冷凍圧縮機の燃油消費量を削減する。こういった計画のもとで、本市の遠洋カツオ一本釣り漁業の生き残りを図っていくというプロジェクトになっておりますが、具体的な事業成果として、こういったことを予測しているものなのか。今回のこの事業の目的と事業内容について、詳細に説明していただきますよう、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 枕崎地域の遠洋カツオ一本釣り船は、漁業用燃油や資材の高騰や漁獲量の減少、魚価の不安定などにより、5隻のうち2隻が平成24年で廃業となるなど、極めて厳しい状況にあることから、残る3隻の経営維持を図るため、水産庁のもうかる漁業創設支援事業を導入し、3隻が一体となって、収益性の回復と枕崎地域の本枯れ節加工用原魚を安定供給しようとするものです。

このプロジェクトの改革計画は、去る10月30日に中央協議会で承認され、平成25年の3月をめどに実証事業を開始する予定です。事業実施者は枕崎市漁業協同組合で、実証期間は平成25年度と平成26年度の2カ年です。

改革の内容等については、担当課長から答弁させます。

○**南田敏朗水産商工課長** 改革の具体的内容につきまして、御説明をいたします。

御質問の議員もかなり詳細に調べておられるようでございますけれども、改革の内容につきましては、先ほどありましたように、B1カツオが主流となっていた水揚げを水産加工業者の南方ブラインカツオ需要に応じて、計画的に枕崎港に水揚げをするということで、水揚げ金額の向上を図ることということでございまして、それから、低温活餌槽のシステムのポンプ類、冷凍機に、圧縮機と言いましたけれども、そのモーター類にインバーターを導入することで、燃油消費量の削減を図ることとしております。

それと、そのほかにですね、海鳥レーダーの更新というのがございまして、今の海鳥レーダーはちょっと、解析力がまだ悪いということで、今回新しく入れるのは、波と海鳥の判別が可能なもの、それから、鳥の群の大きさにかかわらず、1羽でも判別することができるようなシステムのもの、それから、雨天時にも霧が発生しても、海鳥と雲の判別ができるということのレーダーを入れるということですね。

それから、プロッターといいまして、いろんな海底の地形、気圧配置、風向、波の高さ、海面の温度、海流、それから航跡、それから降水量等の気象・海況状況等がそれぞれコンピューターで分析されるわけですが、それを統合して表示するコンピューターからの出力機器の新型プロッターを導入するというので、水温や魚群の分布情報を僚船と共有することで、漁場探索の効率化を図って、生産の向上を図るということでございまして、この事業の最大の目的といたしましては、やはり、先ほど市長からもありましたとおり、経営の安定化ということが最大の目的でございます。以上です。

○2番立石幸徳議員 今、この事業の中身・内容は詳細に説明されたんですけどね。一番大事なこの事業の意義・目的なんです。つまり、B1カツオだけでなく、ブラインカツオをつくる、この部分の説明が抜けているんですけどね。

日本かつお・まぐろ漁業協同組合の石川組合長もですね、国の漁業構造改革組合対策事業、先ほどから言われます、もうかる漁業創設支援事業ですね、これは積極的に活用をしていくんだと。全国各地の、本市に限らず、例えば、焼津市、気仙沼市といった各地のカツオの町もこの事業に一斉に取り組んでいるんですが、特に、その本市の場合の特徴、これは何といたってもそのB1カツオに加えてブラインカツオを安定供給するんだという、ここにあるわけなんですね。

これがなぜ、その事業目的になってきているのか、その点の説明がないんですが、この部分については、一番大事な部分ですので、再質問をいたしたいと思えます。

○南田敏朗水産商工課長 ブラインカツオの製造につきましては、加工組合のほうからですね、今、加工組合のほうの本場の本物ということで、枕崎鯉節の最高級品である本枯れ節をつくっているんですけども、その原魚が足りないということで、それと、一本釣りのカツオが非常に人気があるということで、消費市場においても、そのかつおぶし、一本釣りでつくったかつおぶしの消費市場の人気があるということで、枕崎の水産加工業協同組合から漁協さんに要望がございまして、B1カツオだけでなく、かつおぶし用のカツオを、ブラインカツオをつくってくださいということで申し入れがあったところございまして、それに応じまして、最近、B1カツオよりブラインカツオのほうが高く売れるということもございまして、漁業生産者といたしましても、その経営の安定化に資すると。浜値向上につながるということで、この事業にブラインカツオを製造するというのを加えたところでございます。

○2番立石幸徳議員 私自身も、かつてこのかつおぶし製造に携わっておりましたのでね、もう少し課長のその説明の足りない部分を意見として申し上げておきたいんですけども、鮮度、カツオの鮮度そのものは、当然ながら、刺身向けのB1カツオのほうの鮮度はいいんですよね。しかしながら、あまりにも鮮度がよすぎていいでしょうか、かつおぶし向けにこのB1カツオを使うとすると、むしろ、かつおぶしとしては、花の色だちといいでしょうか、削ったときに花かつおも色合いが非常に見づらく悪い。ですから、むしろ、若干、鮮度の落ちたブラインカツオのほう、かつおぶし向けには非常に好まれるわけです。そこでもって、業界では俗に褐変、褐変、褐色に変化するB1カツオよりブラインカツオのほうを高値であっても買うと。そういったことから、一本釣り船はむしろ、B1をつくるためのカツオ船でございまして、あえてかつおぶし向けにブラインカツオを今回の事業でつくって、そして、経営を安定していくと。この部分をですね、きちっと押さえておかないと、何のための事業になるのか、よくわからない。そういった点についても、今後、担当課のほうでは、PRをしていただきたいと思うんです。

先ほどの石川日かつ連組合長はですね、近年、最近、この日本近海へのカツオ北上群、カツオが南から上がって来るカツオ北上群が減少していると。これは、南方のまき網漁業が増大をしている、そういった影響としか考えにくい。そういうことですね、本年10月末にこの点について、厳しく発言をされまして、今月12月の中西部太平洋まぐろ類委員会、通称WCPFCと申しておりますが、この第9回年次会合において、まき網船の隻数規制や漁獲規制を講じるよう、日本政府の積極的な交渉に期待をすると、こう言って10月末に発言されていたんですが、先週、12月6日にフィリピンのマニラで2日から開催されておりましたこのWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合が終わっているようであります。

そして、その会合ですね、まき網漁業の規制といいたまいますか、新たな対応が合意をされております。その内容はですね、2013年、来年度のまき網漁業の集魚の装置、つまり、魚を集める装置をこれまで、この操業を7月から9月までの3カ月間を禁漁、つまり、操業禁止期間としてたんですが、約1カ月間これを延長すると。つまり、操業をする期間をですね、10月まで4カ月間にするというような内容であります。まき網の操業期間が短くなるということは、本市にとりましてもいろんな意味で大きな影響が出てくるわけなんです。そこで、もう1つの本市が取り組んでいるこの水産業振興プロジェクト、かつおぶし原料確保の対策プロジェクト、この部分について、質問をしてまいりたいと思います。

海外まき網漁業協会のかつお枕崎地域プロジェクトが、これもやはり、水産庁のもうかる漁業事業の一つなんですけれども、今月の12月4日から5日、つい先日ですが、水産商工課長も会議に参加されたということで聞き及んでおります第13回の中央協議会ですね、かつお枕崎地域プロジェクトが認定をされております。こっちのほうの事業目的といたしましては、かつおぶし生産量で国内最大のシェアを持つ枕崎の地は、慢性的な原料不足により、割高な輸入物や地区外搬入に頼らざるを得ないと。こういった状況を受けまして、事業計画として、ミクロネシア連邦との合弁事業によりまして、中西部太平洋海域にカツオ漁場を確保し、収益性の改善を図るとともに、漁獲物を枕崎漁港に水揚げすることによりまして、かつおぶし原料の安定確保をねらいとする。こういった目的で、こちらのほうも2年間の実証事業として取り組むわけなんです、この実証事業がですね、こういった成果を上げたときに、将来的にもこの事業が有望であると判断をされるのかですね。

それから、この事業はトップに海外まき網協会がやる事業ということで出されておりますが、本市の水産業団体との関連性はどうなっているのか。その辺の具体的な内容について説明をいただき、特に、この事業に取り組む必要性ですね、先ほども幾らかは申し上げましたけれども、本市が取り組む必要性をどこにあると認識されているのか。本市住民にわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 この事業のですね、目的等について、目的と改革の内容について答弁をしていきたいと思っております。

まずですね、このかつお枕崎地域プロジェクトにつきましては、先ほど議員の御指摘もありましたとおり、枕崎地域のかつおぶし業に最も多くカツオを供給している海外まき網船が非常に漁業用燃油・資材高騰に加え、先ほどもありました主要漁場である中西部太平洋海域での外国漁船との競争、それから、域内島嶼国の入漁料等、操業条件が年々厳しくなっているということ、こういう状況がありまして、先ほどありました水産庁のもうかる漁業創設支援事業を導入して、ミクロネシア連邦国と合弁事業に取り組んで、同海域の漁場確保並びに効率的操業により収益の回復を図って、枕崎地域へかつおぶし加工用の原魚を安定的に供給しようとするものでございます。

改革の内容につきましては、その実証をしようとする改革の内容でございます、合弁事業による中西部太平洋海域の漁場を確保すること。それから、網の片方、普通は1号艇という大きな

船で引っ張っているんですけども、それを行わずに、パラシュートアンカーとってですね、俗に言うパラシュートを海の中に広げるといふようなことで、片方を安定させるという方向で、一方で本船が動いて魚群を取り囲む漁法ということで、これ私どもVライン操業ということで呼んでいるんですけども、これを実証するということでございます。こういう方法につきましては、日本丸がインド洋で実施をしていった操業方法でございまして、まだ中西部太平洋海域では操業実績がほとんどないということで、これを太平洋海域でも安全に操業できるか、実証をしようというところでございます。それから、目合いを大目合いにするということで、網の海底へ落ちる速度を早めようというところでございます。普通、海まき船が使っている漁網の網目というのは、一目、目合いが大体270ミリメートルということでございますけれども、これを最大で450ミリメートルの大目合いに変えるということで、まずメバチ幼魚等の混獲率の削減と。これも非常に問題になっている、WCPFC等で問題になっているところでございます。これを避けるということでございます。それから、ミクロネシア連邦国のポナペ港を基地として効率的な操業を行うということでございまして、漁獲量の安定と漁場との距離を短くするというところ、費用の削減を図ろうというところでございます。それから、かつおぶし加工用であるカツオを先ほどありましたとおり、枕崎地域へ安定して入れるということで、海まき船の収益性の向上につなげようというところでございます。この実証事業でやっている今、申し上げました改革計画がうまくいくということですね、将来、これが安定的に、海まき船が安定的に操業できて、なおかつ、日本の海まき船が海外漁場で安定した地位を占めることができるということで、その漁場確保ができるということを目指しております。

先ほどありましたとおり、このプロジェクトは12月5日に、私どもの場合は、12月4日、5日で開かれたんですけども、私どもの場合は12月5日でございます、そのときに承認を受けましたので、平成25年の3月をめどに実証事業を開始する予定でございます。

この事業の実施者が枕崎市漁業協同組合ということで、実証期間は平成25年度と26年度の2カ年ということで、海外まき網との関係はどうなっているかということでございますけど、この漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱というのの中で、プロジェクト運営事業というのがございまして、先ほど私どもが審議を受けたのが中央協議会でございまして、その下に地域プロジェクト運営事業というのがございまして、この改革計画をつくるプロジェクトの運営を海外まき網の組合にやっていただいておりますということで、総体的な指導とかいうのは、この海まき組合がやるということでございまして、この改革計画に基づいて実証運航等の事業をとり行うというのが、枕崎漁業協同組合ということでございます。以上でございます。

○2番立石幸徳議員 いや、課長、あの、お聞きしているのはですね、余り細かいその技術的な問題とかいうことじゃなくて、基本的な部分、なぜこの事業を本市がやるんだというその基本の部分ですよ。そこが全然答えられていない。

例えば、その入漁料が非常に高くなってきたと言いますが、現在、入漁料は幾らだというふうに認識しているんですか。

○南田敏朗水産商工課長 具体的に幾らということ、すみません、今、資料を持って来ておりません。

○2番立石幸徳議員 資料云々の問題じゃないんですよ。これ、マルハニチロが既に本年1月にミクロネシアと合弁事業を組んでですね、もう実際、そういった日本の大手企業は取り組んでいる。それはなぜかという、入漁料が一番引っかかっているんですよ。1日5,000ドル、1日で5,000ドルですよ。今の為替相場からいくと、約、日本円で40万円なんです、1日に。ですから、このまき網カツオ漁場を確保するためにどうするか。

で、大洋の社長が会見しておりますが、本年1月にミクロネシアと合弁会社を設立しまして、なぜ、合弁事業を立ち上げたのかという方針決定に際してですよ、大洋の社長は、太平洋島嶼国

への入漁料がカツオをとっても、とらなくても1日5,000ドル、約40万円ですよ。規制もあるので、今の日本フラッグ、日本隻では効率も悪いし、収支的にも厳しいと。思い切って現地に入って、内国船として入漁料を大幅に削減して、効率のよい操業を行い、南太平洋諸国の規制ではなくて、逆に、保護という部分で優遇措置を受け、操業を発展させていく決断をしたと。これがマルハニチロの合弁に取り組んだ大きな原因です。で、南太平洋島嶼国8カ国の中で、どこが一番適当なのか。資源量、法制度などをもろもろ考慮して、ミクロネシアを選んだと。海外まき網協会とも相談し、話を進めたと、このようなことなんですね。

もう既にこのマルハニチロの合弁事業は、もうおおよそ1年間たつわけなんですけども、最新の水産業界紙によるこの社長会見では、初年度から業績が非常に好調だと述べております。

本市の場合は、この2カ年のミクロネシアとの合弁事業を終了した後、終了した後はどのようなことを考えているんですか。

○南田敏朗水産商工課長 まず、この事業ではですね、ミクロネシアと合弁は行いますけれども、日本フラッグを離すということではなくて、日本の補助事業でやりますということからですね、まず、この2年間は日本フラッグのままで、合弁はしますけれども、船の船籍は日本国籍のままでございます。なので、とりあえず、先ほど言いましたように、入漁料そのものは、今、ほかの船はVDS、今言われるとおり、とる、とらないにかかわらず、船1隻に対して1日それだけ、50ドルだったか、私は50万だったと思ったんですけど、ちょっと、自信がなかったので言わなかったんですけども、とりあえず、そういうお金を払わないといけないということで、かなりの高額になるということでございますので、とりあえず合弁をやって、向こうの水産庁と幾らか下げただけかもしれませんでしょうかというお話を今からやるということで、今、まだそれについては、今のところでは、ほかの船と同様の見積もりはしているところでございます。

将来的には、これも一番の課題、今、議員御指摘のとおり、2年後はどうするのかというのが非常に大きな課題でございまして、私どもとしましては、お互いにミクロネシアとの友好をしながら、この合弁事業をさらに進めていきまして、海まき船の経営安定化と、一番は枕崎地域へのカツオの安定供給を図っていきたいということでございますけれども、この事業の船の去就については、まだ、今後、この改革計画の推移を見守ろうということで考えているところでございます。

○2番立石幸徳議員 まあ、時間が足りませんのでね、要点のみ、きちっとお答えいただければ助かります。

こういったその原料カツオの確保対策については、本市と同様、かつおぶし産地である指宿市山川地区のほうがですね、むしろ、先進的といいたししょうか、非常に先取りした取り組みをなされているんですよ。もう既に、山川地区のほうは、過去2カ年、極洋、水産大手の極洋とタイアップしまして、わかば丸というまき網船を使ってこの実証事業を終えて、その後、本年、24年度からはですね、山川町漁協でこのかつおぶし原料をまき網船から沖で積みまして、運搬をして来る運搬船の事業を山川町漁協が取り組んでおります。

私自身も先月、この山川町漁協を訪問いたしまして、この事業のおおよその概要といいたししょうか、あるいは、その今後の見通し等についてもいろいろと勉強をさせていただきましたけども、非常に軌道に乗っている。で、山川のほうは新しい冷凍冷蔵庫もつくりましてね、このかつおぶし原料の確保のために、年間、約3億円で運搬船をチャーターして対応しております。ですから、当然ですね、本市の場合も今回の2年間の日本丸を使った実証事業の後のことも頭に入れて対応していかないと、ただ2年間やって終わりでは、何の意味もないですよ。

先ほどから言いますように、この南太平洋島嶼国におけるこのカツオ資源については、いろんな規制が今後ともかかっています。先般のそのフィリピンのWC P F Cの会合の後にもですね、資源保護団体のグリーンピースという団体が、これじゃ満足できないと。まだまだそのちゃんと

規制をして、カツオ・マグロの資源をちゃんと保護せということを声高らかに言っております。そういう中で、本市の本当に地域資源として大事なこのカツオをどうするか、守るか。そういうためには、この事業は真剣になってですね、取り組んでいかないと、カツオ産地としての本市の生命にかかわる事業だと私は認識しておりますよ。そういったことから、ぜひですね、先般11月末にもこのもうかる漁業は日本再生戦略の一つとして政府が位置づけて、約30億円の予算の積み増しもしているようです。ですから、そういったことも頭に入れて、積極的に活用していただくよう、お願いしておきます。

最後に、この水産振興の関係では、H A C C P対策なんです。枕崎市は高度衛生管理型の漁港整備に取り組んでおりまして、関連業界、特に、水産加工業の関係の衛生管理に対する意識向上、そして、水産食品を製造する過程でですね、ハザード、つまり、危害を防ぐという体制づくりは、極めて重要だと思うんですね。で、このH A C C Pの対策はどのようになっているのか。手短に要点を踏まえて、説明をいただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 はい、この御指名の事業につきましては、水産庁の補助事業でございまして、平成24年度の水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業というので取り組んでおりまして、水産物の生産段階から関係者の連携をつくって、先ほど言われますH A C C P、危害分析重要管理点の考え方に基づく品質管理体制を構築して、世界に通用する産地市場を目指す。それから、枕崎鯉節や枕崎鯉、ぶえん鯉などのほかにも、枕崎から枕崎地域ブランドをつくって確立をしていこうというものでございます。

先ほども議員のほうからありましたとおり、枕崎漁港は平成23年4月に水産庁が策定した高度衛生管理基本計画で平成27年度までに100メートルの高度衛生管理型荷捌き所を整備するということが示されております。現在、関連の漁港整備事業が進んでいるところであり、その衛生管理荷捌き所をつくるためにどうするかということで、ソフト事業にも取り組んでいるところでございまして、その高度衛生管理型荷捌き所が開設するまでにそのソフト事業の構築がもう済んでいるということが目的でございまして、それを今、目指しているところでございます。このために荷役、運搬、冷蔵庫を含めた枕崎市内の水産業にかかわる業界団体、県を含めて行政関係者が連携して、枕崎水産加工業協同組合、枕崎市漁協、枕崎市、鹿児島県等で組織する枕崎地区水産物品質衛生管理水準向上協議会を平成24年の7月26日に設立いたしまして、このH A C C Pに基づく品質管理、衛生管理の考え方を学んでいるところでございまして、実施研修、それから先進地視察、アドバイザーによる現地指導、現地調査等を行って、市場関係者の意識向上に取り組んでいるところでございます。

今後は、最終的に枕崎版の地域H A C C Pの導入に向けて、食品衛生管理の国際規格であるH A C C Pの考え方を取り入れて、枕崎独自の基準なり、ルールなりをつくって、マニュアル化していこうという取り組みにも計画をしているところでございます。

○2番立石幸徳議員 この点の対応も、今後とも極めて大事になると思いますので、積極的に対応していただきたいと思います。

次の質問項目に入らせていただきます。T P Pの関係でございまして、で、去る10月29日、野田首相、野田総理大臣がですね、国会におきまして、T P Pと日中韓の自由貿易協定、まあ、F T Aですが、を同時並行的に推進すると所信表明をされたわけなんです。で、約3年ほど前からの民主党政権誕生以来、このT P P交渉におきましてですね、民主党政権は、政府としては極めて積極的に推進をしていくという、そういった方向性を打ち出しております。特に、現在、国家戦略担当大臣の要職にあります前原大臣、この方はかつて、日本のG D Pにおける第1次産業の割合は1.5%だと。これを守るために、98.5%のかなりの部分が犠牲になっていると。こういう発言をされた方なんですよね。

そこで、T P Pが本市の地域経済、あるいは地域産業、そして、地域社会にどのような影響を

及ぼすのか。この点については、しっかりと整理をしておかなければならないと考えるわけです。まあ、従前にも若干の影響の範囲をお尋ねしたこともございましたけれども、現時点です、この本市農業、それから水産業、さらに医療面での影響は、どういったものがあると考えられているのか。それぞれまとめて、時間の関係もありますので、お答えいただきたいと思います。

○真茅学農政課長 TPPの関係国に限った影響額の試算は、国も県も行っておりませんが、主要農産物19品目について、全世界を対象に関税を撤廃し、何ら対策を講じない場合の影響額として、農林水産省が平成22年に発表した試算では、農業生産額が4兆1,000億円減少し、農業の多面的機能の喪失額を3兆7,000億円としております。

鹿児島県では、同じような考え方で9品目、まあ、砂糖、でん粉原料用サツマイモ、米、茶、牛肉、牛乳、豚肉、鶏肉、鶏卵の農業生産額で1,813億円、関連産業で1,858億円、地域経済に1,996億円、合計で5,667億円の影響があるとしております。

県の試算に準じまして、本市農業への影響を平成23年度の農業生産額から試算しますと、サツマイモで3,900万、米で4,900万、茶で3億8,800万、肉用牛で8億4,000万、乳用牛で1億3,500万、養豚で10億4,000万、養鶏で3億8,200万円の7品目で合計29億円程度となり、本市農業生産額の約29%に相当する額となっているところでございます。

○南田敏朗水産商工課長 本市水産業、水産加工業に及ぼす影響について御答弁いたします。

TPPの締結に伴う影響については、平成22年の12月に牧議員から同様の御質問がありましたが、本市の水産業及び水産加工業への影響につきましては、当時と全く、すみません、ほとんど変わっていない状況でございます。

枕崎市に輸入される水産物というのは、冷凍カツオが主なものでございまして、関税率につきましては、基本税率が5%、WTO協定率が3.5%、特惠国税率が無税となっているところでございます。

冷凍カツオ等の輸入相手国は、インドネシア、マーシャル、フィリピン、台湾等でございますが、これらの国々は今のところTPP協定交渉には参加していないことや、カツオの市場は御承知のとおり、バンコク市場に左右され、枕崎漁港等、日本の産地市場価格もこの国際相場で動いていることなどから、遠洋カツオ一本釣り漁業、海外まき網船など、本市水産業には現状以上の影響は少ないものと考えておりますが、今後、インドネシアやフィリピン、マレーシアなど、アジア太平洋諸国が、あ、マーシャル、すみません、マーシャルなど、アジア太平洋諸国がTPPに参加した場合は、影響が出るのが懸念されます。

また、本市のかつおぶし製造業者の事情は、平成22年当時と変わらない状況でございまして、関税が撤廃されることで輸入カツオを安く購入できるようになる一方で、かつおぶしの製品を売る場合には、関税がかからない安い輸入カツオと競争しなければならないという複雑な状況でございます。

かつおぶしの関税率につきましては、関税率が9.6%となっております。かつおぶし類の最近の平均輸入量は、最近5カ年の平均輸入量が約5,668トンでございまして、金額で約33億3,897万円で、平均単価が約580円となっているところでございます。一方、枕崎の荒節の最近5カ年の平均生産量が約8,755トンで生産額が91億9,674万円で、平均単価は約1,050円でございます。輸入カツオのかつおぶしの平均単価は、枕崎鰹荒節の平均単価のおよそ55%となっております。今後、インドネシア等かつおぶしの生産国がTPPに参加した場合には、かつおぶしの輸入量はふえることが予想されますので、枕崎では水産加工組合など関係団体と行政が協力して、今進めております枕崎鰹節の品質のブランド化を進めるとともに、その品質のよさをPR化して、輸入品との差別化を行っていく必要があると考えているところでございます。以上です。

○白澤芳輝健康課長 医療面における影響ですけれども、日本医師会の意見広告によりますと、TPP交渉に参加すれば、保険のきかない自由診療を組み合わせた混合診療の解禁、医療の営利産

業化など日本の医療をあらゆる角度から市場開放、規制緩和を迫られることが予想され、国民が受けられる医療に格差を招き、国民皆保険を崩壊させる危険性を指摘しているところでございます。

○2番立石幸徳議員 最後のその医療面の関係の影響でもですね、日本医師会がこのTPPによりまして医療機関の株式会社化、こういった危険性を考えたときに、医療の質が低下をしていくと。つまり、利益を追求するために不採算な患者や部門、あるいは不採算な地域からは撤退をすると。それから、患者負担の増大、こういったいろんなですね、TPPによるその弊害といいましょうか、大変な影響が予想されるんですね。

そういったことから、鹿児島県知事も早くから、鹿児島県としては甚大な影響があるので、TPPには反対だと、再三申し上げているようであります。

このTPPはですね、外国から安い食料品が入って、あるいは安い賃金の労働者が入ってきて、そうなりますと、今の日本のデフレ経済脱却のためにもよろしくない。基本的な貿易の自由化というのは、やはり、時間をかけて、それぞれの国の自主性を重んじてですね、やっていくべきであると。このことが私は、枕崎市にとっては極めて大事な立場であろうと考えます。

時間もありませんので、意見だけを申し述べさせていただきますが、このTPPの影響として、最近、各地方自治体の条例にですね、非常にその悪影響が出てくるのではないかと恐れられました。地方自治体が定める自由な競争を阻害するんだという条例があるんじゃないかと。例えば、給食センターに地元の資材を優先して使いましょとか、あるいは住宅リフォーム制度で地元業者を優先だと。そういったことをやるとTPPの関係からいくと、国家訴訟、ISD条項で訴えられる可能性がある。こういうことが恐れ出しているんですが、現在、本市の条例中、そういう訴えられる可能性のあるものがあるんですか。この点は確認させてください。

○永留秀一総務課長 お尋ねの、仮にTPP交渉において、ISD条項が盛り込まれた場合の本市条例について、そういった規定があるのかということですが、現時点ですべての条例、あるいは規則、要綱、そういったことを詳細に調査・研究を行っておりませんので、具体的に申し上げることはできませんが、例えば、今、議員が言われました補助金交付の条件として、市内業者の利用を限定している住宅リフォーム制度、また、条例、要綱での規定づけがないものの中でも、地産地消の観点から地元食材の使用を推進している学校給食などについては、現実的に、外国資本の参入がされるかどうかというのは別にしまして、理論上はこのISD条項に該当するということになると思われまますので、提訴の可能性が全くないとは言い切れないというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 そういったいろんなことも踏まえてですね、やはり、TPPは私たちの地域ではどう対応しなきゃならないかということは、十分考えておかなければならないと思います。

次の、最後の質問に時間ありませんので、入っていきたいと思うんです。11月12日付で枕崎市医師会並びに南薩医師会、そして、川辺地域自治会連絡協議会、こういった団体からですね、南薩地区消防組合の枠組みを堅持する陳情書が提出されております。これは、枕崎市長並びに市議会議長あてに要望されたという新聞報道もございました。

陳情項目としましては、第1点目が「南薩地区消防組合は解散せずに現在の消防組合体制を維持すること」、2つ目に「消防広域化は救急医療を考慮し医師会と誠意をもって十分協議すること」、3つ目に「将来より良い消防広域化に向けて、地道に体制を整えていくこと」、こういったものが出てきているんですが、この陳情に対して、要望団体でございます枕崎市医師会に行政当局がどのように対応されたのかですね。

その前に、この消防救急業務における医師会の存在というのをどの程度、当局が認識されているのか、ひとつ確認させていただきたいんですが、本市における1年間の救急車の出場件数ですね、救急車が出て行っている件数は、幾らになっていると当局は認識されているんですか。これ

は、市長にお答えいただければいいと思います。

○神園征市長 枕崎市医師会に対しての説明につきましては、議会への報告の後で医師会と日程調整を行い、まずは医師会長さんに南薩地区消防組合での協議の状況などを説明し、後日、理事会でも説明をさせていただき、本市の立場を理解いただいております。

救急出動件数につきましては、資料がありませんので、お答えできかねます。

○2番立石幸徳議員 まず、その救急車の出場件数、私、ここに消防組合が出している消防の年報を2カ年分持って来ておりますが、平成21年からですね、本市だけで救急車は、21年が1,009件、22年1,045件、23年が1,133件、まあ、簡単に1年間365日で割り算をしますと、毎日3件、朝、昼、晩、毎日ですね、救急車は事故現場、あるいは、そういう要請のあった箇所から病院へ毎日3回は走っているんですよ。

この点をなぜ私が強調するかといいますと、今度の消防組合のいろんな経緯の中で、私は全員協議会におきましても、あるいは予算・決算特別委員会におきましても、医師会とは協議をされているのかと、私の記憶だけでも数回申し上げました。そして、こういった陳情が出てですね、その後、協議をされて理解をいただいたらということなんですけれども、これは協議と言えるんですか。方針決定後に足を運んでも、単なる報告じゃないんですか。どういった説明に行かれたのか、内容を教えていただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 医師会への御説明の件でございます。この消防広域化の経緯を少し申し上げますと、「いやいや、……（聴取不能）」と言う者あり）南九州市が南薩地区消防組合から脱退して、指宿市と組合を結成するということが決まったわけですが、それを受けて、本市と南さつま市は対応を協議しておりまして、何とか一緒にやれないかという協議をしていたわけでございます。その中で最終的にデジタル化の関係等がございまして、10月31日に解散をせざるを得ないという決断になりまして、12月2日に議会で御報告をさせて、ああ、すみません、11月2日に議会で御報告をさせていただくまでは、その方針を最終的に外部に説明できるような状況になかったと。それまでは何とか一緒にやれないかというお話をしておりましたので、そういう結論が出た時点でないと、外にお話ができなかったということで、医師会のほうにはそういう経緯を御説明をいたしまして、御理解をお願いしたところでございます。（「はい、いいですよ。2番」と言う者あり）で、医師会としましては（「2番」と言う者あり）。

○依積田義信議長 答弁中です。（「いや、もういいんじゃないんですか。その医師会に説明したんでしょ。時間がないですから」と言う者あり）答弁中です。（「いや、いいですよ。2番」と言う者あり）副市長、いいですか。立石議員。

○2番立石幸徳議員 本来ならですね、行政側から、行政のほうからですよ、こういった要望を受けるまでもなく、協議をすべき、そういった性格のもですよ。方針決定からしたら、単なる報告、説明ですよ。そういうことじゃないんですか。

○依積田義信議長 副市長。簡潔に、簡潔にお願いします。

○地頭所恵副市長 11月2日にですね、議会のほうに御報告をした後、日程調整を医師会とさせていただいた中で、やはり、医師会の先生方、なかなか時間をつくるのが難しくてですね、結果的に陳情より後に御説明の日程になったということでございます。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○14番吉嶺周作議員 皆様、おはようございます。2番バッター、吉嶺周作です。

12月に入り、一雨、一雨降るたびに寒くなってまいりましたが、気を引き締めて、ことしを乗り切り、来年はさらに、本市の再建に全身全霊取り組んでまいります。皆様も、お体には十分気をつけて、よいお年をお迎えできるよう願っております。

それでは、ひとしばらくおつき合い願います。

本市の教職員住宅の老朽化について、現在、本市には、教職員の福利厚生の一環として、25戸の教職員住宅があります。このうち、15戸が昭和50年代に建設されており、築30年から35年経過しており、老朽化が進んでいる中、今後の建てかえ工事の計画はどうなっているのか、当局の見解をお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 本市の教職員住宅は、昭和50年代に建築された古いものが多く、老朽化が進んでおりますが、入居者からの要望等を受けまして、修繕や部分改修により、教職員住宅の維持・管理を行っております。

教職員住宅の建てかえにつきましては、今後の検討課題であります。現時点での建てかえは、財政的に極めて困難であると考えております。

○**14番吉嶺周作議員** 先月から、市立病院の医師宿舎建てかえ工事が始まりましたが、この工事計画はいつごろから始まったのでしょうか。

○**依積田義信議長** 吉嶺議員、通告外になりますが、御了承願えますか。別な質問をお願いします。

○**14番吉嶺周作議員** それでは、現在3棟あります医師宿舎の1号棟、2号棟は昭和53年に建設されており、3号棟につきましては、昭和58年に竣工しております。

それに比べ、教職員住宅につきましては、立神小、桜山小校長宅が昭和50年に建設されており、枕崎小、別府小、金山小校長宅は、昭和51年に建設されております。医師宿舎よりも以前に建設され、古びて老朽化も非常に進んでいる状況にあると言えます。

当局が常日ごろから、答弁の中で、優先順位、優先順位という答弁をよく使いますが、優先順位からいった場合、教職員住宅の建てかえのほうが先だと思いますが、この件について答弁をいただきたいと思っております。

○**三島洋台教委総務課長** ただいま御指摘いただきましたように、市、公共の施設が非常に古いというのが現状でございますので、今回、御質問いただきました教職員住宅につきましては、御指摘のとおり、昭和50年に建てられたものから、昭和62年までに19の棟が建て……、19の宿舎が建てられております。

件数的には15になりますけれども、教育委員会といたしましては、教職員住宅につきましても総合的にですね、全体的な話し合いをする中で、今後決めていかないといけないということの方針は持っているところでございますので、優先順位と言われましても、今回は、教職員住宅についてのみの答弁というかたちで許していただきたいと思っております。

○**14番吉嶺周作議員** 学校の先生方は定期的に転勤がありますが、夢、心を膨らまし、「よし、枕崎で頑張るぞ」という思いで、赴任して来られる先生方、また、家族に対して、気持ちよく住んでいただき、子供たちの教育・育成に全力で取り組んでもらうためには、先生方の環境づくりも大切な教育の一環ではないでしょうか。ぜひ、来年からでも計画・立案を検討していただきたいと要望しておきます。

次に、教職員からの住宅に関する要望・苦情等は、今までどういったことが出ているのか、また、どう対処しているのか、お尋ねいたします。

○**三島洋台教委総務課長** 教職員住宅の要望は、床板の張りかえや、水回りの改修・要望等が最も多く寄せられております。突発的なものにつきましては、修繕の種類別に専門業者に依頼し、速やかに対処しております。

さらに、年度途中で、新たな補修工事等による予算不足が生じた場合には、補正予算をお願いして対処しているところでございます。

また、教職員からの要望を踏まえまして、本年度からの2カ年事業で、教職員住宅のトイレの洋式化を進めているところでありますが、今後も、入居者が快適に生活できるよう、さらに努力してまいりたいと考えております。

○14番吉嶺周作議員 小学校の校長宅は、どこも20坪程度の建築面積となっておりますが、PTAの方々から、部屋は狭く、天井は低いといった意見が出ておりまして、運動会などの行事後の打ち上げは外の駐車場でやっているとの話も聞きました。先ほども言いましたが、質の高い教育を目指すには、先生方の環境づくりも考えていかなければいけません。

そこで、25戸ある教職員住宅を年1棟から2棟ずつでも、鉄筋コンクリート造に比べ、コストの低い木造住宅に建てかえる時期に来ていると思われそうですが、改めて見解をお伺いいたします。

○三島洋台教委総務課長 教職員住宅と同様に、本市の小・中学校の学校施設は、非常に老朽化が進んでおります。まず、子供たちの安全・安心を確保するということが最優先し、国の補助事業等を活用しながら、年次的に耐震補強工事や大規模改修工事を実施しているところでございます。

先ほども市長のほうから答弁いたしましたが、本市の財政状況が非常に厳しく、今後も引き続き、歳出抑制の方向性は変わらない状況にあることに加えまして、毎年、800万円程度の鹿児島県公立学校共済への償還等があることから、教職員住宅の建てかえは現時点では計画しておりませんが、今後、教職員住宅の建てかえ計画を策定する場合におきましては、木造も含めまして、コストや維持管理等を含め、総合的に検討していかなければならないと考えております。

○14番吉嶺周作議員 3月の予算特別委員会で、病院宿舎建替工事に関する報告事項の中で、病院の場合は赤字であれ、黒字であれ、いろいろな面で必要な時期には必要なものの建てかえをするという、当局の答弁がありました。会合等でも医師からの要望として、医師宿舎が古い。医師の待遇をもう少し考えていただきたいという意見は考慮され、教職員の住宅に対しての待遇は、あまりにもないがしろにされているような気がいたします。

最後に、鹿児島県のほうも木造住宅に力を入れておりまして、かごしま材を使った家づくりを推進し、補助金を出していますので、今後はコストの高い鉄筋コンクリート造にこだわらず、木造建築にも目を向けて、教職員住宅の建てかえ事業の実現も視野に、ぜひ、検討していただきたいと強く要望しておきます。

次に、学校給食費の効率化について、昨年に引き続き、学校給食について質問させていただきます。給食費の滞納は、昨年は4世帯5名の計26万5,483円となっておりますが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、回収方法はどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○久保等給食センター所長 平成23年度までの学校給食費の滞納は、平成24年11月末日現在、4世帯5名、金額で22万4,483円となっております。平成23年度の県下19市における学校給食費の収納率が、本市は高いほうから3番目となっております。

また、回収方法につきましては、センター職員が月1回以上、本人の都合を聞きながら、昼夜を問わず、計画的に戸別徴収を行い、収納に努めているところでございます。以上です。

○14番吉嶺周作議員 給食費の滞納費も徐々に減少傾向となっており、県下19市の中でも、本市は未納金が少ないほうだと聞いております。ただ、滞納者の家族に、負担が重くならないような徴収をしていただきたいとお願いしておきます。

次に、給食費の回収方法についてなんですけど、現在、各地域の役員が給食費を回収しております。今始まったわけではないですけど、ほとんどの子育て中の家庭は共働きをし、空いている時間帯は夜しかありません。

集める側も払う側も不便をしておりますので、保育料と同様に、児童手当から給食費を引き落とせるシステムにすることで、回収の効率化を図るべきだと思いますが、今後改善していかないのか、当局の見解をお伺いいたします。

○久保等給食センター所長 現在、本市の給食費は、月額、小学校3,800円、中学校4,500円で、徴収方法については、基本的に各学校の集落ごとに、徴収担当者が集金し、センター指定の金融機関に振り込むシステムになっております。

平成23年度の現年度分の給食費は、完納しております。現在、本市の滞納者は、児童手当の対象者ではないため、今後も戸別に徴収していきたいと考えております。

また、児童手当から給食費を引き落とすシステムを導入した場合、業者への食材費の支払いが滞ることなどが予想されることから、他市の状況を調査するとともに、口座振替についても研究してまいりたいと考えております。

○14番吉嶺周作議員 児童手当からの引き落としをすることで滞納者もゼロになり、滞納者の回収につきましても、センター職員の夜間戸別徴収も行わなくて済むのではないのでしょうか。今後、ぜひ、検討していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。12月4日衆議院総選挙が公示され、現在、選挙の真っ最中になるわけですが、本市を含む3区では、5人の勇士が日々、激戦を繰り広げられている中、衆議院選の争点の一つと言われております公共事業について質問させていただきます。

県の公共事業の落札率は、ここ10年間、95%前後となっておりますが、本市の落札率はどのような推移となっているのか、お伺いいたします。

○依積田清文建設課長 本市の落札率につきまして、お答えいたします。年度によって若干の変動はありますが、平成15年度から平成23年度までの9年間の本市の落札率は、平均約95%となっております。

しかし、平成22年度90.51、平成23年度91.84、平成24年度は11月末ですが、88.72と低下傾向となっております。

○14番吉嶺周作議員 私も、本年の6月からの半年間分の平均を出してみました。6月が工事10件に対して87.23%、7月が13件に対して90.36%、8月が7件に対して91.77%、9月が7件に対して91.62%、10月が7件に対して91.27%、11月が6件に対して90.68%となりました。

半年間分の平均は90.48%となるわけですが、県との比較をした場合、約5%ほど、本市のほうが低いわけなんです。入札に参加されている有資格業者の方々から、単価が安い、もうからないなどと、不満げな声をよく耳にするのですが、県と本市の約5%の格差が、会社にとっては響いているのではないかと思うところですが、当局の見解はどうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 建設設計時の単価につきまして、枕崎市と鹿児島県と相違はございません。ほとんど同じ単価を用いておりますので、それについて、差がそこで生じているところではございません。

ただ、落札率につきましては、それぞれの業者、今、激しい競争が行われておりますので、落札率については、若干の差があるようでございます。

95%というふうには県のほうを言われましたが、私がつかんでいるところでは平成22年度ですが、県のほうも92.50%と若干低下している状況でございます。

○14番吉嶺周作議員 私も本市の落札率の平均が、約90.4%が高いのか低いのか、水準が理解できていないところなんです。予定価格の金額でもある程度違うとは思いますが、工事を受注した会社が、1割利益を上げるには何%くらいの落札率が妥当なのか、当局の御見解をお伺いいたします。

○依積田清文建設課長 これにつきましては、工事を受注する会社の規模やその能力により、ま

た、工事の内容や規模により、一概には何%の落札率が妥当とは言えないとされているところ
でございます。

○14番吉嶺周作議員 一般的な話の中で、工事を受注したいいわゆる元請会社は、利益を確実に
残した上で、安い単価で下請に工事を依頼し、工事の規模によっては、孫請会社もいるケースも
あり、下にいけばいくほど単価は削られ、赤字となっている状況は、日本中どこにでもある話だ
と思うのですが、本市の公共事業は、元請会社に対して、下請に工事を依頼する場合の指導はど
うなされているのか。例えば、下請に対する低価格受注に伴う品質確保の問題などは起こってい
ないのでしょうか。

○依積田清文建設課長 本市におきましても、下請に出す場合には下請承認というのを取って
おります。その中でも、ちゃんと金額等も明示するようにしております。

ですので、その低価格等による下請・孫請業者へのいろんな圧力というのは極力少なくするよ
うにというのは、なくすようにという努力はしているというところでございます。

○14番吉嶺周作議員 本市の入札に参加している有資格業者からの意見なんですが、労務単価
費は県や市町村で異なりますが、本市の場合、年々削られ、下がってきていると聞きました。人
件費を削られては仕事が荒くなったり、品質の低下につながりません、つながりかねません。そ
ういう中、今後も下げ続けていくのでしょうか。

○依積田清文建設課長 市が用いている人件費の単価と県の設計に用いる単価は同じでござい
ます。

○14番吉嶺周作議員 建設業者の方からは、年々削られていると。下がってきていると聞いて
おりますが、その点はどうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 市が用いている単価は、国土交通省を基本にして、鹿児島県がつくっ
ている標準単価というのがございますので、それを用いております。

○14番吉嶺周作議員 昔から建設業は地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに
大きな役割を果たしております。

地域における健全な建設業の育成は重要な課題ですが、景気の後退や公共投資全体の縮減など
により、建設業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況となっておりますので、今後とも、建設業
をより一層、盛り上げていただきたいと要望しておきます。

続いて駅舎について、駅舎建設について11月19日に入札が行われましたが、12社中どこの会
社も落札しなかったそうですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

○神園信二企画調整課長 11月19日の駅舎建設期成会が行いました入札についてのお尋ねで
ございます。

11月19日の駅舎建設に係る入札執行につきましては、市内の11の会社が参加をしております。

で、市内の建設業者が落札をしております、議員が今、御指摘されました、どの会社も落札
しなかったという事実はございません。しかし、落札が決定した後、落札をした建設業者御自身
の御都合によりまして、契約、当該駅舎建設の契約の辞退を申し出られたということがございま
して、11月19日の落札に係る契約締結ができなかったということでございます。

このため、期成会では、再度の入札準備を行いまして、11月30日に2回目の入札を行いまし
た結果、市内の建設業者が落札をしております、既に、当該落札に係る契約も締結している
ところでございます。

○14番吉嶺周作議員 この入札に最低制限価格を設けたと聞いておりますが、寄附金で建てら
れる駅舎に市の公共事業のような最低制限価格を設ける必要があったのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 駅舎建設期成会の事務局につきましては、私ども市の企画調整課が事
務局を預かりましたという経過がございまして、当然、市の、市民の皆様の浄財もいただいて
おりますので、基準としまして、市の入札関係の基準を準用させていただきまして、運用させてい

ただいたというふうな運びでございます。

○14番吉嶺周作議員 11月30日の再度入札のときは、最低制限価格を設けたのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 設けさせていただいております。

○14番吉嶺周作議員 1回目の入札と再度入札の最低制限価格の変更はあったのでしょうか。変更があったのであれば、金額の違いはどれくらいだったのか、お尋ねいたします。

また、この場で支障がなければ、最終的には幾らで駅舎建設は落札されたのか、教えていただきたいと思っております。

○神園信二企画調整課長 11月19日で落札……、入札執行しまして落札をいたしました。落札された建設業者が、契約辞退を申し出られたということは、先ほどお話をしたとおりでございます。

このため、期成会では再度の入札準備ということで、先ほどお話を申し上げましたが、11月30日の時点では、駅舎の仕様等の見直しを行いまして、全く新たな内容で2回目の入札を行っております。このため、最低制限価格2回とも設けておりますけれども、単純な比較はできませんので、その差額につきましては、申し上げる必要はないかと思っております。

それと、2回目で落札をしました最終の落札価格につきましては、税を含めまして、1,396万5,000円というふうな落札価格になっております。

○14番吉嶺周作議員 次に、駅舎建設の着工がおくれているようですが、万が一、竣工が4月、5月まで食い込んだ場合、県の補助金との絡みは大丈夫なんでしょうか。また、3月中に竣工できるのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 駅舎建設の着工時期につきましては、県が事業主体となって進めております魅力ある観光地づくり事業の用地造成事業、こちらが若干おくれしております。これに伴いまして、駅舎建設着工におくれを生じておりますけれども、既に、建設業者との契約を終了しておりますし、県の魅力ある観光地づくり事業の用地造成等、周辺の整備事業につきましても、県のほうで入札が執行され、落札業者が決定しております。

今後は、駅舎の建設を請け負いました建設業者、それから、県の魅力ある観光地づくりを落札されました業者とも、打ち合わせを重ねまして、このおくれを取り戻すように頑張りたいというふうに考えております。

県の補助事業、駅舎建設の木づくり事業の、木づかい事業の関係でございますが、県の補助事業の関係につきましては、県の担当課に対しまして、既に補助金申請も終了し、補助金交付決定を受けている状況でございます。逐一、現在の進行状況を県の担当課にも報告して了解を得ております。

3月中に竣工できるかというお尋ねにつきましては、今申し上げましたとおり、受注した建設、建築業者や関係各位とも綿密な打ち合わせを行うことで、3月中の竣工にこぎつきたいというふうに考えているところでございます。

○14番吉嶺周作議員 この駅舎は旧枕崎駅解体から6年の年月を経て、新しくよみがえるわけですが、その背景には地元の方々を初め、県内外からの多くの心のこもった寄附金があったからこそ、実施できるわけで、枕崎を愛されている、そういった方々の期待に沿えられるような、駅舎をつくり、無事、工事が竣工できることを祈願しております。

それでは、最後の質問に入ります。

岩崎産業のバス待機場となっている約450坪の土地購入のうち、南側半分の約250坪を公売する予定になっていると聞いておりますが、新しく生まれ変わる駅、その周辺の活性化を考えますと、公売するのではなく、市民が有効的に活用できる、例えば、かごつまふるさと屋台村やきりしま焼酎屋台村のような屋台村をつくり、食を通じて、四季が彩る魅力ある枕崎、多種多様な食事処枕崎というようなキャッチフレーズで、観光や枕崎をPRできるブースにしてみてもどう

かと思うところですが、当局の御見解をお伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 今、御指摘の東本町23番の1,490平方メートルにつきましては、現在の北側の約660平方メートルを活用いたしまして、平成25年度の魅力ある観光地づくり事業で、枕崎駅への通路や階段、車いす用のスロープ等の整備とともに、JR最南端の駅である枕崎にふさわしい景観整備を今、要望しようとしているところでございます。

北側用地には、駅舎や駅へのアプローチのほか、枕崎から坊津や久志、野間池など、薩摩半島南西部地域へ続く観光アクセスの拠点として、駐車場や多目的広場の機能を持たせ、今、議員から御提案のような、屋台村や産業市が開催できるような憩える場所、広場として整備をしたいと考えているところでございまして、南側の屋台村等の用地としては、整備するというところは今のところ考えていないところでございます。

○14番吉嶺周作議員 一昔前のように、安くで土地を買い、それに色をつけて土地を売り、簡単に金もうけできる時代は既に終わっております。今、一般市民は、低迷し続けている日本経済や伸び悩む雇用問題、そういった景気の悪い中、何とか辛うじて踏ん張ってきているのが今の現状です。この南側半分の約250坪の土地を公売するのではなく、市民が活用、出店できる店を10店舗ほどつくり、出店者の、出店者に対してリーズナブルな家賃で提供し、仕事帰りのお父さん方が一杯だれやめでもと立ち寄れるような、そんな屋台村を描いております。

若者を初め、枕崎の皆さんに、夢、希望、チャンスを与えるような施策や取り組みも、行政としての責務だと私は思うところでございますが、最後に一言、当局の答弁をいただきたいと思っております。

○地頭所恵副市長 屋台村の整備の御提案でございしますが、先ほど、水産商工課長が答弁いたしましたように、現時点では、そのような計画は持っていないところでございます。

なかなかそういう場所を設けるとしましても、じゃあ出店者がいらっしゃるのかどうか、そして、市内に飲食店もたくさんございますので、じゃあそういう方々への影響等もございまして、非常に課題が多いのではないかというふうに考えているところでございます。

○14番吉嶺周作議員 こういった話を枕崎にいる若者たちに話したところ、僕も出したい、私も出したいという声も多々出ておりますので、ぜひ今後、検討課題として、お願いしておきたいと思っております。以上で、質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。午後の大変眠くなる時間帯ですが、よろしく願いいたします。

日本共産党議員団長の牧信利議員は、12月議会も欠席となりました。腕の血管が細く、詰まりやすいということで、一度手術をされましたが、うまくいかずに、二度目は成功で、腕からの透析ができるようになりました。現在、退院されて、自宅から市内の病院に週2回、透析のために通院されております。3月議会には出席できるよう頑張ると張り切っておられました。牧議員の一日も早い復帰を願いつつ、私は住民の福祉と暮らしを守って、一般質問してまいります。

東京電力福島第一原発事故からあすで1年9カ月になろうとしていますが、大量に放出された放射能物質は、いまだに国民の暮らしと健康を脅かし続けています。大震災・原発事故からの復興の大きな妨げとなっています。福島県では、今も県内外への避難者は16万人。放射能の被害は東日本を中心に広がっています。原発事故で放射能物質が大量に放出されると、人類はその被

害を防止する手段を持っていません。使用済核燃料を安全に処理する技術もなく、ウラン鉱石のレベルに放射能が下がるまで数万年、そして、無害になるまでは膨大な時間がかかるとされています。再稼働すれば、処理方法のない核のごみはふえ続けるだけです。

このように、3.11の原発事故が日本の原発のあり方に深く、深刻な提起を行いました。そして、世論が大きく変化をし、原発ゼロを目指す声が多数になってきています。川内原発の再稼働中止、廃炉を求める考えはないか、まず市長にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 原子力発電に対する政府の方針は、御存じのように、2030年代には原発稼働ゼロを目指し、あらゆる政策資源を総動員するとしております。原発の再稼働は、原子力安全規制委員会の安全確認を得たもののみとするとしております。また、今回の総選挙に掲げられた各党の原子力政策に関する公約でも、さまざまな手法や道筋が掲げられております。

原発の廃止については、立地地域の雇用や代替エネルギーの確保などの解決すべき課題もありますので、現時点で川内原発の再稼働中止、あるいは廃炉を求める考えはありません。

○3番豊留榮子議員 今、まさにですね、日本のあり方が問われる国政選挙の真っただ中です。いろいろな人が出てきては、くっついたり、離れたたり、断念したりで、結局、新党を含めて12の政党がこの選挙戦、しのぎを削っております。

この争点の一つにやはり、原発があります。この間、県内でも原発を争点にした選挙が続きました。6月に県知事選、10月に川内の市長選と衆議院3区の補欠選挙、そして、12月には鹿児島市長選と続き、多くの方々が原発について考えさせられたことと思います。

これは原発にかわる自然エネルギーへの転換ということでは、神園市長が空港を廃止して、メガソーラーを設置すると、市有地を貸し出す自治体としては、県内では一番乗りの提案だったように思いますが、この平成16年だったと思いますが、当時、市長であられた神園市長がこの空港を廃止して刑務所を誘致するんだと言われたときには、みんながびっくりして、市長は何を考えているのかと騒然となりましたが、最終的には条件のよいところがほかにあるということで、誘致には至りませんでした。が、多くの市民が胸をなでおろしました。そして、今回の空港を廃止して、太陽光発電を設置し、自然エネルギーの開発に着手されたことには、市民が誇りに思い、地域経済への活性化に大いに期待を寄せているところです。

ところで、市長は即原発の停止ができないというふうにおっしゃいましたけれども、この4月の28日なんです、発足されました脱原発をめざす全国首長会議、御存じと思いますが、この脱原発をめざす首長会議は安全な社会を実現するため、原子力発電所なくすことを目的とするということですが、これに対して市長のお考えと、ここに名前を連ねる考えはないのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 先ほど申し上げたように、現時点で再稼働中止とか、あるいは廃炉を求める考えはないと申し上げたように、今、そういった首長会議があるとしても、参加をするつもりはありません。

○3番豊留榮子議員 これは9月26日現在ですが、36都道府県、会員数が80名、鹿児島県は伊仙町の久保町長、そして、徳之島の高岡町長、現時点では、お二人の名前しか見当たりませんでした。市長は、住民の生命・財産を守る責務として、安全な社会を実現するために、脱原発の精神を持って、市政運営に当たっていただきたいと思うことです。

10月24日、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原発事故レベルの重大事故が全国16カ所の原発で起きた場合、どのように放射能性物質が拡散するかという予想図を公表しました。その地図によりますと、事故後、30キロ圏を緊急時防護措置準備地域、50キロ圏を放射能プルーム防護計画地域に新たに指定しました。この川内原発から60キロの本市への影響はないのかをお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 福島第一原発の事故を受け、政府の原子力防災対策におきましては、従来の防災対策重点地域が8キロから10キロであったものを見直しておりまして、5キロ圏を予防的防護措置準備区域、30キロ圏を緊急時防護措置準備地域、50キロ圏を放射能プルーム防護計画地域に新たに指定しております。

川内原発から本市までの距離は約60キロでありますので、本市のように原発から50キロ以上離れた市町村におきましては、防災計画への具体的な対策は盛り込んでおりませんが、事故が起きた場合は、国、県と連携をとって、適切に対応していきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 この福島事故では、原発から60キロの福島市や伊達市にも飛び散ったといいます。福島から神奈川県や静岡のお茶、ここも放射能でやられたということです。

この30キロ圏内の自治体は、来年3月末までにその防災計画を立てることになっているんですけども、毎時100ミリシーベルトが計測できる機械の設置さえもおこなっているといいます。これは本市においても、川内原発から60キロだからと安心はできません。独自に防災計画を立てる必要があると考えますが、もう一度、お考えをお願いします。

○永留秀一総務課長 原子力防災対策につきましては、国及び県の方針を受けて、市町村と連携をして、総合的に立てていくべきものであると考えております。本市独自での原子力防災対策というのは、なかなかどういった計画を立てられるのかということも含めまして、難しいと考えておりますので、国、県の方針に沿ったかたちで、原子力防災対策は行っていきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 なかなか難しいこととは思いますが、日本共産党は即時原発ゼロの実現を今、訴えております。やはり、とるべき手段はとりながらも、原発はゼロに直ちに踏み出すことが、結局は必要ではないかと考えます。原発から再生可能エネルギーへの転換が必要です。

この夏、再稼働しなければ電力不足になると、政府は国民に脅しをかけました。実際には、関西電力が発表した今夏の電力需給データは、大飯原発の再稼働がなかった場合でも、ピーク時の供給電力に余裕があったことを示していました。

市民の生命・財産を守る立場にある市長には、川内原発の廃止を強く要望しておきます。

次の質問にいきます。子供の医療費の無料化についてですが、このことは議会のたびに、子育てを頑張っておられる方々の願いよ届けと、しつこく提案し続けています。子供の医療費についてですが、子育て中の多くの方が子供が病気になっても安心して子育てがしたいと願っています。せめて中学校卒業までの医療費を、これは病院の窓口で無料にする考えはないか、お尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 さきの9月議会でも答弁いたしておりますが、社会保障制度は全国的にも今後の少子高齢化の進展に伴い、大幅増が見込まれており、制度の持続可能性に大きな不安が生じているところです。本市におきましても、民生費の支出が大きく増大しております現状から、民生費以外の他の政策との優先関係もありますが、財政的にも単独事業によって、中学校卒業まで無料化を拡大する状況にはないと考えております。

また、病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入ですけれども、各医療機関との契約や電算システムの改修、他の医療費助成制度との兼ね合いなど、さまざまな問題を解決しなければならないため、本市単独での導入は現時点では困難であると考えております。

なお、8月にごさいました県市長会定例会の中で、現在、小学校就業前までを対象としております県の乳幼児医療費助成制度の中学校3年生までの年齢の拡充や、現物給付方式の導入など、県の制度としてできないかとの要望につきまして、19市で協議いたしまして、全市統一した要望として、県への要望活動は行っているところでございます。

○3番豊留榮子議員 この子育て支援の充実を求める要求と運動が今、発展しております。全国の自治体で子供の医療費の無料化がどんどん進んでいるんです。これは2011年4月現在ですが、全国すべての市町村で実施され、入院では中学校卒業までの無料化が過半数です。51.6%に上

ります。小学校卒業までが20.8%、就学前までが19.7%と続いています。通院を無料化しているのは、中学校卒業までが655自治体、37.5%で、就学前までの622自治体、35.6%を上回っています。このことから、今や中学校卒業までの無料化が過半数を占めています。

県内においても、13市町村が実施しているところです。隣の南さつま市も実施をしております。若いお母さん方と話をすると、近隣の市が実施していることは、大変うらやましいと言われます。

窓口での無料化については、実施自治体の73%が窓口での支払いをゼロにしています。ところが、国はこれにペナルティーを押しつけて、市町村の国民健康保険会計への国庫負担を削っているという事実もあります。窓口無料化をしない自治体との公平性が問題だとか言われますが、窓口での無料化は78%の自治体に今、広がっているんです。今や大勢を占めています。公平性という理屈は通じません。

国も県もそうですが、これは窓口で無料化にすると、病院にかかりやすくなって医療費がふえると言いますが、重症になる前に行ける、これまで我慢していたのが気軽に受診できるようになったなどの声が上がってきています。このような効果を前向きに評価すべきです。これは、国や県に対して、ペナルティーをつけるなど抗議をしてほしいと思います。

また、市長会などで県のほうでそういう体制をとってほしいという要望もされているということですが、それまでに、やはり市独自でできることはやっていくべきだと思うんですが、これは市長の見解をお尋ねしておきます。

○神園征市長 先ほど福祉課長が答弁したとおりにですね、枕崎ですぐそれを実施というのは、難しいと思っております。

○3番豊留榮子議員 今までもずっとこの乳幼児の医療費、私、議員になる前から取り組んで、何年だったか忘れちゃったけれども、議員の皆さんや市長さんあてに、どうか乳幼児の医療費無料化をしてほしいというようなはがきを出したり、要望書を出したり、新日本婦人の会という会でやってきました。

まず最初、その3歳未満児の無料化ができましたし、小学校入学前までというようなこともやってきて、議員さんの中から、当時、市長もまだそのころは議員だったと思います。市長に出る前だったと思うんですが、私も心では本当にそう思ってますという、そんなお電話もいただいたり、それから、その当時議長であられた篠原議員も自分にも孫がいると。これは医療費の無料化、子育てには必要なことだというようなおはがきもいただいたりして、大変うれしく思ったものでした。

その後、その市長選とかありまして、その市長選の争点にいつもなっていたのは、この乳幼児の医療費の問題でした。今、乳幼児ではなく、子供の医療費ということで、だんだん年齢も上がってきて、そういうふうな呼び方になっていますが、これはぜひ、市長のお考えでですね、周りを気にすることなく、市長自身がどう考えておられるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○神園征市長 今申し上げたとおりでございます。

○3番豊留榮子議員 何か時間を見ますと、大分時間があります。何か当局の答弁がすらすらと、何かさらっと流されてしまうような気がするんですが、この医療費の問題は、本当に多くのお母さんたちからの要望、寄せられているんです。これは、もう一度検討されていただきたいと思います。これ、強く要望しておきます。

もう一つ、そうです。国や県に対してその、ペナルティーをつけるなどということによって要望していただきたいんですが、それがあからなかな独自で、窓口で無料にできないとかあるかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 国の調整交付金の中で、そのような窓口負担現物支給部分についてのペナ

ルティ部分については、規定されているところをございますけれども、各市の状況等、各市とやはり連携しながら、どういう方向で国に対して要望していくかというのは、検討させていただきたいというふうに考えます。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、国や県がそうやってきたときには、よく検討していただいて、要望していただきたいと思います。

次に、就学援助制度についてお伺いします。この就学援助制度についてですけれども、国は2005年度から申請の際に必要としていた民生委員の助言を削除しました。このことは全国的なことですが、申請に際して、数多くの人権侵害が起きているということで、民生委員の助言を削除したということです。このことは以前もお聞きしたんですが、本市も削除すべきだと再三申し出てまいりました。その後、検討がなされたのかどうかお尋ねします。

○日高孝学校教育課長 議員御指摘の就学援助法施行令の文言の削除は、準要保護児童生徒の就学支援に係る事業を国庫補助事業から廃止したために生じたものであると認識しております。

本市といたしましては、準要保護者を認定するに当たり、できるだけ漏れのないように、公正・公平に認定作業を進める観点から、必要に応じて民生委員の意見を求めることとしていただいております。

また、文部科学省の事務処理に関する通知によりますと、就学援助の実施につきましては、必要に応じて、福祉事務所の長や民生委員と連携の上、援助の実施漏れがないようにすることとされております。さらに、就学援助の対象となる者の認定に当たっては、その者の経済的状況を適切に把握して行うこと、認定をすべて学校に任せてしまうことや保護者の申請の有無のみによって認定することのみにならないようにすることとされているところをございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 ですから、その民生委員の削除というのは、されないんでしょうか。

○日高孝学校教育課長 先ほど申し上げましたように、本市といたしましては、認定事務におきまして、できるだけ申請の漏れのないようにということの観点から、民生委員の意見をいただく場合もあるというふうにしておりまして、今のところ削除を考へてはいないところをございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 例えば、県はどのように言っているんですか。

○日高孝学校教育課長 先ほども御答弁申し上げましたが、国が準要保護児童生徒の就学支援に係る事業を国庫補助事業から廃止したために各市町村の単独事業になったものでありまして、県の直接の関与はないところをございます。

○3番豊留榮子議員 直接な関与はないにしても、いつも何か事あるごとには、国とか県を言われますよね。鹿児島県内でもその民生委員の助言をなくしている市もあるんですね。

先日、共産党は県対交渉をしました。その席上でも、仲間内から言われるんですね。何言っているのっていうふうに。民生委員さんの助言がまだあるということを見ると、そんなふうに使われます。

そういう点では、だから、独自にできるということですよ、今、課長の言われることは。それなら、なぜ、民生委員の助言を受けなくても、学校が生徒そのものをよく見ていないから、家庭の事情もわからないしということで、民生委員の助言というのが出てくるんじゃないかと思うんですね。もう少し学校が生徒の家庭の事情でありますとか、どんな環境に生徒が置かれているのかというのは、学校自体が把握しなければならないことではないかと思うんですが、その点はどのようになっているんでしょうか。

○日高孝学校教育課長 認定の作業におきましては、議員御指摘のように、当然ながら学校長の意見が付されてまいります。ですから、担任を初めとする学校職員が認定の申請のありました当該児童・生徒の生活環境等につきましては、学校の立場で申請をいたします。

また、その学校が見きれない地域における生活の状況でありましたり、日ごろの生活の様子でありましたり、そういったところを詳細に把握いたしまして、できるだけ認定漏れがないようにしたいという立場からの民生委員の意見を聴取しているところでございます。

なお、19市中、私どものほうでも機会あるごとにどのような状況であるかを調査しておりますが、現在のところ、19市中14市については、何らかのかたちで民生委員の意見を聴取しているというふうに聞いているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 なかなか外すとは言っていただけないんですけれども、例えば、その申請に対して、悪質なというか、故意に何かを隠して申請するとか、そういう方がおられるということですか。

○日高孝学校教育課長 そのような意図を持ってされたということにつきましては、私のほうでは聞いていないところでございます。

先ほどから御答弁申し上げておりますように、できるだけ漏れのないようにという観点からの民生委員の意見の聴取をやっているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 その申請に漏れのないという、その漏れというのはどういうことなのか。ちょっと、御説明ください。

○日高孝学校教育課長 学校からの書類等でも上がってくるわけでございますけれども、事務作業を行う上におきまして、学校長の意見と民生委員の意見がずれる場合もございます。そういった場合も含めまして、本当にその当該児童・生徒が就学援助を受ける状況にあるかどうかを確認するためにやっているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 今までもそういう事例があったということですか。

○日高孝学校教育課長 議員の御質問は、学校長と民生委員の意見のずれということでございますか。そういう意見のずれにつきましては、毎年、若干ではございますが、ある場合がございます。そのときには、学校長の意見が優先する場合もございますし、学校長は否定的であるが、民生委員の意見のほう肯定的であるために、こちらのほうといたしましては、電話等で聴取したり、あるいは直接該当する保護者に確認をしたりして、選定作業・認定作業を進めているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 このことは本当に、人権侵害がこの市で起きているかどうかはわかりませんが、全国的にはそういう民生委員の助言があることによって、人権侵害が起きているということですので、これはもう国も取り外していることですから、これは前向きに考えていただきたいと思えます。

次に、その就学援助の国の制度が補助金から交付金にされたことによるこの利用者への影響なんですけれども、3月議会では、学校給食費は保護者負担の79%の支給だということでしたが、これは100%に戻すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 ただいまの意見に関しましては、3月議会のほうでも御質問をいただいたところでございました。先ほど申し上げましたように、就学援助制度につきましては、準要保護児童生徒の就学支援に係る国庫補助事業が廃止され、地方交付税措置による市の単独事業となったために、国からの歳入額が減少することとなりました。その調整等につきまして、学校給食において、79%で調整したものであるとらえております。

例えば、平成17年度と18年度の比較では、1年間で3,000円程度の保護者の負担増になっておりまして、ここのところを100%に市のほうで負担するということになりまして、そこに市の持ち出し分が若干、発生するところとなります。現在のところでは、給食費等の現年度分の未納等も生じておりませんので、今のようなかたちでの調整、79%でこの援助制度を実施していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 これは、もう保護者にとっては、すごい負担なわけですよ。まあ、1年

生に上がるときには、出費も大変かさみます。そして、給食費、もろもろの出費があります。本当に大変な家庭にとっては、とてもきついことだと思うんですね。これは、もう一度よく検討されたいと思います。

そしてまた、この利用者への支給の時期なんですが、これはどのようになっているのか、お尋ねします。

○日高孝学校教育課長 お尋ねの利用者への支給の時期についてでございますが、支給の時期は7月、12月、3月の毎学期末になっております。これは認定基準の中に市民税の非課税世帯という項目がございます、市民税の決定が6月初めであるため、7月初めの定例教育委員会で認定されることによります。また、郊外活動費や修学旅行費等は、基本実績払いになっている現状があるためでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 納税のあれが、そうですね、6月に決定されるわけですから、そうなると思うんですけども、3期に分けているというのはどういうことなのか。また、利用者にとって後払いになるわけですから、高額の出費は本当に大変だと思うんですね。まず、お金がないと制服でありますとか、クラブ活動費の衣類でありますとか、購入する前に振り込まれておれば、何てことはないんですけども、それが後払いというのが、その7月があればとしても、その前払いで支払うことができる、一括で支払うととか、そういう方法はできないのでしょうか。

○日高孝学校教育課長 先ほども御答弁申し上げましたが、7月につきましては、そのような事情があるということでございます。

あと、実績払いという項目のほうが多うございまして、その面につきまして、概算で前払いにいたしますと、実際にそれだけの分、活用されたかどうか。あるいは、そこに違算が出た場合には、またそこに返納でありましたり、あるいはまたこちらから後払いにさらに追加というような事務的な手続も生じます。また、転出入によりまして、県外等に転出された後に、その返納、あるいは追加という事案が生じた場合に、事務手続上も若干の複雑さが生じるものと思います。また、返納につきまして、スムーズに運営がなされるかどうかということへの一抹の不安もあったりします。そういった事務手続上の煩雑さ等も考えまして、今のところでは、この3回の払いで特段、利用者として申しますか、それを受給しておる保護者のほうからも格段の意見をいただいておりますので、現在の3期に分けて、その3期に分けられたものを計画的に活用していただくという方式でよいのではないかと考えております。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 利用者の方にとつたらば、やっぱり、購入する前に手元にお金が欲しいって言われますよね。また、その支給されるもろもろの項目があるんですけども、支給される額よりも購入する品物のほうが値段は高いっておっしゃられるんですね。ですから、これはぜひ、一括で振り込むか、その時期を考えていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、市長の退職金についてです。これは4年間で1,440万円余りの退職金についてですが、これは一般企業では、ちょっと考えられない高額なものです。

この高額な退職金について、市長がどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 給与についてもですが、私は給与、その他につきましてはですね、職務・職責に応じたものであるべきだという原則的な考えを持っております。

市長の任期が迫ってくると、前回市長のときにも退職金を廃止しろとか、いろいろと議会でも牧さんあたりから言われました。私の任期切れまでまだ1年余りありますから、まあ、そんな焦らなくてもいいじゃないですか。

○3番豊留榮子議員 いや、そういう言い方はないと思うんですね。任期まで時間があるから、私は提案したいんです。その場になってですね、提案するのではなく、市長の任期のある間に、この市長の退職金について考えていただきたいと思っているところなんです。

今、行財政特別委員会、改革の特別委員会においてもですね、本市は民生費が突出していると

いう声が聞こえてきます。それは、不況が続いて、働きたくても仕事がない。仕方なく安い賃金で働くしかない。そんな状況が続いています。そういう社会情勢の中で民生費が膨らんでくるのは当然のことです。

日本国憲法25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をうたっています。市長、この市民の置かれている生活実態をよく見て、削るべきところは削れと言うなら、この市長の退職金こそ引き下げるか廃止すべきだと考えますが、市長、もう一度御見解をお尋ねします。

[傍聴席で拍手する者あり]

○**神園征市長** 私の4年間の任期分の退職手当の額は、ちょっと調べてもらいましたら、1,441万9,200円であります。これは、県内の19市の中で最も低い額となっております。

その廃止するとか何とかについてはですね、私が先ほど申し上げたような考えを持っておりますし、まあ、ゆっくりと考えてみます。

○**3番豊留榮子議員** 少し時間もありますけれども、市長、これ、ほんと真剣に考えていただきたいと思います。要望しておきます。

最後に、道路の整備についてですが、これは大塚西町、坊津の清原へ行く市道なんです、つぼが谷バス停から先の道路の傷みが激しくて、ところどころ応急処置はされているんですが、自転車やバイクなどがくぼみにはまれば、横転する危険があります。早急な手だてが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 御指摘の市道大塚泊線については、くぼみ等の損傷を発見した場合、その都度補修を行っております。今後とも現地状況に応じて補修を行ってまいりたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** すごくくぼみがあったんですが、それはもう直っているのでしょうか。

○**依積田清文建設課長** くぼみはその都度直してはいるんですが、いつのどの時点でのくぼみかというのは、ちょっとわかりませんが、発見次第、常にそういうふうには補修は行っております。

○**3番豊留榮子議員** ひとつ、事故が起きる前に点検のほうをよろしくお願ひしたいと思います。あの道路は特に傷みが激しいので、その道路自体の改善が必要ではないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 道路自体につきましては、全体的に非常に傷んでるというわけではないと思っております。部分的に横断暗渠のある部分とか、そういうところが何か所か傷んでいる、傷みがひどいところがございますので、そういうところについて、今後はまた、検討していきたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** これで質問を終わります。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○**9番沢口光広議員** 皆さん、こんにちは。沢口光広です。

師走に入り、皆様、慌ただしい日々を過ごされているかと思えます。私個人としましては、年内にやるべきことは年内にやり遂げて、決して来年に持ち越さない。そして、来年はどのようにすれば夢・希望にあふれた年になるのか、ことしの反省を踏まえて、自分なりの来年の目標設定を考えているきょうこのごろです。

話は変わり、現在、衆議院議員選挙戦真っただ中です。今日の日本の政治は、日本維新の会や未来の党など、自民党、民主党にかわる第三極のグループや会派が乱立しており、混沌としております。今週の日曜日には選挙結果が判明するかと思えますが、新しい内閣が誕生したら、日本

経済の安定、社会保障問題、原発問題、さらには沖縄基地問題等、世界の国から信頼される政策を立てて取り組んでいてもらいたいと思っております。

そのような中、私たちの枕崎市にあっては、この議会を通じて市役所職員の皆様とともに、過去の枕崎のもろもろの政策結果はどうであったのかをつぶさに検証を行い、枕崎市民目線に立ち、一つ一つの議題を是々非々で議論し合って、今後10年、20年先の枕崎のあるべき姿、方向性が決して間違っていなかったと言われるように取り組んでいく責任があるかと思えます。

それでは、私から見た当面の諸問題3点について、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

市長にお尋ねします。10月6日付、南日本新聞で鹿児島県下19市の財政4指標が公表されました。市長は、本市の経済収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の数値結果等をどのように受けとめておられるのかをお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 数値結果は数値結果として受けとめております。

先ほど議員がおっしゃった、将来に向かって責任があるんだと、間違いだと言われぬように頑張らなきゃいかんということについては、その言やよしとしたいと思います。

私の、いわば行財政改革に取り組む姿勢についての御質問かと思いますが、何度も申し上げてきているとおりですね、平成14年の1月に初めて市長に就任したときから、何の手だても打たずに、これまでどおりの財政運営を継続すれば、財政再建団体へ転落しかねないという危機感のもとで、広報まくらざきを通じて4カ月にわたって財政危機宣言をいたしました。そして、まちづくりの財源を確保するために、歳入歳出両面にわたる行財政改革を進めてきたと思っております。

将来負担比率などの健全化判断比率につきましては、比率そのものの改善は図られてきておりますが、社会基盤の整備を県内でも早い段階から高水準で進めたことなどで、19市の中で最も高い水準となっていることから、本年5月に第2次行財政集中改革プランに追加した主要財政目標の改善目標を踏まえ、さらなる歳入歳出両面にわたる行財政改革を推進してまいります。

○9番沢口光広議員 私は、市長の3月2日の施政方針演説、それから市長の機関紙「征友」をもう何回も読ませていただいております。行財政改革に積極的に取り組んでいくということが書かれています。行財政改革は、私やここにおられる市議会議員の選挙公約でもあり、枕崎の多くの市民からも、今、枕崎で一番先にやらなければならないことは、行財政改革だということをよく耳にするんです。

まあ、そのような中、広報まくらざき7月号に本市の平成27年度までの今後4年間ですね、主要財政指標の改善目標が載っていました。しかし、私から見て、全くスピード感がないと思うんです。修正していく必要があるかと思うんですけど、当局の御見解をお伺いいたします。

○神園征市長 具体的には財政課長が答弁すると思いますが、スピード感がないとか何とか言われますが、私の前期の4年間は、かなりのスピードでやったはずであります。「征友」を熟読されているということですので、もう1回読んでいただければ、何もしないで、ぼさっとしていたわけじゃないんだということがよくおわかりいただけると思えますし、そして、議員は何名かの議員と一緒に阿久根市とか垂水市とか勉強に行かれたということですが、行財政改革が1日でできるかと、一朝一夕でできるかと、それはできませんといったようなことも聞いてきているかと思えます。

○本田親行財政課長 本年5月に第2次行財政集中改革プランに追加いたしました市債残高の縮減を初めとする主要財政指標の改善目標につきましては、各財政指標を適正に管理しながら、目標の達成に向けて努めるとともに、数値の見直しにつきましては、比率の実績や普通交付税等の推移を踏まえながら、平成26年度からの新たな行財政集中改革プランの策定に合わせて行って

いきたいと考えております。

○9 番沢口光広議員 鹿児島県下のほとんどの市が現在、将来負担比率が100を切っているわけですね。枕崎市は4年後の平成27年度でもですね、将来負担比率の改善目標は140.9%、4年後でも140.9%なんですよ。だからまあ、市長が行財政改革に取り組んでいるということはわかっているんですけど、もう少し足早にいてもらいたいというのが、私個人の考えなんです。

正直言って、第2次枕崎市行財政改革集中プランの改善実施目標の無理、無駄の見直しを図り、廃止すべきは廃止、縮減すべきは縮減、民営化すべきは民営化するなど、スピードアップをもう少し図っていただきたいというのが、私個人の考えなんです。

市長が今先ほど行財政改革、一朝一夕にできるもんじゃないということは、それも、私も十分わかっているつもりです。市長が行財政改革を積極的にやろうと号令をかければですね、この市役所、また我々議員もこの財政4指標を必ずよくなるように頑張るつもりですので、市長、ぜひとも1回、じゃあやろうかという意気込みを見せてもらいたいというのが、まあ、私個人の考えです。そのような意味からも広報まくらざきのこの7月号に載っている改善目標、これを今一度、検討していただければなと思っております。

続いて、現在、行財政改革調査特別委員会を設置してですね、この集中改革プランの実施項目等を審議・検討しているところなんですけど、無理、無駄等、必要でないものは、もう抜本的に、抜本的に改革していききたいかな思うんですけど、どうですか、抜本的な改革はできないものですか。いいこといっぱい書いてあるんですよ、集中改革プラン。そこを当局の見解を、今一度お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 第2次集中改革プランでは、74項目の大きな実施項目を掲げておりますが、この2次プランの項目の中でも、1次プランから引き続いて掲載されているものもあります。歳入歳出両面にわたる徹底的な見直しを行った行財政改革を進めるという基本的な考え方は同じであります。例えば、事務事業の見直し、あるいは職員数の削減など、継続的に見直しをしなければならぬものなどについては、引き続き、第2次プランにも掲載されているところであります。

抜本的な改革と言われますが、この集中改革プランに掲げてある項目を一つ一つ着実に実施していくということを基本にして、2次プランに記載されていないものについても、新たな実施項目として随時追加しながら、行財政改革を推進していききたいというふうに考えているところであります。

○9 番沢口光広議員 ここに第2次の集中改革プラン、いいことがいっぱい載っています。それと行財政のこの調査特別委員会が設置されて、まあ、各議員からこういう通告書、審査通告書、いっぱいいいこと書いてるんですよ。これを一つ一つやっていったら、もう何十万、何百万、これがちょっとずつこう、審議していったらですね、1億、2億円、3億円の無理、無駄というんですか、できると思うんです。やっぱり1円1円、この積み重ねが1億円、2億円につながっていくわけなんですよ。

やっぱり、宝の持ち腐れにならないように、1項目1項目チェックしていくべきかと思っておりますので、今一度副市長、副市長にお尋ねしますが、こうして各議員から改革のやつ、出ましたですよ。こうしてこれ、まあ、私もいろんな会議のときにこうして控えているんですけど、いいこといっぱい書いてるんですよ。皆さんあの、議員が、議員がいいこといっぱい書いています。これを今一度、まあ、市長も読まれてですね、よし、これとこれは、ちょっとじゃあ考えようかというふうに、特別にまた一度検討していただけないでしょうか。そうしないと、また来年ですね、10月の財政4指標、また枕崎が鹿児島県下で最悪というんですか、もうあの数値はどうにかね、やっぱり改革していく必要があると私は痛感しております。今一度、このあれを検討していただきたいというのを要望しておきますので。

○地頭所恵副市長 行財政改革調査特別委員会での御意見等につきましては、私どもとしまして、審議の中でいろいろ考えも述べさせていただきながらですね、検討をしてきております。最終的に委員会のほうで、どういったかたちでの取りまとめをされるかということが今の時点ではわかりませんので、明言はできませんが、そういう取りまとめにつきましては、私どもも真摯に受けとめていきたいと考えております。

それと、行財政改革の集中改革プランにつきましてはですね、今、着実にというお話がございましたが、当然、直ちにできるもの、それから、やはりある程度時間が必要なもの等もございしますので、そちらに書かれてあること、それから今後、状況によって追加しないといけないような部分も出ましたら、そこも含めまして、取り組んでいきたいと考えております。

それから、行政の行財政関係の指標につきましてはですね、直ちにですね、数字を大きく改善するというのは、なかなか難しいということは御理解をいただきたいと思います。今の数字が一気に大きな数字で落ちていくというのを1年間でできるかということ、それは、現実の問題として難しいと思います。具体的に何か、そういう要因が出てくれば可能ではあろうとは思いますが、急に1年間で数字を大きく落とすということは難しいですし、あと外的な要因として、交付税の関係とか、そういう国の施策等の影響も大きく受けますので、そういう点も御理解をいただきたいと存じます。

○9番沢口光広議員 まあ私は、この、皆さんもそうですけど、もう枕崎は大好きですし、まあ、ユートピアじゃないけど、市町村合併も枕崎はしませんでした。台湾じゃないけど、枕崎王国をつくりたいんですよ。近隣市町村、またこの枕崎市民から、ああ枕崎は合併しなくてよかったなあ。あのときの市長、あのときの市役所職員なんか、よう頑張ったんだなど、そういうふうに、我々は、そういう今、時をこうして過ごしておるわけなんです。だから、ぜひとも頑張っていきたいなと思っております。

話は変わり、そのような意味でですね、どのような職業も社員や従業員の意識改革が大切であると言われております。この意識改革に取り組んでいる会社は大きく繁栄するし、飲食店等であれば、商売繁盛につながるということがテレビ放映されたり、新聞記事によく載っております。特に、民間企業経営者にあっては、厳しい礼儀作法の社員教育から始まり、あげくの果ては、個人売り上げの棒グラフをつくり、ひどい状態では無料奉仕をせざるを得ない自主残業を迫るなど、生活していくために必至の生き残り合戦を強いている会社もあると言われております。

そのような意味において、本市も行財政改革等を行っていく上において、本市職員の意識改革が最重要であると思われませんが、当局の見解をお伺いいたします。

○神園征市長 これも前にお話ししたことがあると思いますが、意識改革というのは非常に大事な問題でありまして、1回やったから済むというもんじゃない。日々、改革をしていかなければならないと思っております。

これも私が市長に就任してすぐにやったことですが、全課長にある本を読んでもらいたいと言いましたところが、課長に1,000円もしない本を配る金がない、役所に。そこを何とかかんとか捻出して、全課長に配りました。タイトルは、本の題は「こんな幹部は辞表を書け」という題でした。行財政改革等の、あるいは役所の役人の意識改革としてはバイブル的な本ですけども、そのときに影から聞こえてくる声は、俺たちに辞表を書けということかという声も聞こえてきました、一部。しかし、今や違ってきております。みんな職員はやる気を出してやってくれています。中には、もうちょっと頑張ってもらいたいと思う職員もいますが、大方の、特にここに並んでいる課長級はですね、私が見ていて体は大丈夫かなと思うぐらいの課長も何人もおります。そういったこともですね、御理解をいただいて、ときにはね、職員を褒めてください。褒めれば育つんです。お願いします。

○9番沢口光広議員 どのような仕事も旧態依然、同じような仕事の繰り返しのパターンでは、

進歩はないと言われます。同じ職場で仕事を行っていく上において、良好な人間関係を保持していくことは大切だが、単なる仲よしクラブ、イエスマンの多い会社は会社をだめにして倒産にさえ導くと言います。一方、やる気の上がる、実績の上がる職場は、お互いが規律や規則を守り、問題意識、改善意識を持ち、お互いが切磋琢磨、いい意味で言えば、競争し合って、より高い目標に向かって取り組んでいってると言います。

公務員の場合、民間企業とは違って、ものをつくったり売ったりする職業ではありません。私自身、公務員は親方日の丸で、おくれず、休まず、仕事せずで5時から男。民間より多くの給料もらっていいなと皮肉を言われ、何回も腹が立ったことが何十回もありました。私は何を言いたいかといえば、公務員、公務員、枕崎市の職員は枕崎で言うたら官僚です。誇りと使命感を持って仕事に取り組んでいってほしいと思います。

正直言って、今の枕崎市の財政4指標は県下19市で突出して悪い。しかし、我々の意識が変われば、二、三年後には、枕崎市の財政4指標は、極めてよくなると断言したいのです。

そのためにも先日、行財政改革調査特別委員会でも発言しましたが、各課の課長が、自分の課の仕事実績、昨年より3%、3%実績を上げてほしいのです。そして、来年はことしよりさらに能率・効率性等を考えて3%高めていけば、大きな行政改革、財政改革につながると思うのです。

これは私が大阪で、私の上司がですね、よく尊敬する上司が我々部下に1年間に5%、10%は期待しない。1年間で3%、3%だったら能率・効率性で高めていく。これを二、三年繰り返したら、相当実績が上がるぞということをよく耳にしたことは記憶しているんですけど、今の枕崎の財政4指標から言うたら、それがやっぱりつながるのかなと思っております。まあ、それぐらい私は各課長さんに期待しております。だから、市長や副市長も各課の課長の仕事ぶりを温かく、かつ、厳しく見守ってほしいと思います。また、枕崎市民もそれを期待しているかと思うので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。私は、平成18年3月発行の枕崎市行財政集中改革プランと23年3月発行の第2次、この行財政集中改革プランを何回も見ましたが、本当にいいことが載っております。なぜ、みんなで力を合わせて、もっとスピード感を上げてですね、取り組んでこなかったのか。取り組んでるということはわかるんですけど、私から見てどうしても数値がほかの市町村と比べて、その各市町村の、何ですかね、あれがまあ、特別会計とか、そこら辺が違うというのはわかっておるんですけど、ただし、この新聞、10月に発行される財政4指標を見たら、どうもスピード感が足りない。

そのような意味において、市長及び市役所職員、この幹部の方は、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の分母、分子、この数値管理に努め、改善を図っていけばよくなるのになあと、私だったら分母と分子、詳しくはわからんけど、私自身、これを見たらこれが分母、これが分子、それじゃあこれでこの改革プランのこれを見て、これをじゃあこうこうしようと、したらよくなるかと思うんですけど。それをもう少し足早に抜本的な改革をしていきたいと思うんですけど、そしてまた、そこら辺を踏まえてですね、来年度の本市当初予算の編成に取り組んでいくべきではないのかなと思うんですけど、当局の見解をお伺いいたします。

○神園征市長 運動会の徒競走とか何とかみたいですね、スタートラインに一斉に並んで、一斉にスタートということであればですね、私は枕崎はいい線を走っていると思いますよ。けども、過去からずっとやってきた、その、もう既に大きな差がついている、そこからスタートしないといけない。その中でやって、少しずつ少しずつ迫っている。だから、そういう目で見てくださいということです。

○9番沢口光広議員 私から見たら、だんだん迫っているのと違って、だんだんこの将来負担比率のパーセントからしたら、枕崎だけ170、160、ここら辺を150、140、うろうろして、ほかの

ところは、ばんばん、ばんばん足早に、もう100切って90、80、60、50まで来ているわけなんです。逆に離されているような状況なんですよ。

だからですね、先日、私たち新人議員数名は、阿久根と垂水に政務調査に行きました。あすの禰占議員、清水議員、城森議員が私以上に緻密な行財政改革の質問を行うかと思うんですけど、またあす3名の方、私より説明が上手ですから、お話を聞いていただきたいと思います。

私らが、阿久根と垂水にどうして行ったかというたらですね、まあ、二、三年前までは枕崎と同様に財政4指標の数値はね、極めて悪かったんです。この阿久根は枕崎と同じ港町であり、人口もほぼ一緒。垂水市は枕崎市と同じように、市町村合併しておらず、ハマチの養殖等をしている港町だということから、何らかの参考になればと思い、調査に赴きました。

阿久根市と垂水市の財政4指標がよくなった理由は、市長とか議員、それから市役所職員が一致団結してですね、集中改革プランの実施項目、これをもう思い切って廃止すべきは廃止、縮減すべきは縮減、民営化すべきはもう民営化していることがわかりました。まあ、その危機管理ですか、危機管理に共有して努めたということなんですよね。

まあ、そのような中、垂水市の場合、市債の新規発行額の抑制による地方債残高の減少、基金積立額の増加、垂水農協に約29億円の損失補償、漁協に29億円の損失補償をしていたが、何回も議論を行って損失補償も解消したということでした。そして、市役所職員の定員を平成17年261人から、平成22年は224人まで削減したということです。今後、さらに、職員をさらに、これは幾ら、79人ですか、さらに減らしていくということです。そしてまた、土地開発公社及び第三セクターをもう廃止すべきは廃止するなりして、大幅改善させたということでした。

そして、阿久根市にあってはですね、例の竹原市長効果だったのかもしれないけど、職員定員適正化計画により、平成10年と比較してもう14億円から減少させたということでした。まあ、意識して地方債、公債費、市債残高、元利償還額等の減少ですか、これを大幅に減らすことに全力を尽くしたということでした。そして、特別会計のうち、阿久根にあっては国民宿舎、食肉センター、区画整理事業、保育所、児童館、冷蔵庫などを積極的に廃止したり、民間委託してきたということでした。この件については、またあす3名の議員から詳しい説明が行われるかと思えます。

最後に本田財政課長にお尋ねします。11月27日、オリックスと九電工の両社とメガソーラー建設の立地協定を結んだわけですけど、メガソーラーから本市に入ってくる8,500万円を減債基金に積み立てを行って、今後、公債費に対する財源とした場合、本市の将来負担比較はどうなっていくのかをお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 空港跡地にメガソーラーが設置されることで、将来負担比率などの本市の各財政指標に与える影響につきましては、土地の貸し付けや税収など、歳入の増加に伴って一定の影響があると考えますが、今申されたように減債基金の積み立てを行うとか、その増加した歳入の使い方によって大きく数値が異なってきますことから、現段階で推計を行うことは非常に困難であると考えております。

○9番沢口光広議員 今の枕崎市にとって、行財政改革は避けて通れない問題の一つです。来年10月、県下19市の財政4指標は公表されると思いますが、スピード感を持って取り組んでいくことを切に願っておきます。

次の質問に行きます。コミュニティバスの試験運行について質問いたします。

この試験運行に向けて、現在どのように取り組んでおられるのか。また、来年春には運行は可能であるのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 本年度のコミュニティバス、コミュニティ交通の審議を行います市民会議の開催につきましては、当初、予定をしておりました5月中の開催について、市民会議の委員でございます各団体から委員が出されておりますけれども、委員の皆さんから各委員の出身母

体である団体の役員改選が終了しないと委員の交代の可能性があるので、その役員改選が終了するまで開催を延ばしてほしいという意見が多数寄せられまして、各団体の役員改選終了後の6月に第2回の市民会議を開催しております。

その後、次回開催準備をしておりましたところ、市民会議の委員でございました市内のタクシー会社の社長さんが死去されるという事態がございました。市民会議の中で、乗り合いタクシーの活用検討もされていることから、市内のタクシー会社さんの御意向というのは、この市民会議の中でも大変重要なウエートを占めますので、事務局としては、市民会議の開催を繰り延べたところがございます。

その後の開催時期につきまして、事務局で熟慮した結果、当該タクシー会社の後継体制が確定し、当該タクシー会社からの委員の出席が可能となる時期まで、さらに開催を延ばさざるを得ないという結論に達しまして、3回目の開催がいまだできていない状況でございます。なお、当該タクシー会社の後継体制も大体落ちついてきたと聞いておりますので、今後、年度末に向けて市民会議を開催していきたいと考えております。

来春には運行が可能なのかというお尋ねでございますが、6月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、市民会議の議論が順調に進めば、来春の運行も可能ではないかと6月議会で答弁しておりますとおり、市民会議の進行状況が大きな要因となることは、御理解をいただいていると思っております。

ただいま説明した状況で、今年度の市民会議が思うように開催できなかったことや、また、今後の市民会議におきましては、コミュニティ交通構築に係るバスとタクシーの役割分担、交通網の構築方法、さらには、一番重要な本市の財政負担と財政状況の問題等々、多くの重要な議論をいただいた上で、このコミュニティ交通を実施すべきかどうかという点での市民会議の結論を出していただく必要がございます。さらに、市民会議の結論がコミュニティ会議を実施すべきとなった場合、その後に陸運当局の御指導のもと、法定協議会を開催し、コミュニティ交通網の国の許認可を得るという手続等も必要となってまいります。さらに、本市の条例、それから、予算の本市市議会の議決等、多くの手続があることから、今しばらくの時間を要するというところで、現時点で来春の運行は不可能であるというふうに考えているところでございます。

○9番 沢口光広議員 説明ありがとうございます。

それだったら、私こうして質問、このバスのところを5点、5点質問しようかなと思ってたんですけど、この質問の2番、3番、4番、5番、これは今、質問はもうしないほうがよろしいんか。質問したら答えられますかね、この質問の通告書の。私は2番、3番、4番、5番をこれで、続けて質問して答えられますか。今の現時点では、答えられないわけですかね。

○依積田義信議長 沢口議員、質問を続けてください、通告どおり。

○9番 沢口光広議員 いいですか。じゃあ、2番行きます。

バス及びタクシー事業者等との協議は順調に進んでいるのか。今後、試験運行に向けてクリアしなければならない問題点はあるのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 バス及びタクシー事業者等との協議につきましては、さきのお尋ねにお答えしたとおりの状況でございまして、今後、さらに協議を重ねていかなければならない状況でございます。

クリアしなければならない問題点につきましても、バスとタクシーの役割分担、路線網の構築方法、それと、さらには一番重要な本市の財政負担と財政状況の問題等々ということで、今後の市民会議では、多くの重要な議論をいただいた上で、コミュニティ交通を実施すべきかどうかの市民会議の結論を出していただくというふうなお話、必要になってまいります。さらに、市民会議の結論が実施すべきとなった場合には、陸運当局の御指導のもとで法定協議会を開催する。それから、コミュニティ交通網の国の許認可を得る必要があると。先ほども申し上げましたが、条

例、予算、本市の議会の議決を経なければならないと。多くの手続があることは、御承知おきいただきたくと考えております。

○9 番沢口光広議員 乗り合いバス及び乗り合いタクシー利用者の条件等は、どのような人が利用できるのか。6月議会に引き続き、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 乗り合いバス及び乗り合いタクシー利用者の条件につきましては、さきの6月議会の一般質問でお尋ねをいただきまして、担当課が示した素案でございますという内容、前提をお断りした上で答弁をさせていただいております。前の2つのお尋ねの中でも、その後の市民会議の議論は進んでないということで御報告をしております。6月議会の答弁の内容から変更はございません。以上でございます。

○9 番沢口光広議員 バス路線、停留所、運行時間、バス料金、バスの本数等はもう正式に具体的な素案というんですか、これはもうできているわけですか。

○神園信二企画調整課長 何度も重ねての答弁で恐縮ではございますが、市民会議での議論が進んでおりません。現時点で決定をしていないところでございます。

また、細かい運行時間、バス料金、バスの本数等につきましても、素案としては、確か6月、前回の6月議会の時点では、議論が進んでおりませんということでお答えしたと思っております。その時点から進んでいないということでございます。

○9 番沢口光広議員 またまた企画調整課長との答弁になるかと思うんですけど、最後に駅舎建設についてお尋ねいたします。駅舎建設の工程等は順調に進んでいるのか。来年春には、駅舎完成は可能であるのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 駅舎建設の着工時期につきましては、県が事業主体となる魅力ある観光地づくり事業の用地造成事業、これのおくれに伴いまして、駅舎建設着工に若干のおくれを生じておりますが、既に建築業者との契約を終了しておりますので、今後は建築業者とも打ち合わせを重ねて、このおくれを取り戻すように頑張りたいと考えております。

また、3月中に、来春には完成できるのかということですが、3月中に竣工できますように、受注した建築業者や関係各位とも綿密な打ち合わせを重ねて、3月中の竣工にこぎつけたいと考えております。

なお、駅舎建設寄附金の集金状況が当初の予定より若干のおくれを見せております。議員の皆様におかれましても、今後、さらに一層の寄附金の呼びかけ、集金に御協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○9 番沢口光広議員 午前中の吉嶺議員と質問がダブるかと思うんですけど、この駅舎は総額幾らの駅舎建設費用で何坪の駅舎になるのか、再度お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 駅舎の入札の金額につきましては、けさほど吉嶺議員の一般質問でお答えしましたとおり、おおよそ1,400万ということ、一千三百数十万、一千何百万という落札価格ではございましたが、その他、もろもろの工事費、駅舎の建設費等含めまして、約1,680万ということで、期成会のほうで決定をしております。このほかに駅舎周辺整備といたしましては、約700万円程度の事業実施を期成会で決定をいただいているところでございます。

○9 番沢口光広議員 午前中、吉嶺議員も質問したんですけど、このバスの停留所、約450坪、この半分はどうなるのか。公売されていくのか。そこら辺、どのような予定でおられるのか、お答えできませんでしょうか。

[沢口光広議員 着席]

○9 番沢口光広議員 午前中、吉嶺議員が屋台村にしたらどうかということだったんですけど。

○依積田義信議長 沢口議員、起立して質問してください。

[沢口光広議員 起立]

○9 番沢口光広議員 この450坪は、もう駅舎全体として使う予定でいるのか。今後のめどとい

うんか、どのような予定を組んでおられるのか。わかっている範囲でお答えしていただければ。

○福元新財政課参事 9月議会でも答弁したように、現在のところ、残りの土地につきましては、公売する計画であります。

○9番沢口光広議員 完成後の駅舎及びその周辺のイメージはどうなるのか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 駅舎のイメージにつきましては、駅舎デザインが決まりました8月に新聞でも報道されましたとおり、旧駅舎の面影を残しつつ、県産材や赤石など地元素材を使って、温かみのある雰囲気や旅情を誘うつくりで、コンセプトは来てよかったレトロ感あふれる癒しとパワーを感じる最南端の終着駅をイメージしているところでございます。

また、枕崎駅周辺の景観整備につきましては、先ほどからあります県の魅力ある観光地づくり事業で県に整備をお願いしているところでございます。平成24年度事業では、駅舎や列車を背景に記念写真を撮るための写真スポットや出会いの広場、花壇、送迎デッキ、神話の壁等が整備される予定です。出会いの広場には、駅舎建設期成会がかつおぶしを行商していた御婦人と子供をイメージした行商婦の像を設置いたします。

東本町23番地の北側用地は、平成25年度の魅力ある観光地づくり事業で景観整備を要望します。整備内容につきましては、吉嶺議員の質問でも答弁いたしました。駅舎や駅へのアプローチのほか、枕崎駅から坊津や久志、野間池など薩摩半島南西部地域へ続く観光アクセスの拠点として、駐車場や多目的広場として整備をお願いしたいと考えています。以上です。

○9番沢口光広議員 私たち議員は、実務委員会、この期成会の傍聴というんですか、今後できるのか、できないのか。参考までに教えていただけませんか。

○神園信二企画調整課長 期成会、駅舎建設の期成会、それから実務委員会を沢口議員を初めとしまして、複数の議員の皆さんが何回も傍聴に訪れていることは、もう議員も御承知のことと思います。

ただし、9月6日の期成会におきましては、翌9月7日の議会全員協議会で、ここにいらっしゃる全議員に同時に報告する事項について、期成会にも報告をして、委員の意見をお聞きしてまとめ、そして、その7日に開催される全員協議会にお伝えする必要があったため、複数の議員が傍聴のため期成会の会場にお見えになりましたが、全員協議会開催前に一部の議員にのみ翌日の全員協議会でお聞かせする内容を前もってお聞かせすることになりますと、傍聴に訪れていないほかの議員との公平性を欠くと判断をして、傍聴をお断りしております。

なお、この件につきましては、沢口議員から9月6日の傍聴を複数の議員の方が希望しているという申し出が事前にありますので、今、説明申し上げました事情をお話をしまして、9月6日の傍聴はお断りをしたいとお願いをして、沢口議員には理解をいただきまして、当該複数の議員の方への説明についても、沢口議員から説明していただけるということで議員のほうからお申し出を受けておりましたので、私どもとしては、沢口議員を初め、当該複数の議員の皆さんにも御理解をいただいているものというふうに考えているところでございます。

○依積田義信議長 企画調整課長、今後、その傍聴を許すのかどうか。

○神園信二企画調整課長 期成会等につきましては、議長も委員として御出席をいただいている状況でございますが、これまでも、先ほど報告しましたとおり、傍聴に訪れた場合に期成会のほうでそれを断るといことはしていないところでございます。

○9番沢口光広議員 私はもう駅舎建設、大賛成な一人です。

番所、番所に行ったら幸せの鐘いうて、アベックがよう行ってるんですね。そして、幸せの長崎の鐘じゃないけど、結構、アベックの旅行客というんか、あれもいいなと思ってですね。それと西大山駅は昔風の赤い郵便ポスト、これを黄色く塗って、何か幸せのあれか知らんけど、昔風のあの郵便局のあの大きな赤いポスト、これを黄色く塗っておられたです。それと指宿駅はですね、足湯、駅前に足湯があって、そして、パネルに男性の姿、片や女性、ここに顔部分だけ穴開

けて、アベックでそちらと写真撮るやつ、そういうのがあって、ああいうのは参考にしたらいいなど。そして、枕崎にあっては、以前、駅に水上警察の跡地横に白い人魚、上半身女性か、下半身は魚のね、あれも昔駅にあったのに、あれもこちらに持って来てあげたほうが、あの白い人魚は喜ぶのと違うのかなというのを個人的には思っておるんですよ。それと客を、全国の観光客を枕崎に呼び寄せるには、薩摩白波がすごい、もうPRが、もう3本の指に入るぐらい、薩摩白波、もう夜のゴールデンタイムしてくれてるんやけど、駅舎完成後、枕崎駅舎を1秒か2秒でもいいから、全国に、白波のあれにお願いして便乗させてもらったら、すごい観光客が押しかけるというんか、コマーシャル効果はすごい出るかと思うんですよ。またそういうのも今後、期成会、実務委員会のほう、検討していただければなと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長　ここで10分間休憩いたします。

午後2時50分　休憩

午後3時00分　再開

○依積田義信議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員　登壇]

○11番吉松幸夫議員　皆様、こんにちは。吉松幸夫でございます。

通告に従いまして質問をいたしますが、その前に、先ほども、豊留榮子議員からお話がありましたが、我々の大先輩でございます牧議員が今月の定例議会にも欠席ということで、非常に残念な状況であると思っております。一日も早い復帰をお祈りしたいと思います。

また、先週ですが、また東北地方で、7弱の地震がございました。復興もままならないこの状態の中です、2度目の地震が来るということは、何と悲惨なことかというふうに、現地の人たちに本当に、重い被害がないことをお祈りしたいと思います。

さて、本市におきましても、先月ありましたが、メガソーラーの建設により、長年の懸案事項であったことが一つ解決したのかなど、ほっと胸をなでおろしております。さらに一層、行政の執行部の方々、頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

市長に、お尋ねいたします。枕崎市の広報紙は、非常に最近、高い評価を受けております。せんだつても、県の広報紙コンクールにおきまして、写真部門で最高の賞をいただきました。非常に、評価したいと思います。さらに、広報紙全体の入賞を目指していただきたいなと思います。

そこで、この広報紙ですが、まだ入賞をしてないということは、広報紙の内容がまだ、もう少し充実していない、活用されていないのではないかと感じます。そこで、市長初め、この広報紙をもっと活用するための策は考えていらっしゃるのか、その点をお尋ねいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　今の広報紙につきましては、私がかねがねから、市が取り組んでいるその時々のお話を、市民にわかりやすくお知らせしないとイケない。ちょっと、それが足りないんじゃないかなと、こう思っております。市の広報紙ですから、市がやろうとしていることの広報をもっと載せてもいいと思っております。

そのような観点から、広報まくらぎきに掲載する特集記事や連載記事などについては、随時、検討を加えて、掲載するコーナーを変更しながら、市民から読みやすく親しまれるものになるように、改善を図っております。

○11番吉松幸夫議員　はい、ありがとうございます。昨今ですね、さまざまな行政において開かれた、そういう広報というのが目に見えるようでございますが、本市においてもですね、もっと今、市長の答弁のように、わかりやすく伝えていただきたいなと思います。

そこで一つ、私の提案なんです、市民と直接、広報紙の中で市長と対話するような、そうい

うコーナーができないものかと。市民の質問に対して、市長はこう答えますと。広く市民に親しめるようなコーナーができないものかと考えますが、どうでしょうか。

○神園征市長 質問そのものがですね、私が答えられるものであれば答えてもいいんですが、あるいは私にあてて、答えろといったようなことであればですね、答えられるものについては答えたいと思いますが、今、市民提言箱というのがありまして、そこに入ってくる質問とか提言等はですね、私1人の考えでお答えするようなのは非常に少なくてですね、しかも、お答えしようにも連絡先も書かれてないといったようなこともあります。

だから今、市長が答えますコーナーということではなくてですね、まずは市民提言箱とか、あいつたものを活用いただいて、そして、御自分の住所・氏名等、あるいは電話等でも書いていただければ、答えられるものについては直接電話してもいいし、答えたいと思います。

○11番吉松幸夫議員 さらに広がる広報紙のですね、充実に向かって皆さん、努力していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。空き家対策でございますが、せんだっての議会で空き家条例が制定されましたが、その後、状況はどういうふうに変ってきているのでしょうか。

○永留秀一総務課長 空き家等の適正管理に関する条例を9月議会にお願いをいたしまして、9月26日に公布をいたしております。来年の4月に施行という運びになっております。

条例を公布いたしましたから、10月から11月にかけて、公民館からの報告のあった分、それから、市民からの情報提供のあった分など、90棟の危険空き家について調査を行いました。調査につきましては、近隣住民への危険度の影響によって、AからDまでの4つの危険度のランクに区分をいたしまして、危険空き家等の判定を行ったところであります。

調査を行った90棟のうち、最も、近隣住民への危険度の大きいAランクと判定されたものが26棟、Bランクが35棟、Cランクが14棟、近隣住民に影響はないであろうとされるDランクが3棟、それから90棟の中に入居をしている、使われている建物も3棟ありまして、さらに、調査時点から解体されたものが9棟あったところであります。

来年4月に条例が施行されましたら、この調査をしましたAランクの危険空き家を中心にしまして、条例に基づいた助言、それから指導を行っていく考えであります。

○11番吉松幸夫議員 Aランク、Bランク合わせて、64棟。あ、違いました。61棟でしたね、はい。かなり、町の中にそういう危険な状態の空き家があるということで、早急に対処していただきたいというふうに思います。仮にこの解体をして、平地になった場合とか、そういうときの市としての利用法というのは、何か計画がありますでしょうか。

○永留秀一総務課長 危険空き家を取り壊した後の利用についてですが、それぞれの土地の所有者がおりますので、市として、跡地の利用方法については考えてはいないところであります。

○11番吉松幸夫議員 今の現在の空き家の場合、私の聞いたところによりますと、持ち主がいらっしゃらなくて継続する方は、枕崎にいないとか、非常にその、利用がなかなか難しい状態が多いのではないかなということなんですが、例えば、更地にした場合、私の今ちょっとした考えですが、その空き地をですね、町の中にある空き地を仮設のトイレとか、そういったものへの転用とか、そういうことに使ったらいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 商店街の活性化という意味から言われたのかもしれませんが、やはり、街中にですね、仮設のトイレというのはやっぱりそぐわないかなと思います。

それで、私どもとしましては、今、空き地・空き店舗の助成事業がありまして、それだと駐車場等に利用したりとかですね、新たな店舗を設けるために、その……、老朽化した空き家が建っているところを解体して、事業するということには助成をします。そのような方向で考えていただければありがたいなと思います。

○11番吉松幸夫議員 空き家対策、空き店舗事業ですね、いろんな方面でいろんなまた解決策

があらうかと思いますので、なかなか仮設トイレというのは難しいかも知れませんが、それに付随したような、似たような利用法をですね、また検討していただきたいなと思います。

次にまいります。危険交差点対策についてですが、私が6月議会だったかと思えますけれども、汐見町付近の交差点の状況をお尋ねしたことがありましたが、せんだって、そこで1カ月半ぐらい前でしょうかね、やはり、衝突事故が起きてしまいました。ちょっと変形した交差点ですので、以前も小さな接触事故があったというふうに聞いておりますが、警察のほうではそういう記録は残ってないと。しかしながら、現地の住民はですね、事故が起きているんだよということを口酸っぱく言われました。とうとう、それが現実的な問題で、事故が起きてしまいました。

そのの、そういう雰囲気ですね、危険地帯と思われる交差点の対処の方法というのはですね、どのようにお考えでしょうか。

○永留秀一総務課長 吉松議員が質問されたのは、昨年6月でなくて9月議会だったんですけども、そのときにも答弁をいたしました。その後、またさらに警察署と協議を行いましたけれども、ここの桜木町の歌留多前の交差点なんですけれども、ここの歌留多前の道路が狭いということ、また、事故の交通量や……、失礼しました。事故の件数や交通量がさほど多くないということなどから、昨年9月時点の警察署との協議では、信号機の設置についても協議したんですが、難しいのではないかなというようにありました。

事故の件数については、平成19年と21年にそれぞれ1件ずつあったというふうに聞いておりましたが、今、議員が言われましたように、先月にも事故が発生しておりますので、警察とも改めて、信号機の設置も含めまして、事故防止の対策について、警察も含めた関係機関団体と協議をしていきたいというふうに考えているところであります。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

年末に入りまして鹿児島県でもですね、交通事故が多発して死亡者もかなり多く出ているということで、事故発生、その県警、鹿児島県警でもですね、出ましたが、やはり同じ交差点で、この3件もあるということはですね、非常に危険地帯だという認識を持っていただいてですね、早急に取り組んでいただきたいと思えます。

また、市内におきましても、枕崎小学校の裏通りとか、非常にあの、見通しの悪い小さな交差点が結構ありますので、そういうところへのですね、ロードミラーですか、そういう設定も考えていただきたいというふうに希望いたして、次にまいります。

医療費問題についてですが、先ほど豊留榮子議員からも質問がありましたけれども、南さつま市におきましては、中学生まで医療費が無料だというふうに聞いておりますが、それはどうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 県内の19市の状況を申し上げますと、中学生までを対象に無料化としている市が8市、そして一方、県の制度と同様に小学校就学前までを対象にしている市も8市ございます。うちは小学校3年生までを対象にしておりますが、うちと指宿市の2市、あと小学校6年生までを対象にしている市が1市ございます。という19市の状況でございます。

○11番吉松幸夫議員 やはりですね、小学校から中学校にかかる時がですね、やはり医療費というのが非常に、負担となってくるのではないかなというふうに考えます。少しでも、子供たちに安心できる治療を受けさせる。そして、その親にですね、負担をかけないように、なるべく善処して考えていただきたいなというふうに希望いたします。

また、前回の議会で、質問いたしました健康マイレージということをお聞きしましたが、その後、状況は何か変わりましたでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 県のほうでは今年度から、高齢者元気度アップ推進体制づくり事業というのに取り組んでおります。

その中で、各市町村に対しまして、高齢者元気度アップポイント事業に積極的に取り組むよう

に要請を出しているところがございます。この事業は、高齢者の健康づくりや社会参加活動について、地域商品券等に交換できるポイント制度を創設しまして、高齢者の介護予防への取り組みを促進するとともに、地域経済の活性化を図る目的で実施するものとしております。

具体的には、高齢者が健診の受診、筋トレ教室などの介護予防教室に参加して行うみずからの健康づくりや、社会参加活動に対して、ポイントを付与するというもので、蓄積したポイントは、地元商店街で使える地域商品券に交換するものがございます。

現在、来年度からの事業実施に向けまして、福祉課・健康課の打ち合わせ、そして、地域での商品券を発行しております商工会議所との打ち合わせを進めております。今後、制度設計、そして実施要綱等、策定の詰めを行っていきたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 積極的にですね、高齢者の皆さんの健康管理のために、いろんな事業を県の事業を、そうですね、引っ張ってきていただいて、積極的に活用していただきたいなというふうにお願いを申し上げます。

次に移ります。花渡川沿いにランニングコースがあるんですが、300メートルぐらいの幅でしょうか、かなり車幅が狭くてですね、車が離合するのが非常に難しいというところがあるんですけども、あの土地はどういった所在でしょうか。

○俵積田清文建設課長 御指摘の花渡川沿いの岩崎下からの部分だと思っておりますが、あの土地につきましては、花渡川の管理道路ということで県の所有でございます。

○11番吉松幸夫議員 県の所有ということをお聞きしましたが、川ではなくて、田んぼ側のほうが少し斜面になっているんですけども、あそこには県にお願いをしたら、何か対策が打てる手だてがあるものでしょうか。

○俵積田清文建設課長 確かに、田んぼ側のほうが2メートルから3メートル近く低くなっておりまして、そののり部分というのはございます。そこを使って拡幅ということになるかと思いますが、その場合に、県は拡幅をするということとはございません。市の負担で、拡幅をしなければなりません。

○11番吉松幸夫議員 県は絶対、そこにはお金は出さないということでしょうか。

○俵積田清文建設課長 県の管理上、その道路の幅員があれ以上、必要であるということでもございませんし、市の利便性のために拡幅するということですので、あそこは今、市が県から市道として借用しているところがございますので、当然、市が負担しなければならないと思っています。

○11番吉松幸夫議員 ということは、市側がそれを拡幅をしようとするれば可能ということで、解釈でよろしいでしょうか。

○俵積田清文建設課長 市が市の負担で拡幅するということで、県のほうに申し入れをすれば、県のほうは許可はするというふうには思っております。

○11番吉松幸夫議員 川側のほうもですね、私はあそこをよく通るんですけども、ガードレールもなくて、今までよく大きな事故があそこで起きなかったなというふうに、非常に不思議に思うんですけども、やはり住民のですね、安心・安全を考えた場合、何とかあそこがガードレールもできて、拡幅もできるような状況にしていだけないかなというふうにお願いをいたしまして、次に進まさせていただきます。

塩浜グラウンドのテニスコートの件なんですが、現在、グラウンドの使用状況はどのようになっていますでしょうか。

○久保等保健体育課長 過去3年間のテニスコートの利用状況につきましては、平成21年度は2万0,796人、平成22年度は2万0,425人、平成23年度は1万5,535人です。また、平成24年度は10月末現在で、1万1,093人の利用をいただいております。以上です。

○11番吉松幸夫議員 21年から比べますと、今、発表のとおり、大分、使用人数が減ってきて

いるようですけれども、過去この、テニスコートの……。あ、すみません。訂正します。このテニスコートは何年に完成だったのでしょうか。

○久保等保健体育課長 資料を持ち合わせておりませんので、細かいことについてはまた、後ほどお答えしたいと思います。

○11番吉松幸夫議員 ええとですね、かなり年月はたっていると思うんですけれども、今あるコートは川沿いのほうですね、2面は、かなり修復が必要な箇所が多く見受けられました。

私もつい、せんだって見に行ったんですけれども、この状況でけが人が出ていないのかなというふうに思いまして、ちょっとお尋ねをすることになったんですけれども、競技中に、テニスコートで、けが、もしくは事故みたいな報告がありますか。

○久保等保健体育課長 テニスコートにおける競技中の事故の報告は受けておりませんが、今、議員が言われるように、現在、1コートを使用禁止にしておりますので、今後、安心・安全に御利用いただくように、コートの改修等について検討していきたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 今から……。枕崎はですね、もともとテニスが非常に盛んな土地でございました。我々の高校のころはですね、枕崎高校の生徒だけで、県のベスト16が決まってしまうような、そんな強い学校でした。今も子供たちはですね、非常に優秀な成績でレベルが上がってきています。

そんな中で、テニスコートがあのように修復を必要とするようなですね、傷んでいるところでは子供たちにやっぱり、安心・安全ですね、プレーを続けさせてあげたいので、一日も早く、手だてをしていただきたいというふうに思います。

次にまいります、やはり同じテニスコートなんですけれども、プレーをした後ですね、やっぱり子供たちの体調管理のために、いち早く着がえをさせてあげたいというふうには思うんですが、今、テニスコートの中で、更衣室がありません。なぜ、ないのでしょうか。

○久保等保健体育課長 議員が御指摘のとおり、現在、本市のテニスコートに更衣室はなく、利用者それぞれで対応をいただいている状況です。

今後も、塩浜グラウンド利用者同様、それぞれで対応していただくようお願いしていきたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 更衣室の件なんですけれども、いろいろさまざまなつくれない条件があるのかもしれませんが、例えば、予算がないとか、あろうかと思いますが、私のほうに来た話ではですね、更衣室を提供していいよという方がいらっしゃるそうなんです。

ですから、その更衣室を設けられる、それに、制限がある、何かあればですね、それが取り外すことができれば更衣室を提供してくれる、そういう方がいらっしゃるので、ぜひ、更衣室がですね、あって、子供たちがその体調管理のために早く着がえて体調を崩さないような、そういう状況をつくってあげたいというふうに思いますので、その辺の解消というか、それもお願いしたいと思います。

で、次にまいります。とんとん拍子にいきまして、最後になってしまったんですが、せんだって枕崎校区の公民館長の研修視察で……。お尋ねいたします。

日高課長にちょっと骨を折っていただいてですね、鹿屋市の教育委員会と輝北小学校に研修視察に行つてまいりました。輝北町は、今回の鹿屋市との合併の以前に、昭和48年のころから、中学校の合併問題が既に起きております。現在、4小学校、3中学校がですね、それぞれ合併して、一つの学校になっておりますが、本市、枕崎市におきましても、小学校・中学校の統廃合問題を今、それぞれ委員会を立ち上げてですね、いろんな研究を続けてまいりましたが、大きな枠組みとして、10年後、15年後ぐらいの将来にですね、子供たちに負担のかからないような、そういう合併計画というの、つくるべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 これまでの統廃合の御質問に対しまして、御答弁申し上げてまいりましたように、枕崎といたしましては、現在の児童・生徒数の実数、そしてこれまでの減少傾向にある傾向、そして今後の見通し、見通しと申しましても、実際に出生する数は6年前まででございますので、そういったところ、それからその傾向等を勘案しながら、さきに、市としての望ましい学校づくり基本方針を策定させていただいたところでございます。議会のほうでも、いろいろな御意見をいただきました。それに基づきまして、ただいま金山小学校区におきまして、金山小学校区学校あり方検討委員会を設置して、検討を継続しております。

これまでに2回の会を開催いたしまして、第3回目を12月19日に開催する予定にしているところでございますが、ただいま議員御指摘のありましたように、その大きな規模でとありますというような方向でありましたり、また、今後いろいろな状況の変化といったものに対応することにつきましては、その市としての、望ましい学校づくり基本方針、このことを考えながら、基本にしなごうですね、柔軟に対応していくことになろうかと思ひます。

ただ、金山小学校区におきましては、まだ統廃合をする、しない、そういった点も含めての検討委員会でございますので、今後、統廃合に向けた意見の集約ができるような方向性、そういう方向性が定まった場合には、具体的な統廃合の計画を策定し、進めていくことになろうかと思ひます。以上でございます。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○俵積田義信議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時31分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成24年12月11日)

平成24年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第3号）

平成24年12月11日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和弘 議員 (53ページ～63ページ)
		禰 占 通 男 議員 (63ページ～72ページ)
		城 森 史 明 議員 (72ページ～81ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○依積田義信議長 おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付してありますので御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 みなさん、おはようございます。

ことは、10月から衆議院補欠選挙、また12月4日には衆議院総選挙が告示、16日が投票日となっております。これらの選挙で、我々選挙民が優先すべきことは、国政を預ける選挙であるため、政党を選ぶべきと考えます。

その中で、国県からの補助金頼みの政策であってはならないと考えますが、現在の本市財政状況を考えた場合、

_____その後、いつまでも国頼みというわけにはいかないの、自主財源比率を現在より少しでも上げることが、我々議員にも課せられた大きな仕事と考えております。

ところで、10月の衆議院補欠選挙では、神園市長はJ A南さつま枕崎支所で開かれた農業祭でのあいさつで、3回おはようとあいさつされました。1回目、2回目では、市民の反応は全くありませんでした。3回目のおはよのあいさつで、やっと数名の市民が市長のあいさつに反応したようでありました。

また、市長は補欠選挙で選挙カーに乗り、マイクを握り、応援活動をしていました。そのような行動に対し、多くの市民は、歴代の市長が国政選挙で選挙カーに乗り、マイクを握り、応援したのを見たことは一度もこれまでなかったという発言が多くありました。

_____今後は、議員定数や期末手当のさらなる削減なども我々は提案し、みずから身を切る考えでおります。それ以上に重要なことは、財源の確保と行政改革により行政改革……、

○児玉義孝選管事務局長 休憩をお願いします。

○依積田義信議長 暫時休憩します。

午前9時32分 休憩

午前9時35分 再開

○依積田義信議長 再開します。

ただいま清水議員から、発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

○5番清水和弘議員 機会を与えてもらいましたので、私の発言に不穏当なことがありましたことをお詫びし、取り消します。

○依積田義信議長 ただいまの清水議員の発言については、御承知おき願います。

○5番清水和弘議員 それでは、質問させていただきます。

私は、本市の財政状況を考慮して、今後は我々議員定数や期末手当のさらなる削減なども提案し、みずから身を切ることを考えておりますが、これ以上に重要なことは、財源の確保と行政改革はより効果的と考え、行財政改革を推進するとともに、国からの補助金のあり方についても、国県の事業補助金のうち、本市単独上乗せ分の削減などを考えるべきだと思います。とにかく、無駄を省くことを優先すべきと考えます。

これまで9回の行財政改革調査特別委員会を実施していますが、執行部の前向きな態度は一向に見受けられないのが残念でなりません。行財政改革調査特別委員会でも、議員の声として数値目標を設定することに対し、反対の議員もいますが、我々新人議員は、垂水、阿久根市、両市に行財政改革について勉強に行っていました。

その中で、両市とも高い数値目標を立て、市長みずからが改革を実施し、推進しております。

そこで本市は、ことしの7月の市報によると、本市の実質公債費比率は、23年度現在17.2%、27年度目標が11.7%。ところが、垂水市の実質公債費比率は23年度で12.4%、阿久根市11.5%。また、経常収支比率については、本市は23年度96.7%、27年度目標が約90%になっており、垂水市は本年で、23年度で90.7%、阿久根市90.1%となっております。垂水市や阿久根市は、本市よりも3年以上も早いスピードで本市の27年度目標と同程度の改善を実施している状況にあります。

市長は昨日の答弁でも、盛んに行財政改革をやっているとありますが、この数値を市民が見てどう思うと判断しますか。また財政指標についても、改善率は県下で最下位、平成23年度県平均の将来負担比率は59%、本市は161%です。県内でも、将来負担比率が100%を超えているのは、本市枕崎市だけあります。垂水市や阿久根市の基金残高や財政4指標は、本市より大幅な改善となっています。本市も数値目標は設定しているが、7月の広報まくらぎきによる改善目標を見ると、27年度の将来負担比率は140.9%となっております。このような状況では、本市財政状況は県下最下位という状況が、今後も4～5年以上続いていくと考えます。

市長は昨日も沢口議員への答弁で、市職員を褒めてほしいと言いましたが、当たり前のことをして褒めるのは、子供のうちだけではないのでしょうか。当たり前以上のことをして、改善できたのなら適正に評価すべきと思います。イエスマンの多い企業にあっては、短期間で倒産する例が多く見られます。本市には県庁からも、副市長が出向で就任しているわけですから、副市長より、よりよい改善の提案もあったのではなかろうかと思えます。我々が多くの市民に言われるのは、枕崎にはお金がなく大変だねということです。

そこで今後は、今までよりもより高い数値目標を立て、行財政改革を推進する考えはないのか、市長にお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** きのうちも申し上げたようにですね、財政改革には取り組んでおります。市職員も一緒になって取り組んでおります。

そしてこれまでの、例えば借金残高等が非常に大きすぎたと、そういったこともありまして、これを急激に減らすには、やはり時間がかかるとういうことでありまして、例えば、市債残高につきましては、普通交付税から振りかえられた臨時財政対策債を含めても、平成16年度から7年連続で減少してきております。平成16年度、これは私の市長就任3年目ですが、市債残高が昭和45年度以来、34年ぶりに減少に転じました。それ以来、市債残高は、毎年減少していることだと思います。財政危機宣言を出して、市民と一緒に考えてまいろうと訴えたことは、きのうちも申し上げたとおりです。

そして、平成16年度には45年度以来、昭和の45年度以来34年ぶりに起債を減少に転じたと。そもそも、私が市長に就任したときには、平成に入って70億円にふえていた市債残高がですね、私が市長を引き継いだときは140億円になっていたんです。実に、借金がふえ続けていたと。それを減らす方向に道を開いたのは、自分であると自負をしております。

○**5番清水和弘議員** 市長の答弁は、真つ当な答弁かどうかは私にはわかりません。ただ、その改善のスピードは遅い。改善率が鹿児島県19市に比べて一番悪いということは申し述べておきます。

それから、次の質問に移ります。

きのう、総務課長は74項目を着実に実施していくと述べました。しかし、この本市が設定する目標値というのは、私は非常に甘いんじゃないかと考えておるんです。その理由として今も申しましたけど、県内他市の改善率は、本市を大きく数値を上回る数値を示していることです。本市財政状況を考えれば、市長みずから大胆な改革に挑戦し、副市長を初め、市職員や我々議員も

真剣に取り組むべきと考えております。

次の質問に移ります。市職員の退職手当、給与について質問していきます。

鹿児島県は22日、県職員の退職金について職員団体と交渉を妥結したとの報道がありました。その内容は、来年4月1日から3段階に分けて約15%を削減。また、給与については、国家公務員の55歳以上の公務員の昇給を原則停止と、それを求めたが、本年度は人事院勧告の実施を先送りしたことを受け、県は継続審議したとの報道です。

そこで本市も、これまで独自に給与を約5%カットしているようですが、給与カット及び55歳以上の昇給停止については、今後どのように対応をしていくのか。また、今後、職員の退職金取り扱いについては、どのように対応していこうと考えているのか、お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 まず、職員の退職手当についての御答弁であります。国家公務員の退職手当法が成立いたしました。退職手当を約15%、金額にして400万円を段階的に引き下げることが、国においては決定しております。

今、議員が言われたように鹿児島県においても、12月議会に段階的に引き下げるという関連議案を提案しているところです。本市におきましては、国家公務員に準じた退職手当削減の条例案を12月議会中に提案したいということで、現在、職員団体と協議中であります。

それから、給料の平均5%の独自削減を現在も行っておるんですが、これの来年度以降の取り扱いにつきましては、給与全般に係る見直しを、その他の退職手当以外の見直しについても、提案をしている状況でありまして、それらとあわせて、給与の独自削減についても検討していこうということで、現在、あわせて協議中ということであります。

○5番清水和弘議員 今、総務課長のこの55歳以上の昇給停止についても今後検討するという理解でよろしいでしょうか。

○永留秀一総務課長 その給与改定についても現在協議中でありまして、それについては12月議会に提案できるかどうか、はっきりわからないところであります。国が人事院勧告を実施していないという状況もありまして、退職手当等と若干違う状況なものですから、退職手当は12月議会に提案したいということで協議しておりますけれども、給与改定につきましては、継続して協議するというので、現在も協議をしているところであります。

○5番清水和弘議員 次の質問で、空港跡地へのメガソーラー設置が本市財政に与える影響について質問していきます。

今回、メガソーラーを設置したから、本市への貢献策として、テレビ東京のホームページに掲載されておりました。その内容は、1、発電所の見学学習スペースの設置。2番目、小中学生向け環境学習の実施。3番目、見学者送迎用の送迎車両の提供。4番目、管理業務の一部を南薩エアポートが担う。5番目、天文観測所の設置。6番目、投資総額は約30億円程度で、建設には地元建設業者を利用するとなっております。その中で、小中学生の環境学習の実施はどのような計画になって、学習指導は設置者側が実施するのか。そして学習に要する負担金は、どちらが負担するのか。また、見学者送迎用の車両を提供するとありますが、この運行に対してはどちらがするのか。その車両は何台なのか。また、いつまで続くのか。

それから、天文観測所設置とありますが、これは新たに天文観測所をつくるのか。また、その場合、本市の手出しは幾らぐらいになるのか、お伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 メガソーラーの設置に関します地元への貢献策のお尋ねでございます。

地元貢献策のうち、環境学習に関する費用の負担のお尋ねにつきましては、これは講師費用、それと教室の開催費用ともにメガソーラー実施会社の負担となります。なお、会社の意向としましては、当初数年間はすべて会社の負担で行うということでございますが、南薩エアポートの社員にも同教室の運営に携わっていただきまして、将来的には南薩エアポートの社員が講師となって教室が運営できるように、体制を整備したいということでございまして、同社に支払われる管

理委託料、これにつきましては、これらの教室の運営分等も含まれたかたちで支払われるものでございます。

続いて、見学者の送迎用車両の寄贈でございますが、10人乗り程度のワゴンタイプの車を予定されていらっしゃるようです。メガソーラー見学者の送迎用車両ですので、実施会社から南薩エアポートに寄贈されることとなります。車両の減価償却年数は5年でございますが、寄贈後の維持管理、更新は南薩エアポートが担うこととなります。

それと見学コーナーにつきましては、見学コーナーの施設改修、それから施設の借受料、これもすべて実施会社の御負担で、御負担をいただけるということで協議が整っております。

それと天文施設の設置でございますが、これはいわゆる天文台みたいな大きなものを設置するのではなくて、天体望遠鏡等々の観測施設の一式と、それを覆う何と申しますかね、スライディングルーフと言うんですけれども、簡単な覆いの施設を空港の敷地内に設置をしたいということで、この費用につきましても、すべて会社の負担で、この施設はまた南薩エアポートのほうに寄贈をされるということでお話がまとまっているところでございます。以上でございます。

○5番清水和弘議員 市長はですね、オリックス社がほかの企業よりも本市への貢献度の条件がよかったと述べておりますが、他社と比較してよかった点、悪かった点について詳細にお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 臨時会に先立ちましての説明でもお話をしましたとおり、まずは南薩エアポートをこちらのほうの存続という視点に扱ったというところでございます。あと、今、説明をいたしました見学コーナーの設置、セミナーの設置、車両の寄贈、天文台等の寄贈等々、それと地元企業、30億円ということで議員が言われましたけれども、設備投資に係る場合の地元の企業の活用というあたりも、当初から同社はオリックス、それから九電工さんが開設します新会社で設立した場合には、これらのことを当初の計画から提示をされていらっしゃるというところ。それと新会社、メガソーラーの実施会社につきましても、枕崎市のほうに本社を置いていただけるというところ、これらのすべての事項につきまして、手厚く御提案をいただいたというところでございます。

○5番清水和弘議員 新聞報道でも見たんですけれども、補助金5億7,000万円のうち、国県への返済は2,000万程度に減少するとありました。そして、毎年メガソーラー設置者から管理業務費を含む8,500万円の収入があるようですが、支出は幾らになるのか。本市の収入、支出について詳細な説明をお願いいたします。

また、ヘリポートを建設する予定ですが、このヘリポート建設に要する費用はどのくらいになるのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 空港跡地の貸し付けに伴いまして、事業者から本市に支払われますのは、土地貸付料約200万、これは年額でございます。それから、地域貢献という観点での御寄附約4,500万円、こちらも年額でございます。それと、固定資産税初年度で約2,000万円相当を想定しております。このほか、南薩エアポートへの管理委託料1,800万円と、これには先ほどの天文観測施設の人件費等も含んでおりますが、これら合計いたしまして、約8,500万円でございます。なお、事業者の償却資産税の申告時期によりましては、固定資産税は、平成27年度課税になる可能性は、お含みおきいただきたいと思います。

それから、メガソーラー設置に関しての支出ということでございますが、先ほどお話がありました補助金の返還等につきましては、毎年、かたちとしましては毎年の支出が積み重なって、20年間の貸付期間でおおよそ千三百数十万と、ちょっと数字を細かいところまではっきり記憶しておりませんが、千三百数十万という数字でございます。

それと、ヘリポートの建設費につきましては、これはさきの臨時会で予算の決定をいただきました設計の、基本設計の委託業務が終了しない限りは、ちょっと数字的には、まだ現在、はつき

りしたものをつかめないという状況でございます。

○**神園征市長** 質問中に国庫補助……、新聞に書いてあったということで、5億幾らと言われましたが、何新聞かわかりませんが、国庫補助は3億8,200万でした。

○**5番清水和弘議員** 今、国庫補助と私はちょっと間違えました。県と両方で5億7,000万ということですか。今あのおう、企画課長が言われました補助金の返済額が1,300何がしかというのは国庫補助金の部分だけだと思いますけど、県の部分を入れたら、県の部分が570万とか、650万という数値がありますけど、これも加えた場合は、加えて2,000万円程度となるわけですね。

○**神園信二企画調整課長** 県の補助金の返還方法につきましては、今、県の担当課と県の財政課がやりとりをしていて、まだはっきり決まっていないということは、既に御説明をしたとおりでございます。一括返還、残存価格に対する評価の方法で返すときには、五百数十万というふうな見直しをしておりますけれども、国と同じように、貸付料に対する部分ということで返還を求められる場合、20年間にわたって、返還が求められるということになりますけれども、これが20年間と総計をしたときに、六百数十万という数字になりますので、国のほうと合計いたしましてもおおよそ2,000万というふうなあたりで落ちついているところでございます。

○**5番清水和弘議員** 私の質問にもう1点答えていない部分があるんですね。ヘリポートの建設する場合の建設費用は幾らになるのか、ということについても。

○**神園信二企画調整課長** ヘリポートの建設費につきましては繰り返しの答弁でございますが、臨時会で御決定いただきましたヘリポートの基本設計の業務委託が終了しない限りは、はっきりした数字が、つかめないところでございますので、現時点では御答弁のしようがないところでございます。

○**5番清水和弘議員** 土木費としてですね、420万……、金額が計上されていましたが、これは設計料ではないのでしょうか。

○**福元新企画調整課参事** ヘリポートの施設計画を含めて建設費までの概算事業費を含めた業務委託でありまして、12月5日に入札をしまして、相手方の業務委託先は決定したところでございます。

○**5番清水和弘議員** この問題言うとしたら、ほかに質問がいっぱいありますので、次に移ります。次にですね、市職員のわたり制度廃止について質問していきます。

これまで国県から指摘されている不適正な給与受給廃止について質問してきました。これまでの経過でわかっていることは、総務課長のこれまでの答弁で、わたりが適用されている職員数は215人と言っております。その総額については、約1,500万円に近い金額であったと思います。そして、わたり廃止については、市長も廃止しなければならないが、市職員団体と交渉していくと答弁しています。今日、政府も累積債務残高は約1,000兆円を超えております。国家公務員の給与削減など実施している状況にあり、このような中、本市財政状況は、県下でも最悪の状況であることをかんがみ、新たな役職をつくらず、厳正に対処すべきと考えます。

本市の職員で係長は何名いるのか、それから、係長全部を課長補佐に任命するのか、課長補佐に任命し、5級職となる課長補佐は何名おるのか、お尋ねいたします。

○**永留秀一総務課長** わたりの見直しにつきましては、現在、職員団体に今年度中に見直しをするということで、協議中であります。今、精力的に協議を行っているところでありますが、国県からわたりであると指摘されている5級の係長級、それから4級の主査、それについては、わたりを見直した場合には、一たん5級の職員は4級に、それから4級の職員は3級に格付をし直すということになりまして、4月の定期異動で、5級に昇格をする職員も出てくると思われませんが、それについてはもう人事異動の関係ですので、現時点で何名ということは申し上げられないところであります。

○**5番清水和弘議員** 発言することができないのであればですね、現在、係長は何名いるのか、

教えていただけませんか。

○永留秀一総務課長 市役所の一般会計、それから特別会計、企業会計含めまして、係長が50名。それから参事補、係長級である参事補が35名、あわせて係長級が85名。

○5番清水和弘議員 本市の場合、主査も4級ということでわたりには該当すると思うんですけど、この主査に該当する職員数は何名おるのかですね。また、職員団体との交渉中と言われましたけど、これまで交渉は何回実施され、廃止に対するこれまでの進捗状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 まず主査の数ですが、一般会計、特別会計、企業会計まで含めて143名という人数であります。

それから、交渉の回数を聞かれましたけれども、副市長が提案をして団体交渉を行う回数、それから総務課長段階で事務レベルの協議もありまして、合計すれば10回は超える回数で協議をしてきております。

それから、今後につきましては、具体的な職員団体の主張では、一人一人の職員については、わたりで降格をするということで、非常に不利益をこうむるということが心配されるという、そういう主張でありますので、具体的に個別個別の職員の検討もしていきながら、今後はさらに精力的に詰めていきたいというふうに考えているところです。

○5番清水和弘議員 国のほうもですね、適正に措置せよというようなことですので、わたりには該当する職員については、この役職をできるだけつくらないようにですね、そのわたりによって少しでも財政浮揚があるようにすることを要望しておきます。

それから、次の質問に移ります。板敷沖合いからですね、東方向に浮体式洋上風力発電の設置について質問していきます。

私は、議員になる前からですね、日本や世界各地でメガソーラーや風力発電を見てきました。本市の公共施設や遊休地に設置できないものかとずっと考えておりました。これでこの昨年3.11後、我が国の電力需給方法が2030年にはほとんど原子力エネルギーから再生可能エネルギーへと変換されようとしております。

そのような中、本市は飛行場跡地へメガソーラー設置、これは火力発電等によるCO₂排出によるオゾン層の破壊や、地球温暖化への影響も少なく環境面からすぐれていると思います、私は他の新人議員といろいろ動いて聞いてまいっておりました。

私が思うのは、この空港廃止については誠に残念だと思い、反対しています。と言いますのも、本市の場合、刑務所問題以降、この空港利用のあり方について県と意見交換があったのかは不明です。また、この空港を廃止することによって二度とこのような空港はできないと判断しております。3番目には、枕崎空港での防災訓練などができなくなった場合、枕崎空港から防災ヘリも県のほうへ引き上げるのではないかと。そして4番目には、緊急時や災害時、鹿児島への道路網が寸断されたときの対応。そして5番目として、防災ヘリ発着場整備のため、多額の税金の投入や新たな空港申請許可が得られるまでの間、防災ヘリの運用はできないとなれば、市民の生命にかかわってることが考えられました。

そのような中で、私は他のエネルギーとしてエネルギー需要対策は国のほうでも変わろうとしているわけでありまして、再生可能エネルギーの一つである浮体式洋上風力発電を提案したいと考えます。

この方式は、九州大学は玄界灘に設置し、研究している方式であります。また、日立造船所も設置業務をしております。この方式のデメリットは現時点では発電コストが高い。運用、保守が困難である。また漁業補償などの問題点があります。そして、これまでは50メートル水深のところでの採算性が不相当であったということで、50メートルから、水深50メートルから200メートルの位置にすることによって、風力は安定して採算性がとれるようになったということも挙げ

られております。

まずメリットとしてはですね、1番目に1,500キロワット1基による発電量が年間300万キロワットで、一般家庭の800~1,000世帯の発電量があると言っております。例えば、10基設置すると本市住民の総電気使用量に匹敵するのではないかと考えております。また、2番目には、台風などで風力に対して心配されておりましたが、これも風速50メートル以上の風にも長崎県五島では耐えられたと聞いております。3番目には、魚礁としても活用でき、沿岸漁業にとっては利点になると考えます。4番目には、陸上に設置する場合は、騒音により近隣住民に大きな迷惑がかかりますが、海上に設置することによって騒音公害は少なくなると思います。そして、私が一番考えているのは、立神方向から見て朝日が上るとき、開聞岳とのパノラマは今までよりも絶景になるのではないかと考え、観光にも使えるんじゃないかと思っております。

このようなメリット・デメリットがありますが、政府方針は今後、エネルギーのあり方を20年くらいかけて、再生可能エネルギーに変換しようとしています。

本市も、今後はこういうことに真剣に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 海上風力発電のお尋ねにお答えする前に、空港廃止に伴いまして、防災ヘリの機能が低下するのではないかというふうな御発言がございました。メガソーラー設置のときに一貫して私どものほう、説明を申し上げましたが、防災ヘリの基地機能としては、引き続き存置をしていただけないかということで、県のほうからも確認をいただいております。

また、枕崎空港で防災ヘリが訓練できなくなるというおそれを議員御指摘されましたけれども、空港での訓練というのは、恐らく空港滑走路上でつり下げ・つり上げ訓練を御指摘されていらっしゃるかと思いますが、これは航空法上、現状で枕崎空港の滑走路上でつり上げ・つり下げ訓練をするのは、これは航空法上好ましくございませんので、従前からこの部分についてはやめてくださいということをお願いをしているところでございます。

それから、災害時の連絡の確保ができなくなるのではないかと、道路の寸断された場合のほかへの移動ができなくなるのではないかというふうな御指摘でございますが、これについても新規の公共用ヘリポート……、「すいません、質問はそれじゃありませんよ」と言う者あり）公共用ヘリポートを設置することで確保できるというふうに考えております。

それでは、海上風力発電に関するお尋ねにつきまして、お答えをいたします。

浮体式洋上風力発電は、長崎県五島市の杵島で行われております環境省の実証実験プラントがございまして。議員の御指摘で九州大学等がということでございまして、これにつきましては、絡んでおります国立大学法人につきましては京都大学、代表で受けました建設会社は、戸田建設株式会社というところが受けて実証実験プラントを行っております。

このプラントにつきましては、本法における浮体式洋上風力発電施設の技術基準、それから設置基準となる技術データ取得研究のために環境省が行っているものでございまして、いまだ国から浮体式洋上風力発電施設の技術基準、設置基準、安全基準は示されておられません。このため、現時点で地方自治体や民間企業が、浮体式洋上発電に参入する方法が国土交通省、経済産業省などから示されておられませんので、これは不可能でございます。

なお、国土交通省、経済産業省から、これらの基準が示されたとしても、当該水域の魚類、鳥類、鳥類ですね、鳥類への環境影響評価調査、それから漁業権との調整、景観に関する住民意見の聴取と環境省や農水省関連省庁等からの手続等も示されなければできません。

さらに、根源的な問題といたしまして、公有水面に設置される施設につきましては、国の財産であります公有水面を使用して行う行為でありますことから、自治体が企業に働きかけて行うものではなくて、国が国策として行う可能性も強くありますので、今後の推移を見守りたいというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 質問だけに答えてくださいよ。私の質問時間中ですからね。

それからですね、私がなぜこの浮体式洋上風力発電を言い出したのかといたらですね、今、ドイツとかヨーロッパではこのメガソーラーはもう廃止傾向なんですよね。住民の負担率が大きくなったと。そういうことで、このメガソーラーについてはもう減少……、削減傾向にあります。それでドイツとかヨーロッパにおいては、今、盛んにこの洋上風力発電を研究し、これが実用化されていくようになっておりますので、今後も検討するようお願いしておきます。

それから、次の質問に移ります。

私、ことしの10月だったと思いますけど、本市の史跡や文化財資料などを見て回り、本市の歴史資料や文化資料が市立図書館、地場センター、南浜館の3カ所に保存されていたことや、史跡へ行く道で人が歩けないような状況に驚きました。

本市には由緒ある多くの文化遺産があり、その中には全国的にも貴重な文化資料や、西日本ではここだけという史跡などがありますが、残念ながら、一般にはほとんど知らされておられません。その存在すら、市民には知らされていない実情ではないのでしょうか。

私は、これまでの本市は、水産関係の補助金が多く、文化・歴史への予算がすごく少なかったのではないかと考えております。経済には浮沈がありますが、文化には浮沈はないと考えます。国づくりは人づくりといいますが、文化のないところでは人は育たないと考えます。歴史・文化のないところに観光客はまた……、観光客が来るのは少ないと考えます。本市の指定文化財や歴史資料は1カ所に保存すべきと考えました。保存箇所は3カ所あるということで、資料の紛失や整理・保存がおろそかになるのではないかと心配しております。

そこで、本市の文化遺産の継承は、これまでどのようになされてきたのか、お伺いいたします。

○末永俊英文化課長 本市では、昭和48年に文化財保護条例を制定し、その中で、文化財保護審議会を設けまして、市内の史跡や文化資料等の保存及び活用について、必要な措置を講じてきたところでございます。

現在、本市の指定文化財は16件ございまして、このうち史跡については、所有者である個人や地域が管理しているものがほとんどでございますが、文化課でも定期的に見回りを行い、必要に応じて案内板等の設置や更新、周囲の草刈りや木の伐採、それから清掃等を実施しているところでございます。

○5番清水和弘議員 文化財の中にはですね、見て回ったら、観光にも生かせる資源が眠っているんじゃないかと思えます。今後、この文化財の整備も含めて、観光に生かす取り組みを行うつもりはないのか、お伺いいたします。

○末永俊英文化課長 文化課では、これまでも市のホームページで指定文化財を詳しく紹介しているなど、また、そのほかに史跡めぐりのほか、市内外から本市の歴史や文化に寄せられますさまざまな問い合わせに応じまして、文化資料の提示や史跡の説明を行ってきました。

このほかに、観光ボランティアの会員とも本市の歴史等について情報交換を行っているところでございます。また、南浜館では、年明けの1月5日から市所有の文化財に個人所有の資料等もお借りいたしまして、枕崎の文化財展の開催も予定しております。

今後、観光面も含めまして、もっと多くの皆様が本市の歴史に興味を持っていただくように工夫を凝らしながら、埋もれています歴史等についても紹介していきたいと思っております。

○神園征市長 文化振興基金というものがあるのは御存じかと思えますが、あれも私の前の市長時代につくった基金でありまして、ただ残念ながらですね、これをただ南浜館だけのことと考えている人も多いようなので、議員のようですね、幅広く、文化というものは本当に幅広いものですから、そういったふうに考えてくださる議員もふえて、市民もふえて、そして寄附もあればありがたいことだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番清水和弘議員 ちょっともう、予定より時間が過ぎるのに市長が答弁してびっくりしました。私の時間が少なくなりました。

それからですね、次にですね、私あのう、史跡めぐりをしたときですね、小園集落内にある図書墓というんですか、あそこの入り口はですね、喜入氏累代の墓の入り口。これがものすごく荒れているんですね。また、道路もないような状況でありました。

今後、この入り口など、この道路を整備する予定はないのか、お伺いいたします。

○末永俊英文化課長 史跡につきましては、個人所有が多いということもございまして、状況を十分に把握・検討した上で、市が対応すべきと判断されたものにつきましては、整備を図っていきたくて思っております。

○5番清水和弘議員 本市の観光めぐりのコースに入れることによりですね、本市の歴史、文化を市民や観光客に見てもらうことにより、今までこの本当にいい市財があるんですよ、これ。これをですね、もう少しその観光客とかいろんな人に広めることによって、本市の財政浮揚にも少しぐらいつながるんじゃないかと、こう考えておるんです。

そのようなことでですね、今後、予算を組んで遺跡の保存とかしていく考えはないのか、お伺いいたします。

○末永俊英文化課長 史跡の保存につきましてはの計画的な予算計上につきましては、先ほども申し上げましたが、まず、市が個人の財産に対しましてどこまで関与すべきか、あるいは関与できるかという問題がございまして、非常に難しい部分がございます。

今後、史跡整備については、市民と協働で行う方法等も含めまして、いろいろな方法を検討しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○5番清水和弘議員 もっとこの、わが町のこの文化というのも大切にしていってですね、この財政浮揚に少しでもつながればと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それからですね、次にですね、この私は、今、文化課に専門のこの学芸員というのはおられるんですかね。もしおられないとすればですね、歴史に対する学芸員ですよ。これがおられないとすれば、今後はですね、私はですね、一人の学芸員を選任して、定年までこの人をずっと……、そこに定着というんですかね、在任させて本市の歴史など外部の人に紹介していけたらなあと考えております。これは要望しておきます。よろしくお願ひします。

それからですね、次に市内の河川、沿岸海域での水質状況について質問していきます。

これは、年4回の水質検査をしているようですが、この検査月は、1年の四季で4回にしたのか。私としては、河川水量の多い月に検査しても水質濃度が薄くなり、また水量の少ない月に水質検査をしても、水質濃度はしても水質濃度は濃くなり、平均した結果が得られないと考えます。また10月になるとですね、本市の場合、サツマイモの収穫時期になってですね、河川の状況の汚濁が発生してくるようであります。

そこでですね、検査料金が幾らかわかりませんが、毎月1回の検査を実施して、その平均値で汚染度あるいは悪臭度、そういうBODなど判断すべきと考えます。それからですね、1回の水質検査料金は幾らかかるのか、お伺いいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 市内の公共水域であります河川及び海域の水質検査の検査月は、1年を4期に分けて、4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月の各1回行うように計画しております。

これは先ほど議員が言われておりましたように、四季というかたちで分けております。それも、毎年同じ時期に、同じ条件のもとで検査を行い、年ごとの水質の変化が比較できるように雨季時期や降雨時期の採水を避けて、正確な水質結果が得られるように努めておるところであります。

それから、サツマイモのでん粉の関係があるんじゃないかという質問ですが、これは、白濁の成分につきましては、平成23年2月に河川水及び沈殿物を採取しまして、専門検査機関によります分析をしております。これはその結果、沈殿物が、白濁のときの沈殿物は動物性たんぱく質が成分であるとの結果を得ておりますので、直接関係はないと思われま。

それと現在、年に4回行っておりますので、回数をふやせということではありますが、いろんな泡立ちとか、白濁の発生状況を見ながら逐次ふやすというか、逐次行っておりますので、月に1回ずつ行うということは、今のところ考えておりません。

料金のほうは、ちょっと手元に資料がありませんので、すみません。

○天達章吾市民生活課参事 水質検査の検査料金につきましては、23年度の予算ですが、河川の水質検査で1カ所当たり7,700円というふうになっています。

○5番清水和弘議員 次にですね、水質検査をするときの検査箇所について質問します。

今、本市がやっているやつですね、私が一番気になっているのはですね、棧敷川と馬追川合流地点で計測されていないということでもあります。今、私はここに写真あります。

[写真を掲げる]

○5番清水和弘議員 これは、棧敷川ですよ、これ。これ、どう思いますか、きれいですか、市長。こんなきれいな川はありますか、これ、皆さん。これよく見てください。こんな状況ですよ。この汚れていることについて、担当課長はどう思いますか。

○岩廣和憲市民生活課長 今、出された写真がいつの写真かちょっとわかりませんが、（「12月8日です。ことしの12月の8日、10時に撮った写真です」と言う者あり）すみません、その日はちょっと見ていませんので、大変汚れていると思います。

○5番清水和弘議員 ただ、これを見てきれいか、汚いか、それを判断すればいいんですよ。このままでいいと思いますか。

○岩廣和憲市民生活課長 汚いと判断しますし、このままではいけないと思います。

○5番清水和弘議員 ありがとうございます。

次ですね、神園川からのですね、魚油による汚染なんですけど、今、ここに写真撮ってあります。

[写真を掲げる]

○5番清水和弘議員 このロープはですね、魚油によって絡まっておるんですね。それでですね、またあのう、あの周辺海域の小型船舶の人からですね、魚油によって船外機なんですけど、船外機の冷却水入り口が詰まってですね、船外機を焼いてしまったと、そういう例もあるんですよ。それでまた、もう1人はですね、1トンぐらいの船なんですけど、その周囲を油流出用のブイで巻いておるんですね。

そのように、考えられない市民への負担があるんですよ。そういうのを考えた場合、今、どこの企業から流れてくるかわかりませんが、これを防ぐためにはですね、排水溝にグリストラップとかいう設備があると思いますけど、そのようなものは設置されとるんですか。

○岩廣和憲市民生活課長 御指摘の状況につきましては、9月議会でも御説明しましたが、内港東側の神園川河口付近や枕崎製氷前、枕崎ドッグの西側の小型船舶船だまり付近で海面に油が漂って、グリス状の油が小型船舶のもやいや、先ほど言われました小型船の排水口にこびりつく被害は確認しております。原因といたしましては、港内に流れ込む事業所の未処理排水や生活排水によるものと考えております。

今後の対策としまして、ことし11月に新たな取り組みとしまして、未処理のまま排水をしている事業所も排水の採水を行いました。神園川につきましても、水質検査を実施しまして、その際、神園川河口におけるその事業者ですね、神園川河口における実情等を説明し、神園川での下水道接続の現況、今、どのように下水道がつながれていると、お宅はつながれていませんねとかたちで説明して協力をお願いしたところであります。

その分析結果がまだできておりませんが、今後、その分析結果を事業所に報告し、各おのこの事業所の排水の水質をわかってもらって、河川の浄化について認識を新たにしてもらい、協力をお願いすることにしております。以上です。

○5番清水和弘議員 もう時間なくなりましたけど、私言うとするのはですね、その各企業からの排水口にですね、グリストラップを設置して、それを点検しているのかということですよ。それについては何ら答弁していませんが、1回ぐらい点検しましたか。そして、その汚れ具合など、指摘されたことがあるんでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 施設により、つけているところ、つけないところがあります。それは検査をする場合に見て、注意しております。

○5番清水和弘議員 点検したのかと聞いているんですよ。点検してますか。

○天達章吾市民生活課参事 御指摘の水産加工場につきましては、グリストラップは設置してありますが、排水はグリストラップを通さずに流しているというようなことでございます。

○俵積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、おはようございます。

もう私で7人目となりますが、まあ、前の質問者といろいろと重複するところもありますが、よろしくおつき合いのほどお願いいたします。

我が枕崎市も、昭和50年代から平成前半にかけて箱物を相当数つくってまいりました。その中に枕崎空港も入っております。平成元年の着工で、エアポートが平成2年となっております。

このたびのメガソーラー建設の設置に対する締結が終わりましたが、神園市長におかれましても、長年の懸案に片がついたと談話の報道もありました。私も空港を今後どのようにしていくのか、その使い道があるのかと、それを議員になってからも私なりに思ってもおりましたが、こういう時代の流れというか、時期に合った選択になったのかなとも思っております。

その中で、先ほども質問にもありましたが、今後、市にとってこの枕崎の利益が目に見える形で本当にあらわれるのはいつごろになるのかということが、一番の課題だと思います。それを市長にお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今回の空港廃止につきましては、今のままの歳出超過が増加する一方であることを覚悟しながら、維持管理運営するのか。それとも、空港を廃止して、今後の歳出超過の増大を食い止めるとともに、何らかの用途に供することで、幾らかの歳入を得るのかという選択でありました。

御存じのように、空港建設には約21億円という多額の資金をつぎ込んでおります。これは建設当時の市当局、議会等の要求に基づく投資であり、枕崎空港を建設することにより、鹿児島空港や離島空港への移動時間を短縮したいという市民の願望もあったのかもしれませんが、その要望にこたえられるのであれば、これは、公共施設としての役割を果たす上で有効なものになったであろうと考えます。

議員のお尋ねは、今回のこの空港の廃止、メガソーラーの導入によって、目に見えるかたちでその効果があらわれるのはという、その目に見えるかたちというのは、どのようにお考えなのか。その辺がちよっとわかりませんので、説明いただければと思います。

○7番禰占通男議員 先ほどの質問にもありましたが、今、市長も言いましたように、空港建設に21億円。まあ、我々に示してくれたこの空港を廃止した場合の、この適用外で返還金が必要ということで、管理運営基金の返納も含めて、国への補助金の返還、県への返還ですが、建設当時は、先ほどの市長の話にもありましたように、国の補助金3億8,200万円、県の補助金1億

9,000万円となっております。合計5億7,200万円、これが今、我々に説明された分では、国へ1,360万、県へ一括の場合が570万となっておりますが、この差額というのは、この20年間、経過の、経過処置としての減額になるのか。これを伺いたいです。

[畠野宏之議員 着席]

○神園信二企画調整課長 空港建設にいただきました補助金につきましては、今、議員御指摘のとおり、国から3億8,200万、県のほうから1億9,000万いただいております。

今般の廃止に伴いましてお返しする金額も、今、議員のほうで御披露いただきました国のほうに20年間、返還総額で1,360万円と。県のほうに一括だとすると570万円と。あと20年間という使用期間に関します返還というかたちであれば、六百数十万というふうな数字でございますが、これは補助を20年間経過したということでの返し分が少なくなるというふうな評価等々でございます。

○7番禰占通男議員 このヘリというか、空港を運営する上で管理運営基金を設置というか、基金をつくっておりますが、この基金は最初、総額幾らで基金設立はなされたんですか。

○神園信二企画調整課長 空港の管理運営基金につきましては、当初、県のほう、市のほう合わせまして、1億2,000万ずつ2億4,000万というかたちで基金が設置をされております。これは、今、議員、ヘリの設置についてということではなくて、空港の設置当初ということでございます。

○7番禰占通男議員 これでこの適用外ということで、まだ県へのこの管理運営基金の返納になるわけですね。それで、まあ、2億4,000万で設立したものが、私もこの資料をどこで引っ張り出したのか知らんのだけど、空港管理基金、平成23年度の残金実質が1億5,200万円。そして、平成24年度が1億6,000万円ちなってるんですよ。そして、この2億4,000万円で設立したものを、どうしてこの1億6,000万円に目減りしているのか、それをお伺いします。

○本田親行財政課長 空港管理基金につきましては、企画調整課長のほうが答弁しましたように、当初、県が1億2,000万円、市のほうが1億2,000万円、同額を支出しまして、2億4,000万円の基金を設置しておりましたけれども、まず、市がエアポートへの出資を行うということで4,000万円取り崩しを行っております。

それで、基金につきましては、2億円の定額運営基金ということで現在は設置しております、また、市の財源不足から、実質的な残とおっしゃいましたが、一般会計のほうで借入れを行っております。その分を加味した現金としての額が、議員がおっしゃった額となるところでございます。

○7番禰占通男議員 その取り崩したのは、何に使ったんですか。

○本田親行財政課長 エアポート株式会社への出資でございます。

○7番禰占通男議員 そうすると、結局、1億2,000万ずつ出資した分で残が2億円ということは、8,000万円しか残っていないということですよ。

それで、まあ、過去にこのエアポートというか、空港課が前あって、この過去にこの燃料費を支払ってなくて、職員が個人で労金から金を、あの、お金を借りて充てていたということも聞くんですが、これは本当に事実なんですか。燃料費のお金として。

○神園信二企画調整課長 今、議員がお話したような事実は、私ども承知しておりません。

○7番禰占通男議員 それじゃあ、もう一つ、もう一つ伺いますが、このころ財政的に何か危機だったみたいで、個人で2,000万円貸した、融資したという人がおるそうです。その後、1,000万円は返してもらったが、残りの1,000万円はまあ、ちびちび返してもらっていると。今現在もそうであるのかはわかりませんが、この残りのこの1,000万円残った分のその返した分のこの残金は今、全部払い終わったのか、まだ残っているのかをお伺いしたい。

○依積田義信議長 禰占議員、今質問中の問題は、エアポートの問題でしょ。通告外にもなっておりますので、答弁ができないと思うんですが。（「この空港に関して、あれですよ」と言う者

あり)

[傍聴席で笑う者あり]

○**依積田義信議長** (「この新聞記事、その他にも管理運営基金1億2,000万円返還ちなっているんですよ。何でそれが通告外になるの。そしてこれは、その燃料費を払えないということは、もう結局、飛行機が飛ばないということでしょ、もう航空機が。それが何でそんな通告外になるんですか」と言う者あり) これはエアポートの問題です。給油の問題。(「ええ。それなら昔、前、空港課というのが設置されていたんでしょ」と言う者あり) 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

○**依積田義信議長** 再開いたします。

質問を続行いたします。

禰占議員。

○**7番禰占通男議員** メガソーラーを設置してからの新会社設立で、本社を枕崎市に置くということですが、年間8,500万円支出があるとなっております。またそして、それから、市への4,500万円の寄附金、これは先ほどもありましたとおり、これ一度限りか。そして、この年間8,500万円のうちに、前、先ほども答弁がありましたが、借地料として我々は2,000万から5,000万円の提示があったと。それで、まあ、最終的に幾らになったのかと。

それと固定資産税についてですが、まあ、初年度は国の減免措置を受けた場合は、2,000万円程度という説明も受けました。それで、この契約年数、まあ一応、契約年数は21年で発電年数が20年ということで新聞等にも出ておりましたが、それもひっくるめて、今後20年間の本市の収入は、このメガソーラーに関する収入は幾らになるのかを伺いたいです。

○**神園信二企画調整課長** まず初めに、地域貢献の寄附が一度きりかという、約4,500万円の地域貢献のための御寄附いただける分ですね、こちらが一度きりかということでございますが、これにつきましては、土地貸借の契約期間に応じてということで、今、21年間の土地貸借契約の予定でございますので、21年間ずっと約4,500万円の寄附が続くというふうな認識でございます。

それと土地の貸付料については、前の報告で5,000万円程度という話があったんじゃないかということでございますが、土地の貸付料の設定につきましては、本市の公有財産の管理規則というのがございます。こちらの規定に基づきまして、土地の貸付料は年間約200万円ということになっておりますけれども、この地域貢献寄附と合わせますと、約4,700万円というふうな金額になるところでございます。

固定資産税につきましては、初年度グリーン税制等、税制が引かれておりますので、最初の3年間ににつきましては、減免の部分がございましてけれども、また4年目からは正規の計算になっていくということで、初年度約2,000万というふうな金額につきましては、これは、固定資産税、償却、資産が償却していきまると、年々減少するということは、御承知おきをいただきたいと思っております。

このほかに南薩エアポートの管理委託料等の1,800万と、約1,800万というところも御提示をいただいております。が、直接、本市への収入というのは、土地の貸付料、地域貢献のための御寄附、それと固定資産税、それから会社を本社に置いていただける法人税等、さまざままだ未確定のところもございまして、この金額が、まあ、寄附、土地貸付料につきましては、土地貸付の期間の間ということでお話がなっておりますので、大体、この分を20倍していただければ、数字は出るかというふうに考えております。

○**7番禰占通男議員** 今後のこの20年間の総収入は幾らですか。

○**神園信二企画調整課長** ただいま御報告をいたしました土地の貸付料約200万円、それと地域貢献のためいただきます御寄附約4,500万円につきましては、21年間ずっといただくということ

でございます。

あと固定資産税につきましては、年々、償却がございますので、若干のずれがあろうかと思えますので、ここでの数字につきましては、固定資産税の20年間のまとめにつきましては、答弁を御容赦いただきたいと思えます。

土地貸付料と御寄附の分が20年間で9億4,000万というふうな数字になろうかと思えます。

○7番禰占通男議員 ヘリポートの建設費は、まあ、これは定かでないという先ほども答弁がありました、このヘリポートができて、ヘリのこの乗務員の訓練、これができないと撤退するという可能性はないんですか。

○神園信二企画調整課長 議員の言われているヘリの乗務員の訓練というところが、ちょっと私も理解できないんですが、ヘリの運航自体は、県は国際航空工業株式会社ですかね、こちらのほうに委託をしてパイロットはちゃんと派遣をされておりますので、ヘリの乗務員の訓練というところは、パイロットの訓練というのではないわけでございます。

あと、防災ヘリの隊員の訓練という意味では、先ほども申し上げましたけれども、前の清水議員が支障が出るのではないかという御指摘があったのは、枕崎飛行場、空港の滑走路上にホバリングをした状態でつり上げ訓練、つり下げ訓練、人間のつり上げ・つり下げの訓練をしてるんですけれども、これができなくなるのではないかというお話でございますが、この行為自体が航空法上好ましくない状態、航空法では認められない状況で訓練をされておりましたので、前からその訓練はおやめをくださいということで、飛行場を管理する者としては、御意見を申し上げているところでございます。

その訓練の代替地としては、それぞれの飛行して、飛行して行った先の用地で確保をして、されるものというふうに考えておりますので、そのようなかたちで対応されるということで、県のほうからも引き続き、存置をするということで、御理解をいただいているところで。

○7番禰占通男議員 それでは聞きますが、今現在の、この空港の資産価値は、どのぐらいに見積もっているんですか。

○神園信二企画調整課長 現在の枕崎空港の資産価値というところでございますが、空港用地のみの評価といたしまして、約7,300万円程度ということで見込んでおります。

○7番禰占通男議員 今、平成元年にできて、そして、20年後の今、本当に負の遺産だったわけですね。そしてまた、メガソーラーの売電ができなくなる可能性がある20年後、そしたら、またこの空港は負の遺産となるんですかね。

○神園信二企画調整課長 返還されました後の空港跡地の利用方法につきましては、これは20年後の社会情勢、経済状況等を考えながら、20年後に判断されるものと考えております。

○7番禰占通男議員 もう1点、この空港に関して、私も1年前かどっか10カ月ぐらい前だったと思いますが、馬毛島の問題があります。私なんか馬毛島に、まあ、あれが、自衛隊基地になった場合は、まあ、枕崎にも飛行機ぐらい飛んで来るんじゃないかなろうかと淡い期待を抱いていたわけですよ。

この陸上離着陸訓練の移転候補地として、日米安全保障協議委員会の共同文書に明記されたのは、2011年6月、民主党政権であります、その前に、自公政権の2006年に在日米軍再編計画を合意した時点で、もう既に、もう馬毛島は候補地の一つであったということは、これも報道されております。それで、政権が変わっても、この計画は変わらないと。したがって、防衛省は島に自衛隊施設を整備するというので、もう調査費2億3,000万円の予算もついております。完成すれば、枕崎空港で生活物資とかいろんなことも島の所有者が本市の出身であるということで、そういう話もちらちら聞いております。

それで、この島の所有者がですよ、枕崎市に住所移転という話というのがあったそうで、私も聞いた話ですから、それを拒否したということも聞いております。これは、こういう話があ

ったのか。その拒否したのであれば、それは何が理由だったのかをお伺いしたい。

○地頭所恵副市長 どういうところからのお話かわかりませんが、そういう事実は聞いておりませんし、住所を移すのに市役所が拒否をするなどということができるのでしょうか。そういうことは、不可能ではないかと思えます。

○7番禰占通男議員 副市長の言い方も、言い分もわかりますが、この人は所得税を3億円払っているということで、私としては、この人が来てくれたほうが、飛行場を廃止するより市のためにはなったんじゃないかならうかと思っております。これは説明程度にとどめておきます。知らない人がいるだろうと思って、今、ここで言いました。

次の通告の2番目にまいりたいと思えます。行財政についてです。

この枕崎空港以外の経営不振の部署の廃止ということですが、空港も20年経過、そして、いろんな施設が20年経過する中で、本当に赤字というか、補てんする部署もあると思えますが、その中でもまた経営の健全化が必要と言われてるお魚センターですが、このお魚センターに対して、まあ、業務の委託というとか、指定管理者としての運営を任せることは考えないのか。そこをお伺いしたいです。

○下山忠志水産商工課参事 お魚センターは平成21年、22年度は2年連続の赤字決算となりましたけれども、平成23年度は約225万円の市税減免等もありまして、約470万円の黒字決算となっております。

委託につきましては、お魚センターの建物自体、会社で設立をし、会社の財産となっております。ですから、指定管理者制度というのは、現在のところ難しいものと考えております。

○7番禰占通男議員 このお魚センターの10カ年改善計画ではですよ、この市による損失補償をなさないとされているんですが、これはどういう意味で、この損失補償をしてくださいというふうになっているんですかね。

○地頭所恵副市長 損失補償につきましては、議会の議決をいただいて、手続は完了しております。

それから、指定管理についてでございますが、市の公の施設であれば、そういう可能性もございますが、今、参事がお答えいたしましたように、お魚センター自体は会社の施設でございますので、指定管理という選択は今の状態ではございません。

○7番禰占通男議員 それでは聞きますが、この改善計画の中にもですね、経営改善委員会（仮称）を設置となっているんですが、これは、現状はどうなっているんですか。

○下山忠志水産商工課参事 経営改善委員会につきましては、平成23年の8月に設置をいたしまして、数回開催いたしまして、いろいろな指摘をいただきまして、改善に向けて委員の指摘をもとに経営改善を進めているところでございます。

○7番禰占通男議員 先ほども当局のほうからも出ましたように、この税の減免措置ですよ。この税の減免措置ということは、これを減免しないで負債が累積した場合は、どうなるんですか。

○地頭所恵副市長 先ほど参事から答弁がございましたように、23年度は約470万円の黒字決算となっているところでございます。

○7番禰占通男議員 いや、黒字と言っても、これ減免措置して黒字になっているんじゃないんですか。

それとですよ、企業会計が赤字の場合は、この連結実質赤字比率というのは、これはどうなるんですか。

○地頭所恵副市長 先ほど参事から御説明がありましたが、23年度、約225万円の減免等もありまして、470万円の黒字となっておりますので、差額を計算していただければと存じます。

それから、企業会計とおっしゃいましたが、お魚センターは企業会計ではございません。

○7番禰占通男議員 結局、市の出資した分も入るんじゃないですか、企業に。出資している分。

○**本田親行財政課長** 副市長からもありましたように、お魚センターにつきましては、企業会計ではございませんので、第三セクターということで、実質赤字比率の算定には関係ございません。しかしながら、損失補償を行っておりますことから、第三セクター等の負債見込み額ということで、将来負担比率には一定の額が算定されているところでございます。

○**7番禰占通男議員** それでは聞きますが、減免によるこの交付金への影響はないんですか。

○**地頭所恵副市長** 申しわけございません。交付金は何の交付金でしょうか。

○**7番禰占通男議員** 結局、交付金を算定する場合は、前は地場センターもだったそうですが、固定資産税とかいろんなものを減免する措置して。

○**地頭所恵副市長** 地方交付税ということでしょうか。（「はい」と言う者あり）

○**7番禰占通男議員** そうです。交付税です。

○**地頭所恵副市長** 地方交付税の算定に当たりまして、この減免をしたからといって、その分の税収の減を算定上見てはくれないということでございますから、交付税算定上は、そこも含めて税収があったものとして計算をされるという意味では、影響はあるということでございます。

○**7番禰占通男議員** まだこのお魚センターについてはですよ、5団体で設立されておりますが、この設立団体を見るとですね、この中で一般客相手の商いをしたことがある組織がかかわっているのか。そして、そのまあ、そういう一般客ですよ、あそこに買いに来る人は、もう普通の市民、観光客、そういう人たちですから、やっぱりそのニーズに合った商売の仕方をしないとイケないと思うんですよ。ですから、その組織の意見は取り上げられて、ブースをつくっているのか。そこら辺を伺いたいです。

○**俵積田義信議長** 禰占議員、ただいまの質問は第三セクターの経営内容にかかわる質問でありますので、一般質問の範囲を超えていると思いますので、そのほかの質問をお願いいたします。（「わかりました」と言う者あり）

○**7番禰占通男議員** この経営不振の部署の廃止のこれについて、一つ土地開発公社についても聞きたいんですが、この土地開発公社に対してのこの債務保証に係る問題ですよ。この市の債務保証、この保証は、保証額は幾らなのか。この保証が終わるのはいつなのかを伺いたいです。

○**福元新財政課参事** 議会でも承認を得たんですけど、今現在、本年の3月31日現在で3億5,060万円を借りてまして、24年度に経営健全化方針によりまして、今、5カ年で経営健全化を図っているんですけど、それで今、11月30日現在で3億3,000万借入金をしているところでございます。

それで、期間としましては、新計画資料を本年の3月議会で提出したんですけども、平成28年度までということで計画しております。

○**7番禰占通男議員** この土地開発公社というのは、将来的にいろんな事業を誘致するのに必要だと課長もおっしゃっておりますが、売れる土地であればいいんですが、それを塩漬け状態にしていると、市の財政を本当に圧迫しているのも事実です。この塩漬け土地を解消するには、市が買い上げる、買い戻すのが必要だと思うんですが、どういうお考えでいるのか、お伺いします。

○**福元新財政課参事** 先ほども答弁しましたように、ことしの3月議会で提出しました土地開発公社経営健全化新計画の方針の資料を提出しております。その中で、5カ年におきまして、先ほどの11月13日に開催されました行財政改革特別委員会でも説明したんですけども、臨空工業団地を5カ年において、とりあえず処分したいと考えているところでございます。

○**地頭所恵副市長** 土地開発公社につきましては、新たに何か土地の造成をして、企業誘致の用地を確保したりというのを相手先が決まらない段階です、用地造成等を今後していくという考えではございません。

今保有している土地については、仮に土地開発公社を解散しようとするれば、すべて一般会計のほうから買い取りをしないとイケない。それを一遍にやらないとイケないということになりま

すので、そうなりますと、皆様方が御指摘をされている財政数値等も大幅に悪化を招くこととなります。現に、そのお金をそれだけ用意できるかという問題もございます。

ですから、健全化計画をつくる中で徐々に解消をしていって、塩漬けの土地、そう言われているような土地については、一般会計のほうから買い取りをしていくということを計画的にしていこうというのが、経営改善の道であると。それが一般会計の一度での大きな負担を負わないで、段階的に負担をしていくということで、解消していくということが妥当ではないかと考えているところでございます。

○7番禰占通男議員 そうであればですよ、今の売れない土地、それは、結局、計画を立てて、まあ、10年なり、15年でもいいですよ。そしたら、1年にこれだけずつ、これだけずつというふうにもできないんですか、計画的に。

○地頭所恵副市長 ですから、段階的に買い取りをしていて、それから、臨空工業団地については、企業から買い取りの内定もいただいておりますので、それに合わせて、一般会計が一遍に買い取って企業のほうにお売りするという、差額の分を支出してお売りするというかたちができないので、段階的に計画的に一般会計のほうから買い取りをしていこうということでございます。

○7番禰占通男議員 本当にこの設立法人の負債の額というのはですよ、将来負担比率の算定にもものすごく重要な位置を占めるわけですから、副市長が今、言っておられるように、段階的でもいいですから、なるべく削減に努力してもらいたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。財政健全化判断比率審査意見書ですよ。9月7日提出で私はもらっておりますが、この早期健全化基準を下回り、是正改善を要する事項はないとなっておりますが、県内43市町村の11年度の決算の財政4指標などが公表され、その中で19市中、下位を占める本市であります。この中にも是正改善をする事項ということで、「特に指摘すべき事項はない」となっているんですが、平成18年度の決算では18.7%の3カ年計画の平均で高い水準にあり、公債費負担適正化計画策定団体となっておりますよね。それが、平成21年度が18.5%、平成22年度が17.8%で0.2ポイント改善している。それで、平成23年度が17.1%、まあ、わずか0.9ポイントですよ。

それと先輩議員がいつも言っておられますように、一たび災害が起きればということを考えればですよ、この0.9ポイントなんぞということは、もう本当に少ない改善だと思えますよ。これが、ここに「特に指摘すべき事項はない」というこの言葉を使うのであれば、せめて1ポイント以上、2ポイント以上、私は必要と思うんですが。その辺はどうお考えですか。

○田野尻武志監査委員 質問者の答弁の指名は、市長、課長とありますが、質問者の許可を得まして、この健全化判断比率審査意見書の提出者である監査委員が答弁をいたします。

最初に、この答弁は監査委員の合議によるものではありません。代表監査委員の責任で答弁をいたします。

本件における審査内容は、平成23年度枕崎市健全化判断比率審査意見書の1の審査の概要中、(3)の審査の手に記載のとおり、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎になる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

審査の基本は、地方債の現在高、損失補償額の現在高、基金の現在高など、算定に必要な係数などは正しいかを審査したものであります。その結果は正確でありました。また、財政4指標はすべて早期健全化基準を下回っております。

実質公債費比率については、年度ごとの元利償還以外の財源で債務の大幅減少ができれば率は下がりますが、急激な減少は見込めません。将来負担比率も同様の理由で、率の大幅な減少は見込めません。業務の経過は正常でありました。

以上の理由で、意見書の2審査結果中、(3)の是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はないと決定して、意見書を提出したものであります。以上です。

○7番 禰占通男議員 説明はよくわかるんですが、ここのこの是正改善を要する事項、このただし書きというのはないんですか。過去にもなかったんですか。お伺いしたい。

○田野尻武志監査委員 現在の考え方を申し上げておきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、第3条で「市長は決算の後、速やかに健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付して、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表しなければならない」、第3条第2項は「意見の決定は、監査委員の合議によるものとする」であります。

この法律が監査委員に要請しているのは、健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、健全化判断比率の正確性、正当性を明らかにすることです。その結果は正確であったと、さきに答弁いたしました。

健全化判断比率は過年度の予算の議決、決算の承認の結果であります。平成23年度以前の財務行政の結果であり、必然の数字であります。したがって、この比率は受け入れなければなりません。ここまでが監査委員の審査であり、責務であります。

監査委員は、本市の市政が地方自治法などの法令に適合しているか否かを監査し、検査し、審査します。このことは、地方自治法第199条で監査委員の職務として規定されています。監査委員は本市の行政が法令等とのそごがない限り、容認いたします。その理由は、地方自治法第96条の議会の議決の権限と同法148条の市長の事務の管理及び執行の権限を尊重するからであります。言葉を変えますと、監査委員は本市の市政が地方自治法などに適合しているか否かを監査しているのです。

改善の必要はないのかとのことですが、この健全化判断比率を受けて、今後の本市の財政行政がどうあるべきかを議論し、決定するのは、市議会議員である皆様の責務であろうかと思えます。

以上が、代表監査委員の個人的な意見です。

○7番 禰占通男議員 このとき、この計画策定団体になったとき、どのような計画・施策を策定したのかを伺いたいです。平成18年の分です。

○本田親行財政課長 実質公債費比率の改善につきましては、地方債の発行について、協議制に移行する前年度の平成17年度の実質公債費比率が18%以上でありましたことから、平成24年度まで7年間かけて、18%以下とする計画を策定することとなりました。

計画を、公債費の適正な管理を図るとともに、また新たな地方債の発行についても抑制を行ってきましたことから、計画を2年前倒しいたしまして、平成22年度には18%を下回る比率となったところでございます。

○7番 禰占通男議員 次の質問にまいります。実質公債費比率の県内市町村の平均値は12.1%で、前年度と比べ0.9ポイント減少しております。最も高い団体は18.9%、これは屋久島町です、屋久島町ですね。最も低い団体はマイナスで6.3%であります。これは繰上償還による十島村です。

本市のこういう以上の団体に比べて、本市の17.1%は、今、課長からも言われましたが、17年間だったですかね、で、まあ、かけてという言葉もありましたが、本市のこの17.1%は計画どおりで満足のいくものであったのか伺いたいです。

○本田親行財政課長 平成23年度の実質公債費比率につきましては、3カ年平均で17.1%と、本年5月に集中改革プランに追加しました目標に比べまして、0.1%低い実績となりました。

実質公債費比率の算定につきましては、3カ年の平均で算定いたします。平成23年度におきましては、県内の19市の中で最も高い比率となっておりますが、単年度で申しますと、平成21年度までは18%を超えておりましたが、22年度が16.7%、23年度が16.3%と、2年連続で単年度では改善しておりますので、引き続き、市債の発行及び償還を適正に管理してまいりたいと考えております。

○7番 禰占通男議員 本市も年利5%以上の残債を繰上償還しておりますが、平成19年、平成20年、平成21年と。その財政効果額というのは、どのくらい上がっているんですか。

○本田親行財政課長 御指摘のとおりに、公的資金の補償金免除繰上償還についてでございますが、この効果につきましては、平成22年の9月議会におきまして、資料として提出しているところでございます。一般会計の財政効果額といたしましては、1,721万5,000円ということで資料を提出しているところでございます。

○7番 禰占通男議員 市長もきょうも、昨日もだったと思いますが、この財政改革は短期ではできないと言われておりますが、それは事実だと思います。

それで、まあ、一番この財政に与える影響が市債の発行制限であり、これも本市は上限を設けてないと思いますが、ある自治体では、ちゃんとした市債の発行制限を設けて、またそれも、本市はこの1次プラン、2次プランというのは、これも5カ年計画でやっておりますが、長期的に財政管理策定をするということで、10年以上の計画をしているほかの自治体もあります。

こういう5年の計画じゃなくて、10年、15年という先を見越して計画をするつもりはないのかをお伺いいたします。

○本田親行財政課長 本市のような財政力の弱い団体におきましては、地方交付税等に大きく依存するところでございます。

財政計画等につきましても、国の地方交付税の動向等、また地方財政対策等によりまして、大きく市の財政については変わるところでございます。その辺で、国の中期プランにつきましても3年というような定められておりますので、本市につきましても、3年単位、また、振興計画等合わせる期間で財政計画を策定しております。

余りに長期な計画を立てましても、見通しが行えないことから、そのような期間で設定を行っております、長期的な10年というようなスパンでの計画を立てる考えはございません。

○7番 禰占通男議員 10年の計画を立てないのであれば、この各、毎年か何か知らんけど、この5カ年計画の中でこの主な成果の検証というのはやっているんですか。まあ言えば、給与削減、部署の統廃合の機能ですよ、機能の改善とか、そういう場合の主な成果としての検証というのは、やっているんですか。

○永留秀一総務課長 集中改革プランの進行管理については毎年行っております、当初予算ベースです、当初予算の要求が上がりまして、予算編成をするときに財政のほうとすり合わせをしまして、プランに掲載されてる項目ごとに幾らの効果があるということで、毎年計算をして検証を行っております。

○7番 禰占通男議員 次の質問にまいります。実質収支ですが、平成21年、22年、23年度と、まあ、黒字ですよ。この実質的な差引額はどのように処分されているのか、お伺いしたいです。

○本田親行財政課長 各年度におきます決算剰余金につきましては、地方財政の健全化の見地から、地方財政法の規定によりまして、各会計年度において、歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金が生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとされているところでございます。

本市の平成21年度、平成22年度、平成23年度の実質収支につきましては、翌年度の予算におきまして、2分の1を下らない額を積み立てるとともに、残りにつきましては、財源として活用しているところでございます。

○7番 禰占通男議員 この実質収支がですよ、枕崎市はこの何パーセントになっているんですか、この収入に対して。

○依積田義信議長 禰占議員、ちょっと時間がかかるそうですが、いいですか。

時間内にはできると思います。

[タイマー停止]

○**俵積田義信議長** 時間をとめましたんで、いいです。（「あのですね、もう多分間に合わないから、これはもう質問ではないけど、要望をお願いします。時間がもうどうせ間に合わないですから。結局この実質収支というのはですよ」と言う者あり）禰占議員、禰占議員、ちょっとまあ、休憩中です。はい。再開します。

[タイマー起動]

○**本田親行財政課長** 23年度におきまして、約2.3%程度となっております。

○**7番禰占通男議員** 質問ではありませんが、この実質収支が黒字の場合はですよ、3%から5%が望ましいとなっているんです。ということは、本市が2.5%かそんぐらだったですよ、今言ったように。ということは、まだ改善が足りないということですよ、枕崎は。

○**本田親行財政課長** 実質収支を多く確保するためには、歳入を保守的に見積もることが大切だと思います。

各市におきましても、本市よりも上回る率で実質収支を確保してますけども、特別交付税を保守的に予算化していることが要因になっていると思います。

本市におきましても、実質収支を多く確保することから、去年の予算におきましても、特別交付税をマイナスするかたちで補正予算を組んでおります。このことから、実質収支の額につきましても、増加してきているところではございます。

○**俵積田義信議長** ここで1時10分まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時9分 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○**8番城森史明議員** 皆さんこんにちは。

今回の一般質問も、私で最後となりました。眠い時間帯と思いますけれども、あと1時間おつき合ってください。

平成23年度決算における県下19市の財政状況が新聞に掲載されました。枕崎市は、将来負担比率、実質公債費比率、経常収支比率及び基金残高の財政4指標は、昨年に続き、19市の中で最下位でした。

私は議員になり、2年目になりますが、枕崎市の財政がなぜ悪いかは理解できますが、この財政4指標が19市の中でなぜすべて最下位なのか、いまだに理解ができません。そこのところを勉強するために、そして、枕崎市の財政状況を客観的に眺めてみたいために、阿久根市、垂水市に行政調査に行ってきました。阿久根市、垂水市は合併もせず、産業及び人口形態が本市と似ているからです。さらに、下水道普及率の高い、いちき串木野市もお願いしましたが、都合でだめでした。

阿久根市は、平成8年から他市に先駆け、行財政改革を進めてきたとのことでした。

市職員定員適正化計画や民間委託等により、人件費は平成15年に比べ、約13億円も減少しました。公債費も10年前に比べ、5億円減少しました。基金残高は、平成8年より右肩上がりに増加し、平成23年度は44億円となっております。土地開発公社の負債を市で買い上げ、負債を減少させ、また、特別会計や市の施設の整備も断行してきました。

垂水市は、平成16年財政再建団体に陥る危機的状況にあり、しかも、財政状況が悪いとのことで、鹿屋市との市町村合併もできませんでした。しかし、この逆風が危機的状況を打開しなければいけないという動機となりました。

当時の水迫市長はカリスマ的指導性を発揮し、市議会や市民と危機感を共有し、垂水市一丸と

なって財政改革に取り組みました。その中でも、新聞、マスコミが特に注目している財政健全化指標をターゲットとして、特に高い意識で必死に改善に取り組んだとのことでした。

平成8年から長期間、一貫として財政改革に取り組み、県でも上位の安定した財政を維持する阿久根市、平成19年の危機的状況から、県の平均的財政レベルまで5年間で建て直した垂水市。両市においては、取り組んだ改革がそのまま財政指標の改善にあらわれ、着実に成果を出しているということを痛切に感じました。

神園市長は、平成14年から、財政改革に着手し、マスコミにも取り上げられたと昨年、議会で答弁をされました。平成14年から財政改革を進めて、確かに財政指標は改善されているが、両市に比べたら改善の度合いが非常に少ないのではないのでしょうか。平成14年からの財政改革が現在まで継続、持続され、本当の成果を出しているのでしょうか。

これらのことを踏まえ、阿久根市、垂水市に比べ、枕崎市の行財政集中改革プランの成果が、現在の財政指標に、着実に反映されないのはなぜなのか。まず、神園市長にお伺いしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 私の行財政改革に取り組む姿勢につきましては、これまで何度も申し上げてきました。市民と危機を共有し、というような話も出ましたが、そういったことで、市長に就任してすぐに財政危機宣言を出しました。そして、役所でもハッパをかけました。いろいろと取り組んできました。

先ほども申し上げましたが、私が市長に就任したときの借金残高が140億でありました。平成14年に市長に就任して、その14年前の平成元年には70億だったものが、2倍に膨れ上がっていた。そういうときでの市長就任でした。

16年になって、初めて前年よりも借金残高が減るという結果を出して、その後も減っていると思います。私は、4年間空白ができました。4年間の空白について知りませんが、今でもしっかりと取り組んでおります。

御指摘のとおり、将来負担比率などの健全化判断比率につきましては、今でも、19市の中で最も高い数字となっております。しかし、これは改革をしないからではなくて、それぞれの団体によって、社会基盤の整備状況を初め、特別会計や公営企業会計、第三セクターの設置状況が異なるとともに、合併や過疎による財政の優遇措置を受けている団体と、そうでない団体などさまざまであることから、将来負担比率等の財政指標の高い低いのみをもって、各団体の財政状況や行財政改革の進捗状況など、画一的に判断することは難しいと考えます。

しかし、本市の財政状況が、今後においても大変厳しいことについては間違いないことから、今後においても、歳入歳出両面にわたる行財政改革を進め、まちづくりの財源を確保していく覚悟であります。

○8番城森史明議員 1期目の財政改革に取り組んだ市長の姿はわかりましたけど、その後の2期目については、どういうことを目的に、どういうことをされたんでしょう。

○神園征市長 2期目は今であります。今もやっております。

○8番城森史明議員 次の質問に移ります。

この財政指標がですね、4項目最下位であることに対して市民はですね、何かその、あきらめや投げやりの言葉を多く耳にするわけです。やはり、市民と危機感を共有するためにはですね、やはり、その当局がですね、ちゃんとした説明を、なぜその、まあそれは丁寧な説明が必要と思います。そういう意味で、現在、市民とですね、危機感を共有するためにどのように考え、具体的にどのようなことをやっているのか、質問したいと思います。

○本田親行財政課長 行財政改革を推進し、財政の健全化を推進していくためには、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識した上で意識改革を行うことはもちろん、行財政改革に

は適正な受益者負担の見直しや補助金等の削減なども伴います。このことから、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。

これまでも市長からもありましたように、広報紙で財政危機宣言を行い、企業会計や第三セクターまでを含めた本市の厳しい財政状況などについて4回の特集を組んで説明を行い、行財政改革に対する市民の皆様の理解と御協力をお願いしたところでございます。

その後におきましても、保育所や老人ホーム、学校給食センターの民営化、民間委託など、具体的に行財政改革を進めるに当たりまして、市民と語る会などを開催し、説明を行うとともに、理解をお願いしたところでございます。

また、本年度におきましても、市民の皆様の意見や要望等を市政に反映させることを目的に、市長を初め、市職員と農林関係者や漁業関係者、商工関係者など市民の皆様との懇談会を開催しており、産業振興や環境問題、災害対策、少子高齢化対策、地域の活性化などさまざまな御意見や御要望がなされたところでございます。

その中で財政状況につきましても、現在の市の財政状況はどうか、財政状況が厳しいと聞く中で、要望があっても要望しづらいといった意見も出されましたが、市民の皆様の要望に対しては限られた財源の中で優先順位をつけながら、適切に対応していく基本的な考え方を説明した上で、各業界等の状況等を把握する必要もあることから、要望は要望として行ってほしいと説明したところでございます。

今後とも、広報紙やホームページを活用し、本市の財政状況や行財政改革の取り組みなどについて積極的にお知らせするとともに、直面する課題や複雑多様化する市民の皆様のニーズに対し、優先順位をつけながら適切に対応できるよう、財政の健全化を推進し、まちづくりの財源を確保していかなければならないと考えております。

○8番城森史明議員 確かに、広報紙なんかでの財政に対する説明は私も見ておりますが、やはりその片方、当局からのあれだけじゃですね、なかなか市民の声というのはわからないということで、あれもあれだけじゃ不足ではないかと思っております。

そしてあのう、以前、市長が毎年やっておられた市民と語る会、これは、ことしは開いているんでしょうか。

○神園征市長 去年もことしも、いろんな業界団体との懇談会、それはやっております。

○8番城森史明議員 それもですけども、前、以前、集落を回りながら市長が開催してきた、市民と語る会というのを開催してきたと思うんですけども、ことしは開催したんでしょうか。

○永留秀一総務課長 ことしは行っておりませんが、昨年度は、振興計画策定のために広く市民の意見を聞く必要があるということで、昨年には行ってあります。ことしは行ってないところであります。

○8番城森史明議員 やはりこの、懇談会とかそういうのはですね、やはりその、まあ、選ばれた人というか、そういう人たちとも話すわけですけども、本当に市民と話すには市長と語る会という、その辺だと思えるんですけど、ぜひ来年からですね、ことしからでも遅くないですけど、お願いしたいと思えます。

それとですね、次の質問に入ります。市民の要望に対してですね、市職員がお金がないからできませんという言葉です、よく答えるという市民の声を多く耳にします。この辺もやはり、市民サービス、市民の立場上、市民の目線で見た場合ですね、立場上、非常に不適切な対応だと思えるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○本田親行財政課長 市民の皆様の要望に対しましては、ただいま申し上げました本市の基本的な考え方と財政状況についても説明を行った上で、理解と御協力をいただく必要があると考えます。そのためには、まず、職員一人一人が本市の厳しい財政状況等を十分に認識し、正しく理解することが不可欠でありますことから、予算編成方針の説明会におきまして、毎年度継続し、ま

た全職員を対象としまして財政状況の説明会も開催しているところでございます。今後とも、その趣旨の徹底が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○8番城森史明議員 お金がないからできないというのは、非常に後ろ向きの言葉だと思うんですよね。要は、やはり市民が希望・期待を持てるような受け答えが必要じゃないかと思います。

さらに要望すれば、市職員が現場です、市民に対し財政、その辺のお金がないんだったら財政状況を説明するぐらいのですね、教育というか、その辺が今さっきの答弁ではされていることなので、その辺をですね、市民に対応してほしいと思います。

○神園征市長 私どもも、もちろんそういう努力をいたしますが、議員の皆さんにも市民と語る場合に、正しい情報を伝えていただきたいと思っております。

○8番城森史明議員 今の質問がちょっとわからないんですけど。正しい情報を伝えてないということではないと思います。ただ、例えば人間ですから、間違っただけもあると思うんですけども、その辺の正しい情報を伝えてないというのはちょっとどういう意味なんでしょう。

○神園征枕崎市長 伝えてないとは言いません。正しい情報を伝えていただきたいと、こう言っております。

○8番城森史明議員 ちょっとこの辺はまだ理解ができない状況があるんですけども、次の質問に移っていきたくと思います。まず、具体的に経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の中身について、ちょっと質問をしていきたくと思います。

公債費、これは返す借金の量なんですけども、阿久根市、垂水市ともですね、年ごとに減少しているわけですね。例えば、阿久根市は、10年間で5億、5年間で3億ぐらい減少しています。垂水市は、5年間で1億減少しております。本市は、平成17年は14.6億あったものが、平成23年には16億とふえているわけです。この辺はなぜなのかと質問します。

○本田親行財政課長 枕崎市、阿久根市、垂水市の平成13年度から平成23年度までの公債費の推移を見ても、御指摘のとおり阿久根市においては、平成13年度の公債費が最も大きく、年度によっては、前年度に比べて増加している年度がありますものの、平成23年度の公債費は、平成13年度に比べ4億4,600万円程度減少しております。

また、垂水市におきましても、平成15年度の公債費が最も大きく、阿久根市と同様に、年度によっては前年度に比べ増加している年度があるものの、平成23年度の公債費は平成13年度に比べ、1億0,600万円程度減少しております。

一方、本市におきましては、平成13年度の公債費が最も大きく、平成19年度まで大規模な災害対策関連事業を実施してきたことなどから、これまで高水準で推移してきていますが、平成23年度の公債費は、平成13年度に比べ3,700万円程度の減少となっております。

なお、元利償還金のすべてが交付税措置される臨時財政対策債の償還分など、交付税措置を加味した実質的な公債費に要しました一般財源につきましては、平成13年度に比べて1億6,500万円程度減少しているところでございます。

○8番城森史明議員 次の質問である市債の新規発行額、これも市債を減少させる一つの大きな要因だと思うんですけども、阿久根市、垂水市も財政改革からの中で、その上限額を設けてやっております。本市は、その辺の数値目標を掲げてやっているんでしょうか。

○本田親行財政課長 阿久根市、垂水市それぞれ臨時財政対策債等を除きます通常の起債の発行上限額を設けているようでございます。枕崎市におきましては、本年度の本年5月に行財政集中改革プランに追加いたしました追補を御覧いただきますと、今後の財政見通しの中で臨時財政対策債及び退職手当債分がわかるかたちで、今後の本市の新規発行見込み額については掲載してあるところでございます。

なお、この市債発行見込み額につきましては、総合振興計画の実施計画等を勘案するとともに、今後見込まれる新たな財政需要に対しましても市債発行全体の中で調整を図る中で、計画的に市

債残高を減少していくという目標設定を達成する方針で設定した額となっております。

具体的に、平成27年度までの各年度の臨時財政対策債などを除く通常の市債発行見込み額につきましては、平成24年度が6億4,000万、25年度は6億9,600万、26年度が5億7,300万、平成27年度が4億2,000万円と……、4億0,200万と設定しているところでございます。この期間におきましては、衛生管理組合におけるし尿処理場の建設など大型の新規事業が見込まれることから大きくなっておりますが、これまでの実績について申しますと、平成21年度が2億7,000万、学校給食センターの建設を行った平成22年度、平成23年度はそれぞれ4億3,160万、3億7,090万となっております。

阿久根市の新規発行上限額が10億、垂水市の新規発行上限額が6億と聞いておりますので、両市の新規市債の発行上限額と比べても大きく下回る借り入れとなっておりますのでございます。

○8番城森史明議員 過去の市債新規発行額を見てみるとですね、阿久根市が10億以上が1年あります。平成17年からですね、10億以上発行してあるのが1年あります。最少枠は5.6億、垂水市は10億以上が1年、最少枠は6.4億、枕崎市は10億以上が3年、最少枠は6.9億。やはりその平均的に枕崎市は高いわけです。各市それぞれ違いますけれども、やはりその目標額を掲げてやるとやらんかでは、その辺の差は大きな差となってくるのですよね、今後ともそういうものを掲げてですね、お願いしたいと思います。

次に移ります。

次に人件費なんですけども、これは一応3市とも定員適正化計画で減少はしているんですけども、その差に大きな差があるわけですね。例えば、阿久根市は、平成16年ごろは3市とも25億以上あったわけです、人件費が。最近の2～3年を比較すると、阿久根市はもうびっくりするほど減少して、16億になっております。まあ、これは確かに竹原さん効果というものもあるかもしれません。

垂水市は20億を割り、ここ2～3年はですね、18.8億から19.8億、減少してきています。

枕崎市はですね、4年間ちょっと非常に動きが、動きというか減少が、スピードが非常にあまり減少していないんですよ。この辺はどうしてなのか、質問したいと思います。

○永留秀一総務課長 平成21年度から23年度までの一般会計の人件費の額を比較しますと、枕崎市の場合は人件費総額で、21年度が20億5,598万8,000円。23年度が21億4,989万4,000円でありまして、23年度が9,390万6,000円増加しておりますが、この人件費増加の総額の増加の理由につきましては、平成23年度の退職手当が21年度に比べて1億2,718万円増加していることによるものでありまして、退職手当を除いた手当、それから給料の合計額は、23年度は21年度に比べて5,279万1,000円減少をしております。

また、阿久根市と垂水との人件費の比較が出ましたけれども、垂水市につきましては、あっ、失礼しました。阿久根市につきましては、本市に比べて、職員数が非常に少なく、23年度で比較すると56人少ない状況でありまして、人件費総額もそれに対応して、23年度で約15億ぐらいと、非常に少なくなっております。

また垂水市につきましては、平成23年度の人件費合計額につきましては本市より1億6,000万円程度少なくなっておりますが、これは、退職手当の額が、垂水市の場合は本市より1億9,251万円少ないということが理由でありまして、退職手当を除いた手当と給料の合計額は、本市より4,277万多いと。まあ本市のほうが、人件費総額では退職手当の額が加味されますので、約21億と多いですけども、退職手当を除けば垂水市より本市のほうは少なくなっているということが分析できると思います。退職手当を除いた給料、それから手当の合計額につきましては、毎年減少しているというのが本市の実情であります。

○8番城森史明議員 次の質問ですけども、将来負担比率なんですけれども、地方債残高というのは枕崎が114……、まあ23年度末残高でですね、114億円、垂水99億、阿久根103億であってで

すね、そんなに大きな差はないわけなんです。そういう意味で、要は、地方債残高がそんなに変わらないのに、なぜその将来負担比率が高いのか。この辺のことはどうなっているんでしょうか。

○本田親行財政課長 これまでも行財政改革調査特別委員会等の中でも説明してまいりましたが、本市の将来負担比率が高いことにつきましては、一般会計の地方債残高が大きいことに限らず、公営企業債の負担見込み額でありますとか、第三セクターの負担見込み額等、複数の要因によるところでございます。

将来負担額につきまして、阿久根市・垂水市の両市と比較をした場合、特徴的な違いにつきましては、公共下水道事業や病院事業などの事業実施の違いにより、本市の公営企業債等繰入見込み額が極端に大きいこと。また、これらの事業実施で市全体の職員が多くなっていることに加え、職員の平均勤続年数が長いことから、退職手当負担見込み額が大きいことなどが挙げられます。また、将来負担額から控除されます充当可能基金の状況が大きく異なっていますことが本市の将来負担比率が高いことの要因となっております。

このことから、一般会計の地方債残高のみが阿久根市、垂水市と同じペースで減少しても、将来負担比率は同じペースでは減少してないところでございます。

○8番城森史明議員 公営企業がですね、平成21年に比べて23年の負担額がふえているんですけども、その明細はどうなっていますか。

○本田親行財政課長 公営企業債等繰入見込み額が、平成23年度と平成21年度と比べますと、本市につきましては、4億3,000万円程度増加しております。増加の内訳につきましては、下水道事業会計分が4億8,000万円程度。このことにつきましては、下水道事業会計の繰り出しそのものについては、下水道使用料の改定や下水道事業会計の企業債残高の減少などに伴いまして減少しており、また繰り入れについても減少しておりますけれども、平成21年度から、分流式下水道に要する経費にかかわる繰り出し基準の見直しがありましたことから、実質的につきましては、下水道会計の地方債残高、一般会計の繰り入れについても減少しているところでございますけれども、負担する見込みについては、4,800万円程度の増加となっているところでございます。

病院事業会計につきましては、3億8,200万円程度が増加しております。このことにつきましては、平成23年度の病院事業会計の負担金は、平成21年度に比べまして200万円程度の増加にとどまっておりますが、病棟建てかえによりまして地方債残高が増加になるとともに、平成21年度から救急医療の確保に要する経費の負担を行っておりますことから、病院事業会計の地方債残高に対する負担見込み率が上昇したことによります。

○8番城森史明議員 次に、退職手当債に移りますけれども、先ほど人件費に大きく負担になっているということで答弁がありましたけれども、そういう財政の安定化に大きく影響するということで、退職手当組合の検討はどうなっているのか。それと、これから増加する退職手当債の財源をどう考えているのか、質問します。

○永留秀一総務課長 まず、私のほうからは、退職手当制度への加入について、お答えしたいと思います。鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度への加入であります。これまでも検討を行い、加入の時期を探ってきているということは議会でも説明をしております。

退職手当制度に加入した場合の負担金と、それから実際に支払った退職金の精算につきましては、10年間をスパンとして、実際に支払った負担金と退職手当の額を比較して最終的には精算をするということで、10年間で支払う額には変わりはないわけなんですけれども、議員の言われるように、年度間の変動のばらつきをなくすという効果があると考えております。この10年のスパンというのは、現在のスパンは平成17年度から26年度までの期間でありまして、平成27年度から新たな10年間のスパンが始まるということです。

現在のスパンの途中でも、退職手当制度へ加入することは可能であるということではありますが、

枕崎市が加入した場合の試算によりますと、実際に支払う2年分の退職金よりも、2年分の負担金のほうが大きく上回るということになりまして、これ後で精算をされるわけなんですけど、精算をされるとしても加入時期としては得策ではないというふうに判断をしております。

しかし、各年度の退職者数の増減による退職金額のばらつきをなくすというメリットはありますので、平成27年度からの新たなスパンに向けまして、引き続き退職手当制度の精査を行いながら、加入の検討をしていきたいというふうに考えております。

○本田親行財政課長 退職手当債につきましては、団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処するため、平成27年度までの10年間の特例措置として、定員や人件費の適正化による総人件費の削減に取り組む団体に対して、その発行が認められている地方債でございます。

今後においても、大量の定年退職者が見込まれますことから、退職手当債組合に加入した場合においても、毎年度の負担金の額は大きく、その財源として特例措置の期間であります平成27年度まで借り入れを行わざるを得ない状況が見込まれるところでございます。

なお、退職手当債の借り入れについては、市債発行額全体の中で調整を図って、計画的に市債残高を縮減していくとともに、その償還が今後の大きな財政負担とならないように、平成22年度から減債基金への積み立てを行って、償還に必要な財源の確保に努めているところであり、今後とも、減債基金の充実を図っていくこととしております。

○8番城森史明議員 28年度からはどういうことになるんですか。

○本田親行財政課長 財政調整基金等と区分しまして、退職手当基金を創設しておりませんので、財政調整基金等の充実する中で、対応を図っていかなければならないものと考えております。

○8番城森史明議員 財政は、この鹿児島県でもですね、本年度、財政改革が目標に達したということで、県職員の給与カットを廃止しました。枕崎市も、平成16年から職員の5%カットを継続していますが、これが、早く廃止できるような見通しについて、副市長はどのように考えておりますか。

○地頭所恵副市長 職員の給与の独自削減につきましては、職員皆様方の理解をいただいて、厳しい財政状況を踏まえ、毎年度、その財源の不足の見込み額を見ながらですね、削減をしているところでございます。

今年度につきましても、今、組合交渉の中でですね、ほかのいろいろな課題がございますので、それとあわせまして、職員への給与の独自削減をどのようなかたちで対応していくかというのは、組合と協議をさせていただいているところでございます。できるだけ給与カットをしないようなかたちで財政運営ができればいいんですが、なかなか厳しい財政状況を踏まえますと、一挙にですね、給与カットを全くなくすというかたちをとるのは、なかなか難しいのではないかと私どもとしては考えておりまして、今、職員団体と協議を進めているところでございます。

○8番城森史明議員 ちょっと時間もないので、次の質問に移らせていただきます。

少子高齢化の中でですね、本市の集落においても、集落の維持が難しい状況になりつつあります。その対策として、ほとんどの市町村は、定住促進支援制度というものを実施しているわけです。そういう意味で、この件について質問をしていきたいと思っております。

まず、本市の過去の3年間の新築件数は、その中で市内定住者と市外居住者の件数は、どれくらいになっているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 過去3年間の個人住宅の新築の建築確認申請は、204件の受け付け実績があります。申請者の居住状況につきましては、市内居住者が188件で、市外居住者が16件です。

○8番城森史明議員 各年度ごとの数を知りたいんですけど。

○依積田清文建設課長 年度ごとで申し上げます。21年度が総計68件、市内が66件、市外が2件です。あ、市外が2件です。失礼しました。22年度が総計71件、市内62件、市外9件です。

23年度は総計65件、市内60件、市外5件となっております。

○8番城森史明議員 本市及び近辺の南さつま市、南九州市、指宿市、日置市の新築……、新築を建てた場合ですね、その補助金額はどれぐらいになっているか、簡単をお願いします。

○神園信二企画調整課長 定住促進支援の各市の状況を申し上げます。指宿市の例といたしましては、市外からの転入者に対しまして指宿市内の人口減少が著しい地域への居住を誘導するために、その地域を定めまして、その地域に住宅の新築購入をされる場合に際し、1世帯最高100万円を限度に助成金を交付していらっしゃいます。

日置市につきましても、指宿市同様の制度でございまして、市外からの転入者で、日置市内の人口減少が著しい地域への居住を誘導するために地域を定め、その地域に住宅の新築購入を行う際に1世帯最高50万円を限度とし、この50万円に18歳未満の扶養者数に10万円を乗じて、加算した金額が補助金として交付されております。

南さつま市では、市外からの転入者に対し、市内の地域を限定することなく、住宅の新築購入に対し、最高50万円を限度とし、この50万円に加えることの区域加算、特に市がこちらのほうに入った方には加算をしますという区域を定めていらっしゃいますが、区域加算、それから扶養者加算、市内業者加算分を加えた金額を補助金として交付しております。

南九州市は転入者に限らず、また、市内の地域を限定することなく、住宅の新築購入に対し、最高30万円を限度とし、区域の加算、それから扶養者加算、市内業者加算分を加えた額を補助金として交付しております。

お尋ねの各市の事業は、いずれも過疎債を財源としておりまして、先行して事業を開始した南九州市の例によりますと、年間約5,000万円超の、5,000万円を超える決算額となっているということでございます。これらの事業の財源に過疎債を提供できますと、過疎債充当率が100%ですので、約5,000万円の事業費全額を過疎債という借金で賄いますけれども、この借金の元金の返済を行う場合は、当該返済金の70%相当額が、地方交付税の基準財政需要額に算入され、国が地方交付税で負担することから、実質的に南九州市等の負担は1,500万円とこれの金利分の負担で済むこととなります。

しかし、過疎債適用の適用団体とならない本市では、南九州市と同程度の制度利用があることを前提とした場合、約5,000万円の事業費の全額を一般財源に求めなくてはならないこととなりますので、財源確保が大きな負担と、課題となると考えております。

なお、本市の事業例でございますが、本市においては平成5年から8年まで定住圏構想事業ということで、本市に住宅建設を行った方への土地購入、それから、住宅取得資金の利子補給を行った経過がございます。この間、事業費が4年間で約1億7,000万円超に及んだため、その後、財源確保等に苦慮して、事業継続を断念した経過がございます。以上でございます。

○8番城森史明議員 財源が一番大事だ、確かに財源がなければできないわけですけども、1年間に60件ぐらいの、60件から70件ぐらいの新築戸数があるわけです。やはりですね、過疎化というのは、特に桜山地区、別府地区の市街地以外のところですね、非常に深刻な問題になっているわけですよ。ですから、この70件のうち、まあその辺を調査しましてですね、最低、1,000万から1,500万ぐらいを限度額としてやればですね、やはり、可能な数字だと思うんですよ。ことしの業務が1,300万円の財源でやっているわけですから、それと同時にやるわけにいきません。ですから、やはり、その金山小学校やら桜山小学校、別府小学校、この辺は非常に過疎化が進んでですね、子供がもう、就学がですね、この前、公民館の研修会がありました。中原公民館でさえ、もう小学生がいないと、来年度から。そういう状況なんで、できるだけその過疎化対策としてこの制度を考えてもらいたい。非常にその確かに枕崎の市街地、市街地もそうなんだろうけど、立神地区とか、その辺はもう心配ないわけですから。その辺の地域を一応限定した考え方で、その辺の企画をぜひ行ってもらいたいと思います。

○神園信二企画調整課長 地域を限定した企画ということでございますが、指宿市、日置市のようにはこれは転入者を対象に、それと、誘導すべき地域を限定した場合の制度ということで設定をされていらっしゃるけれども、指宿市の場合がですね、地域を限定した場合に、年間1件から2件、それから、日置市が制度発足から半年で3件というふうな利用の状況ということで、非常にせつかく制度はつくったけれどもなかなか利用いただけないという状況に、指宿、日置市のほうは困っていらっしゃるようでございます。

で、その辺のところ、どのような地域の設定をして、どのように組んでいくのかというところは、なかなか難しいことかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、財源の確保とそれと、そのカバーすべき人口減少の状況というののらみ合わせかと思っておりますけれども、議員御指摘のとおり、郊外部のみではなくて、市街地の中心も人口減少については激しいものもございまして、その辺のところはあわせて、制度を設計するときには検討が必要かなというふうな考えております。

○8番城森史明議員 それと、その空き家の活用ということで、この前は危険空き家だけ調査を行ったわけですが、やはり、その地方の空き家をいかに活用していくかというのは非常に大きな問題ですけども、まず、その空き家の登録制度というのはやっているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 本市空き家の状況につきましては、平成20年度に行われました住宅・土地統計調査の結果、おおよそ1,890戸あるという結果が出ております。空き家の登録制度ということで、ホームページの作成を一度、企画調整のほうで取りかかった経過がございます。市のホームページ内に登録をいただける準備は整っておりますが、このホームページの開設運営につきましては、市内の宅建事業者さんの営業に与える影響が非常に大きいため、宅建業者さんの協力なしには、これは開設・運営ができないものというふうな考えております。

そこで、一昨年来、市内の宅建事業者の幹部の方や主だった宅建事業者さんへの協力をお願いに各戸訪問を行いました。しかし、なかなか業界内の競争が激しいという状況がございまして、御協力をいただけないところでございます。引き続き、この宅建事業者さんの皆さんには制度への御理解いただけるよう、各事業者さんを回って説明に努めたいと考えているところでございます。

○8番城森史明議員 1,890軒の中で、住居として活用できるのはどのくらいあるんですか。

○神園信二企画調整課長 1,890戸の中で居住できる数値につきましては、調査結果の詳細把握はしておりませんが、先日、総務課の空き家条例の関係で、危険な空き家として認定されました戸数が相当数ございましたので、それを引いた場合には、千数百という数字になるのかなというふうにとらえております。

○8番城森史明議員 この空き家については、当然、その多少のリフォームで住居にできるかどうかというのを絞ればですね、もう非常に少なくなっていくんじゃないかと思うんで、まずそこから辺のところからですね、もうすぐ住めるとかそういうところから、やはり、登録をしていって、この辺も地域……、地方に多いわけですよ、要は。地方の場合は、宅建業者とか、その辺は競合はしないと思うんで、あまり、市街地ほど。ですから、地方のそのやはり、空き家をまず、そこから始めると、そういうかたちで進めてもらいたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 空き家のリフォーム等の考え方につきましても、これもリフォーム工事につきましては、確保できる財源との調整にかかると考えております。2008年……、平成20年の枕崎市の空き家が1,890戸ということで、御紹介いたしましたけれども、そのうち賃貸用の空き家が290、売却用の空き家が20、その他の空き家が1,530というふうな状況でございます。

あと、いろいろ地域……、郊外部の自治活動というのが、なかなか維持できなくてというふうなところが発端でのお尋ねと考えておりますが、本市におきましては、各公民館活動の維持・活性化を目的に、各公民館出身の市職員を公民館に派遣します地域活動活性化推進事業を展開して

おります。この事業の成果としまして、ある公民館では、その当該公民館出身の方で市内に居住している方々が出身公民館の活動に参加をして、その出身公民館を盛り上げようとするなどの成果も見られております。

さらに、人口減少で各公民館の活動が難しくなるという状況に関しましては、公民館の合併再編等を促す施策の検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 次の質問で最後の質問ですけれども、住宅用太陽光発電補助制度なんですけれども、一応、この今回メガソーラーが決定していただいておりますね、本当に活性化の、午前中の中でもいろんな活性化策が出てきて、非常にうれしく思っているところです。

それで、今後どういう展開を考えていかっていう中でですね、その寄附金を財源としたメガソーラーの住宅用太陽光発電の補助制度ということに関して、どのように考えておられるのか、質問します。

○神園信二企画調整課長 メガソーラー事業者からの歳入を財源としての補助制度の御提案でございますが、この歳入の用途につきましては、今後を慎重に庁内で検討したいと、検討させていただきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員 やはり、その子供の教育からですね、修学旅行の誘致、この辺も可能になると思うんです。要は今後のその展開をどうするのか。メガソーラーの設置をどのようにまちづくりに生かしていくのか。さらなるその自然エネルギーの広がりをどうするのか。まあ、さっき言ったように、太陽光にこだわるのか。風力、小水力、波力というのがありますけれども、そういうふうに展開するのか。まあ、これは将来的なことですけども、その辺を考えてですね、その辺はどう考えているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 議員御紹介のとおり、さまざまなそのエネルギー政策、再生可能エネルギーの施設、提案というのが、いろんなところで行われております。

本市も地域エネルギーのビジョンというものを持っておりますので、今回このメガソーラー誘致が決定をした関係で、それぞれの場面でそれぞれのその再生事業の取り組みというのが、どういふものができるのかということについては検討をいたしますが、また、国のエネルギー政策の方向性等もかんがみながら、こちらのほうも慎重に検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○神園征市長 メガソーラーの事業者から、市に出資される金額の公表をいたしましたら、あれをやれ、これをやれといったような声がいろいろと届いておりますが、私は課長会において、この用途については慎重にも慎重を期さないといけないと。右から左へ全部使っていたのでは、全然その財政再建には貢献しないじゃないかといったようなことで、基金の積み立てとか、そういったことも考えながらですね、用途については、慎重に考えていかなければならないと思っております。

○8番城森史明議員 最後は補助金の話になりましたけれども、要は、こういうまちづくりをするためには、お金がなければ何もできないわけですよね。それはだれもわかっていることですけども、金の切れ目が縁の切れ目と言うようにですね、行財政改革は一体であり、お金がなければよいまちづくりはできない。そのためにもですね、枕崎の財政を県の19市の平均年齢、平均レベルまで、1つでもいいですから一刻も早く引き上げることが、そして、予測できない財政発動にも十分対応できる足腰の強い財政を実現することが、今の枕崎市の一番重要な課題だと思うので、その辺をよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○依積田義信議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時9分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成24年12月26日)

平成24年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第4号）

平成24年12月26日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	101	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	106	南薩地区消防組合の解散について	〃
3	107	南薩地区消防組合の解散に伴う財産処分について	〃
4	108	南薩地区消防組合格約の変更について	〃
5	109	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合格約の変更について	〃
6	102	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
7	103	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	104	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	105	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	〃
10	陳4	立神岩にしめ縄をかける陳情（継続審査）	〃
11	陳5	県立薩南病院に小児科の再開と産科の開設を求める陳情	〃
12	97	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予特
13	98	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
14	99	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
15	100	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
16	113	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	総文

17	114	枕崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
追加 1	114	枕崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
追加 2	113	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	〃
18	115	枕崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
19	116	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
20		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長	

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

まず、日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

今門求議員。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から5号までの5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するとともに、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるほか、条文の整備をしようとするものであります。

このうち寄附金税額控除の対象範囲の拡大については、県民税の税額控除の対象となる範囲と市民税の寄附金税額控除の対象となる範囲を合わせるための改正であります。

寡婦（寡夫）控除額の文言の削除については、公的年金等以外の所得を有しなかった者に係る寡婦（寡夫）控除の申告不要制度ができたことによるものであります。

下水道の除害施設については、従来、課税標準が地方税法の中で評価額の4分の3と規定されていましたが、平成24年度の税制改正で各自治体の条例で定めることとなり、本市においても下水道の除害施設に係る課税標準の特例割合を従来の法定割合で規定するものであります。

なお、現在、この対象はないということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号南薩地区消防組合の解散について及び日程第3号南薩地区消防組合の解散に伴う財産処分について並びに、日程第4号南薩地区消防組合規約の変更について申し上げます。

この3件はお互いに関連があり、委員会は一括議題として審査を行いました。

まず、日程第2号南薩地区消防組合の解散については、南九州市長から南薩地区消防組合離脱の申し出があり、その後、南さつま市長との協議を行ったが、通信指令の整備方法などのデジタル化整備方針の協議が整わず、組合を解散して、それぞれの市でデジタル化の整備を行わざるを得ないとの方針に至ったということであります。

次に、日程第3号南薩地区消防組合の解散に伴う財産の処分については、南薩地区消防組合の構成市内の消防署、分遣所に配備されている車輛、備品、資機材はそれぞれの市に承継し、消防本部に配備されている車輛、備品、資機材は、平成19年の消防再編時に南さつま市消防本部から承継されたものは、南さつま市が承継し、それ以外のものについては本市が承継するという基本的な考え方であるとのことであります。

また、組合の有する債務については、平成25年3月末までに支払いのできるものは、組合で支払うこととし、3月末までに支払いができない債務については、3月定例会で事務の承継に関する議案を提案し、決定された承継市において4月以降に支払いをしようとする考えであるとのことあります。

次に、日程第4号南薩地区消防組合規約の変更については、平成25年3月末までに支払いのできない組合の有する債務や組合の決算の認定手続などの事務の承継を行う必要から、事務の承継の規定を消防組合規約に加えようとするものであります。

委員から、平成24年度の南薩地区消防組合の決算認定の方法についてただしたところ、決算認定については、旧南薩地区消防組合の管理者が決算を作成し、平成25年4月から消防組合の

事務を承継する市の議会に認定をお願いするというものであります。

また、委員から医療機関への対応についてただしたところ、枕崎市医師会に対しては、本市と南さつま市の2市間で消防組合の協議を行っていた関係で、方向性について説明ができない状況であり、11月12日付で枕崎市長あてに現在の体制の堅持を求める要望書が出されたが、その後、医師会長及び医師会の理事会へ協議の経過並びに今後の方向性について説明を行ったとのことであります。

これに対し医師会としては、救急医療という面では現在の体制が望ましいということで要望書を出したが、当局の説明を受けて、考え方や合意に至らなかった経緯などを理解し、要望書のとおりにならないことは承知したということでありました。

委員からは、医師会との関係は、今後とも良好な関係を保っていただきたいという要望が出されました。

今後の消防体制については、解散に関する議案が3市で可決され、手続が整ったら3月議会に新たな体制の議案を出すとのことでありますが、人員については現在の枕崎消防署の体制が維持され、体制的に低下をすることはないとのことです。

また、財源の問題については、広域であるか、単独であるかにかかわらず、消防にかかわる一般財源は、人口に応じて交付税措置されることから、差異が出てくることはないということであります。

委員からは、以前、広域化を進めるべしという市議会の意志も出されており、デジタル化の協議が整わなかったことは、消防組合が解散するまでの本質的な物事ではなく、広域化での対応、あるいは、スケールメリットを生かした対応をすべきだとの意見が述べられました。

また、一方では、本市が単独を主張してきたわけではなく、現組合を存続したいという意向を伝えてきた中で、相手が今の流れになってしまったということでした。当局が示した市民への不利益も十分理解できるといった意見も述べられました。

以上3件については、それぞれ異議があり、採決の結果、3件とも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更について申し上げます。

今回の鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更については、同組合の共同処理する事務に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴う規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

立石幸徳議員。

○**2番立石幸徳議員** 私は、議案第106号から第108号に関し、南薩地区消防組合の解散に反対の立場から討論をいたします。

本市の消防救急業務は、年々増加してきております。本市における救急車の出場件数は、平成18年では1年に933件でありました。6年後の平成23年には、年1,133件、実に200件ほどの出場件数の増加となってきております。これは人口減少にかかわらず、高齢者等の増加に伴い、逆に救急車出場は、この6年間で20%ほどふえてきているのであります。今後とも救急車出場の要

請は、増加していくことは簡単に予測されます。

しかしながら、このようなときに、消防組織を広域組織から単独消防へと弱体化することがあってはならないと考えます。枕崎市医師会を初め、地域内の医師会が消防組合解散に反対の要望書が提出されたのは、救急業務の当事者として当然のことと理解できるのであります。

大事故や大災害が発生し、救急車出場が2台、3台、複数の救急出場が必要となったとき、瞬時に人命救助が要請される場合、果たして単独消防で、どのような対応をされようとするのか、住民は安心できません。一刻を争う人命の救助にとって、消防組織はむしろ強化していく方向を目指すべきであると考えます。

以上、南薩地区消防組合の解散に反対の討論といたします。

○俵積田義信議長 次に、沖園強議員。

○12番沖園強議員 私は、ただいまの南薩地区消防組合の解散についての関連議案106号から108号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の南薩地区消防組合の解散に至るまでの経緯については、ここで申すまでもなく、平成22年から広域化に向けて協議会を立ち上げたものの、不調に終わりました。その主な要因は、本部位置についてお互いが譲らなかったものが一番大きかったと思っております。そのことは、各市の代表として、責任ある立場で協議会に臨まれた委員のそれぞれの皆さんが、お互いに自分の町に不利益をもたらす広域化に合意できなかったことであって、だれしもが自分の町の市民の利益を守るという意味では、いたし方のないことだったのかなと思っております。

特に南九州市は、旧颯娃町は、指宿地区と南薩地区の両組合に所属している事情があり、いち早く南薩地区消防組合から離脱いたしました。その後、残された南薩地区消防組合の存続をめぐる南さつま市との協議も、結局は、お互いに自分の町の利益を主張して広域化に合意できなかった。これもまた、自分の町の利益を守るという意味で、至極当然のことであったと思っております。

これまで当局は、南薩地区消防組合の存続を前提に、粘り強く協議を続けてきた経緯を議会に詳しく説明してまいりました。特に、デジタル化に向けての本市への影響、不利益については、具体的な係数を示す詳しい資料の提出もありました。資料では、本市が主張するこれまでの南薩地区消防組合の運営方式である自賄い方式と南さつま市が主張する司令塔の一本化方式と比較した場合を具体的に示してありました。その内容は、初期投資に当たる初年度だけでも、本市に約2億円の不利益が生ずる影響額を示し、さらに、毎年度の通信指令員2名分の派遣人件費と通信指令台等の保守料が今後、毎年2,380万円の費用が増嵩していくということが、明確に示されたのであります。

さらに南さつま市は、これまでも南薩地区消防組合は自賄い方式であったにもかかわらず、一本化方式の主張を譲らず、枕崎市へ基準財政需要額割合の負担にプラスして、均等割の負担を求めるといふ、無理な条件を主張し続けたことも説明されました。

ここで言えることは、枕崎市が南さつま市の主張をのんで合意すると、初年度の2億円の初期投資の市民への不利益だけでなく、今後、毎年2,380万円の費用の負担がふえていくことになるということであり、そして、今の体制より毎年2,380万円の費用負担が生じてくることになることを我々議会がどのように判断するかということでもあります。

議会は言論の府であり、さまざまな観点からの論議があつて当然のことですが、過去の市債残高を引きずる本市の財政状況は、急には好転しないことはわかっていながら、目安である財政指標だけを引き合いに批判し、行財政改革を唱える一方で、枕崎市に明らかに利益をもたらす空港のメガソーラーに反対する意見もありました。これなど私には、反対のための反対の議論であるとしか理解できなかったところですが、今回の南薩地区消防組合の解散議案についても、まず、市民に不利益をもたらしてはいけないということ念頭に置くべきだろうと思ひます。

また、先ほどの議論の中にもございましたが、救急医療について医師会との連携を危惧されている意見もありました。何を根拠に言われているのか、私は理解に苦しむところであります。

救急医療の体制については、医療法30条の4の規定に基づく鹿児島県保健医療計画が作成されています。計画はおおむね5年ごとに見直されるとのことでございますが、救急搬送機関、いわゆる消防救急業務の救護から、初期救急医療、第2次救急医療、第3次救急医療、小児救急医療、周産期救急医療、精神科救急医療に至るまで、綿密な体制の整備が策定されていて、消防法及び医療法に基づいて、県知事が認定した医療機関の告示医療機関があります。

私たち南薩地域においても、指宿市を含む4市において、南薩保健医療圏地域医療連携計画が策定されており、第2次救急医療体制は指宿広域救急医療圏と南薩広域救急医療圏において、公立病院を含む37施設が対象となっており、病院輪番制が敷かれています。

さらに、第3次救急医療体制は、鹿児島県下全域を対象としているなど、医療の公平性が確保されているのです。ちなみに、枕崎市における全夜間2次救急医療の輪番病院は、市立病院を含む5施設があります。

また、先ほども出ましたが、平成23年度における市内の救急搬送の状況を調べてみると、1,104件の搬送のうち、82.8%の823人が市内の施設への搬送となっておりますが、南薩圏域外の鹿児島市へ128人の11.6%を初め、指宿市や日置市への搬送実態もあります。

このように、人命に係る救急医療体制について、定員の搬送を含めて医療機関が受け入れを拒否することは、医療法において、まず考えられないことであり、心配することはないと思っております。釈迦に説法とは思いますが、地方自治法第2条の14では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」さらに、地方自治法第2条の15では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない」と規定されています。つまり、南さつま市が必要とした司令塔一本化方式を無理やり導入し、広域化を進めた場合、枕崎市の負担する経費支出が増嵩している。市民への不利益を招くことが判然としている中で、広域化のスケールメリットをとらえること自体が地方自治の精神にもとるといえることです。

既に、南さつま市と南九州市や、南薩地区消防組合の解散議案を可決いたしております。このような状況下において、良識的に考えても本市議会が、南薩地区消防組合の解散について反対することはないと信じてますが、議員の務め・仕事は市民に不安を抱かせないように確かな情報を提供するのが務めであり、むやみに市民の不安をあおるような言動・行動は厳に慎むべきであることを申し述べて、南薩地区組合の解散についての関連議案に賛成の討論といたします。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号は委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号から第11号までの6件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○**茅野勲産業厚生委員長** おはようございます。

ただいま議題となりました、日程第6号から日程第11号までの6件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第6号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

児童扶養手当法施行令の改正により、支給対象児童の範囲が拡大され、父または母が配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童も児童扶養手当の支給対象になり、これに準じて当該児童をひとり親家庭医療費助成の対象とするよう、県が市町村ひとり親家庭医療費助成に関する条例準則及び鹿児島県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正を行ったため、本市も条例改正するものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第7号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

地域主権一括法の公布により、公営住宅法及び公営住宅法施行令が改正されたことに伴い、これまで法律や政令などで規定されたものを参酌する公営住宅の整備基準及び入居収入基準に基づき、市が条例で独自に定めることとなり、公営住宅への整備基準及び入居時収入基準を規定するために、市営住宅の設備及び管理に関する条例を改正し、新たに公営住宅整備基準規則を制定するものです。

委員から、入居資格に係る収入基準の上限、下限額の質問があり、当局説明では本来階層において15万8,000円以下、裁量階層においても21万4,000円以下ということでありました。

公営住宅の考え方としては、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と福祉の増進に寄与するということとあります。また、市営住宅の長寿命化の委託を行い、その中で戸数や配置等を計画しているとのこととあります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

第2次一括法が公布・施行され、その中で下水道法についても、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、本市においても法令を参酌して地域の実情に応じて、下水道条例の一部改正を行うものであります。

委員から、脱臭施設の設置と臭気の発散防止の措置の仕組み等について、当局に説明を求めた

ところ、終末処理場の水処理施設においては、沈殿槽及び施設の上部にはふたを設置し、脱臭装置を設け、約5年から7年で活性炭の取りかえを行っているとのこと。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、申し上げます。

地域主権一括法の制定により、国が定める基準を十分に参酌した上で、本市でもこれらの基準を条例で定め、平成25年4月1日から施行するものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査になっておりました日程第10号立神岩にしめ縄をかける陳情については、陳情者から陳情の取り下げの申し出があり、全会一致で取り下げに同意すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号県立薩南病院に小児科の再開と産科の開設を求める陳情については、枕崎市中心町の酒匂明彦氏から提出されたものであります。

本市の小児科、産婦人科の現況から考えて、全会一致で、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第6号から第11号までの6件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって議案第102号、第103号、第104号及び第105号の4件は原案可決、陳情第4号は撤回に同意、陳情第5号は採択と決定いたしました。

次に、日程第12号から第15号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

沢口光広議員。

[沢口光広予算特別委員長 登壇]

○**沢口光広予算特別委員長** ただいま議題となりました、日程第12号から日程第15号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に沢口光広、副委員長に中原重信委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第12号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,085万2,000円を減額し、予算総額を101億2,510万円にしようとするもので、当初予算額に対し、5.4%の伸びとなります。

地方債の補正は、5事業に係る変更によるもので、特に大きな要因については、内鍋清掃センターの延命改修事業、旧同センターの解体等事業の2件の今年度の事業を執行し、入札等を行った結果、南薩地区衛生管理組合の負担金が減になったものであります。

補正予算の主なものは、国民健康保険特別会計繰出金、地域密着型施設整備事業補助、定期及び任意の予防接種事業、日本一の茶産地プロジェクト事業、県営道路整備事業負担金、広域漁港整備事業負担金、住宅リフォーム促進事業補助などであります。

補正財源については、県支出金2,674万4,000円、財産収入1,005万円、諸収入50万6,000円の増と繰越金8,864万7,000円、市債4,870万円、国庫支出金80万5,000円の減で措置したとのことであります。

まず、総務費中、給与制度については、基本的に国家公務員、人事院勧告あるいは県人事委員会の勧告に準ずることを基本にしており、本市に限らず、総合事務組合についても同じ考え方であるので、本市についても退職手当については、国家公務員に準じて改定を行っていくという考え方で協議を進めているということであります。

県の総合事務組合の退職手当制度の加入については、新しいスパンが平成27年度から始まるので、それに向けて、制度内容を精査しながら、現在、検討中ということであります。

次に、農林水産費中、農地費の農地・水保全管理支払交付金事業75万1,000円の減額は、当初予定していた集落が11公民館あったが、それが8公民館に減ったことによる減額補正であるとのこと。

漁港建設費の広域漁港整備事業の負担金については、今回、国のほうから増額があり、総体事業費が7億3,600万円となったということ。

次に、土木費中、橋りょう整備費の滑川橋架替事業の減額は、当初3,200万円の負担金を計上していたが、県事業の変更等があり、この負担金については、24年度、25年度の2カ年で、県のほうに合計5,300万円を支払う予定であるが、工事の変更、工法の変更、負担区分の変更等があり、1,700万円減額されたということであります。

委員からの要望として、農村部は少子高齢化で過疎化してきており、農村部の生活環境や農用地等が非常に疲弊している状況にあるが、補助事業等が組み入れられて、地域が活性化を図られるように、県と連携を密にしていきたいという要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,895万7,000円を追加し、予算総額を42億4,391万4,000円にしようとするもので、当初予算より4.25%の伸びとなっています。

歳出の内容については、一般被保険者還付加算金3万円、療養給付費等負担金精算返納金2,821万9,000円及び特定健康診査等負担金精算返納金70万8,000円の増額であります。

これらの財源として、歳入欠陥補填収入2,895万7,000円で措置したとのことであります。

歳入については、基準超過費用共同負担金繰入金2,099万3,000円の増額と、この繰り入れに伴う国県支出金の減額相当分として、療養給付費等負担金1,343万5,000円、国普通調整交付金377万9,000円及び県普通調整交付金377万9,000円の減額も計上しているとのことであります。

県からの借り入れ部分2億5,000万円については、平成27年度までの返済計画に向けて、経費節減、医療費抑制などの対策を勘案しているとのことであります。

国保税の収納率については、昨年度同時期と比較してみると、現年度課税分については11月末現在3.7ポイントのプラスであり、滞納繰越分についても昨年度同時期と比較して2.1ポイントのプラスだったということであります。

なお、国保対象世帯の所得が総体で落ちていることから、収納額の確保は前年度より難しいということであります。

委員から、ジェネリック医薬品の利用促進及び特定健診率を高めていただきたいと意見・要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ655万5,000円を減額し、予算総額を21億4,314万2,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.2%の伸びとなっております。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額であります。

以上の財源として、繰入金655万5,000円の減で措置したとのことであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と平成23年度決算に伴う繰越金の計上による共通管理経費の減額であるということでした。

枕崎市分655万5,000円の減額の内訳としては、人件費分が233万8,000円の減、共通管理経費分が421万7,000円の減となっているということです。

委員から、介護保険の広域化の情報については、情報を逐一取り入れて、提供していただきたいという要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算を241万円追加し、予算総額を7億8,984万円にしようとするもので、当初予算額より3.2%の減となっております。

補正予算の内容は、東日本大震災に係る特別負担金増などに伴う人件費の増額、汚泥受入先の変更に伴う委託料の増額及び受益者負担金前納増に伴う報償費の増額で、一般管理費1万2,000円の増、処理施設管理費208万9,000円の増、排水施設管理費2,000円の増、下水道整備費30万7,000円の増であります。

以上の財源として、分担金及び負担金150万円及び繰越金91万円で措置したものであります。

なお、下水道区域以外については、合併処理浄化槽設置の推進をしていただき、公共下水道区域内については接続率の向上を目指しながら、事業促進に努めてまいるとのことです。

委員から、負担金前納報奨金はパーセントが大きすぎるので、検討していただきたいと要望がありました。

本件についても、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12号から第15号までの4件は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号、第98号、第99号及び第100号の4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号及び第17号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました職員の退職手当に係る議案2件について、説明を申し上げます。

議案第114号枕崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の制定により、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたことに伴い、これに準じ本市職員の退職手当についても同様の引き下げ措置を行うものです。

この引き下げ措置により、本年度の定年退職者に係る退職手当の額は、1,353万2,000円の減額となり、それに伴う補正予算として、議案第113号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）をお願いしてあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**3番豊留榮子議員** まず、国家公務員の水準に合わせてということなんですけれども、この実施が年明けてすぐ1月1日からということなんで、すごく非常にびっくりしているところなんですけれども、これがなぜ1月……、ここまで合わせなきゃいけないのか。それとまた、これは組合との話し合いは十分なされて、なされた上での提案なのか。それとまた、この定年で退職される方が、何名なのか、また、その早期で退職される方がおられるのか。その点をまず、お尋ねいたします。

○**永留秀一総務課長** まず1点目の、1月に実施しないといけないのかということではありますが、国が法律……、退職手当の、国家公務員の退職手当の法律、退職手当法の一部を改正する法律の制定をしております、11月16日に公布をしております。それに伴いまして、国のほうから国家公務員に準じて、それぞれ自治体のほうも必要な措置を講じるよという通知も来ておりまして、本市においては国に準じて1月1日の施行をするということで、お願いをしているところでもあります。

それから2点目の、組合との協議は十分なされているのかということではありますが、職員組合とは真摯に協議を重ねてまいったところでありまして、この退職手当削減関係の議案の提出につきましては、組合の理解を得られているところでもあります。

それから、今年度の定年退職者の数ではありますが、24年度の定年退職者は10名ということでありまして、この方々からの早期の退職の申し出は、出てはおりません。

○**3番豊留榮子議員** 例えば、この鹿児島県内です、この1月1日のそれに合わせて、このような議案を出しているところが本市のほかにもあるのかどうなのか。その件と、早期退職者は今回いないということなんです。

○**永留秀一総務課長** 鹿児島県内の状況ではありますが、本市は国家公務員に準じて1月1日からの実施ではありますが、鹿児島県、鹿児島県が平成25年4月1日からの実施ということで、聞いております。それから他市につきましても、現在協議中のところ、それから退職……、県の総合事務組合の退職手当制度に加入している市町村も多くあるわけですが、総合事務組合のほうも、協議中ということで、1月1日の実施とならないと。12月中の改定は間に合わないということで聞いております。

それから、早期退職者はいないのかということですが、今年度の退職者の中には早期退職の申し入れをされた方はいないわけですが、それ以外に、早期退職の申し入れをしている方は複数ございます。

○**2番立石幸徳議員** 私は、提案されました議案についてです、基本的なことを質疑をさせていただきます。

詳細にわたっては後もって総務委員会でお聞きすることになりますけれども、まず、本市におきまして過去に退職手当の支給率を下げた、そういったことがあるのかですね。

それから今、先ほどの質疑でも明らかになりましたけれども、鹿児島県のほうは2013年4月1日から、2015年4月1日の間で、約15%引き下げることが先月11月の22日に合意された内容であります。

そこで、国に準ずるということで1月1日の施行日を提案されておりますけれども、なぜ、この県と違ったですね、内容の提案をされてきているか。

つまりこの点についてはですね、過去、本市職員の各種手当のいろんな論議の中で、例えば、先般の住居手当等の対応については、人事院は数年前に勧告しているけれども、県の人事委員会は、そうではないんだと。こういった点については、県のほうに準拠するという説明もしばしばされているんですね。なぜ今回は、国に準じて、県とは横並びにならなかったのか。その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、最終的にどういうかたちになるのか知りませんが、24年度内の影響額は予算額に出されてきているんですけれども、今度この本市の今回の引き上げ・引き下げ率で、最終的にはどの程度の影響率が及ぶと、まあ概算でも結構ですけれども、その辺の金額を明らかにしていただければと思います。

○永留秀一総務課長 まず、1点目の退職手当の減額、支給率を今まで下げたことがあるのかということではありますが、昭和50……、59年……、昭和59年にこの退職手当の条例も改正をしておりますが、このときに、それまでは退職手当の上限がないという、そういう状況でありましたが、このときに支給率の改定を行いまして、上限の制限も行っているという改正を行っております。それからその後、平成3年におきまして、この支給率の改正を行っているという状況であります。

それから2番目の、何で今回は国に準ずるのかということではありますが、まず、給与改定の関係につきましては、月例給とか、諸手当、そういった給与改定につきましては、人事院勧告それから県の人事委員会の勧告、そういう両方が出されているわけですが、本市においては基本的に国及び県に準じて、給与の改定を行うということで、取り扱いをしてきております。

ところが、この退職手当につきましては、人事院の勧告というものではありません。で、国が退職手当法の改正をして、退職手当の制度改正を行うと、そういう取り扱いになっておりまして、県においても人事委員会が退職手当の額の改定を勧告するという、そういった制度にはなっておりません。国においても、県及び市町村に対して、国家公務員に準ずるようという、そういう通知を出して、取り扱いをお願いしているところでもあります。今回は、本市においても、国に準じて退職手当の改正をしようとするものであります。

それから、もう1つの理由としまして、県内で、何で鹿児島県が4月1日なのに本市は1月1日なのかと、そういった質問ではありますが、本市においては、鹿児島県内で唯一、退職手当債を借入れをしている団体であります。退職手当を支払うための財源として、退職手当債を借入れないと財政状況が非常に厳しいという状況がありまして、その退職手当債を借りるときに、毎年ヒアリングを受けるわけですが、そのときに一番言われるのが、給与制度が国と異なる制度を是正しろということで、強力な指導を受けているところでもあります。今回においても、国と異なる制度を新たに生み出すことはできないと、そういった判断もありまして、国に準じて1月1日の実施ということになったところでもあります。

それから影響額であります。24年度の退職者が10名でありまして、予算をお願いしてあるとおり1,353万2,000円という影響額であります。それから、経過措置で25年度もあるわけですが、25年度の場合は100分の92という支給率になるわけですが、この退職者が8名いるわけですが、影響額が、2,180……、失礼しました……。失礼いたしました。25年度の退職者につきましては、影響額としましては、1,066万7,000円の影響額が試算されております。それから26年度の退職者につきましては11名いるわけですが、この11名の影響額としましては、1,270万3,000円。これは、それぞれ定年退職予定者の人数と額の影響の試算であります。

○2番立石幸徳議員 最後に今、総務課長が説明された、本市は県内で唯一、その退職手当債を活用して対応している町であると。1月1日施行ということは、そうしますと、県内では本市のみと、こういう確認をしっかりといいんですか。

つまり退職手当の組合は、まだこれから協議をするということで、当然、年内にはこの面の採

用はされませんよね。県は、今言ったように4月1日、退職手当組合に加入されていない、残り鹿児島市、西之表市、垂水市、この辺の状況を見たときに、1月1日の今回の退職手当引き下げの対応は県内では本市のみと、こういう確認でよろしいんですかね。

○永留秀一総務課長 県内で4月1日施行というのが決まっているのが、鹿児島県及び鹿児島市、垂水市、この3団体であります。退職手当組合に加入してないのが、本市と西之表市があるわけですが、西之表市は、継続協議ということで伺っております、1月1日の施行はないというふうに聞いております。

それから、そのほかの団体は、退職手当総合事務組合の退職手当制度に加入しているわけですが、これも継続して協議をするということで、1月1日の施行はないということで年を明けてから、組合と協議をして実施時期を決めるというふうに伺っております、1月1日実施という団体は県内で本市のみということであります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○9番沢口光広議員 退職……、

○依積田義信議長 沢口議員、立って、起立して。

○9番沢口光広議員 以前、行財政特別委員会の席で私、発言したんですけど、退職勧奨制度、58歳未満が何%、55歳だったら何%、こういうのは今後本市は、そういうのを取り入れていかないんですか。もし、そこ辺もわかっているのであれば教えていただけませんか。

○永留秀一総務課長 退職勧奨の制度としては、本市の条例にもあるわけですが、実際に勧奨を行って退職者を募集をするということは行ってはおりません。退職者の募集をして退職者が一気にふえますと、一度に退職手当の財源を賄えないといけないということで、現在、そういうことは行っていないところであります。今後の検討課題となつてはくるというふうに考えております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件を、総務文教委員会に付託いたします。

ここで委員会開催のため午後3時まで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午後2時56分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第114号及び第113号を本日の議事日程に追加し、追加日程第1号及び第2号として直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号及び第2号の2件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

今門求議員。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○今門求総務文教委員長 ただいま議題となりました、追加日程第1号から第2号までの2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

付託された2件の議案については、お互いに関連があり、委員会は一括議題として審査を行いました。

今回の改正は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の制定により、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたことに

に伴い、これに準じ本市職員の退職手当についても、同様の引き下げ措置を行うものであります。

今回、官民均衡を図るため、法律上設けられている現行の調整率100分の104を段階的に引き下げ、平成26年7月1日までに、100分の87にしようとするものであります。

今回の第1条から第5条までの改正によって、勤続年数、退職理由にかかわらず、調整率を乗じて引き下げ措置がなされるということであります。

具体的な現行の退職手当との差額については、平成24年度の平均額2,507万円が2,372万円となり、1人当たり約135万円の減額、平成25年度は2,589万円が2,316万円、1人当たり約273万円の減額、平成26年度は2,566万円が2,173万円になり、1人当たり約393万円の減額になるということであります。

平成24年度の定年退職者に係る全体の額としては、補正予算にありますとおり、職員10名分で1,353万2,000円の減額となります。

なお、退職手当の減額に係る補正財源については、繰越金の減で措置したということであります。

さきの本会議の中でもありましたとおり、本条例の施行期日については、県を含め県内では、本市だけが平成25年1月1日になるということであります。

そこで、委員からこの取り扱いについて、職員団体との協議についてただしましたところ、これまで何回にもわたって施行期日を含め、真摯に協議を重ねてきており、今回、議会提案することについては、理解をいただいたということであります。

以上の2件については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私、日本共産党は、議案第113号、そして議案第114号に反対の立場から討論いたします。

今回のように民間企業との退職手当の格差が平均で402万6,000円になるので、この全額を解消するために本市は平成25年の1月1日より、第1段階の引き下げを実施するという、その退職者に有無を言わせぬ強行なものです。

まず、働く人にとって退職金と言ったら、民間企業で働く人も、公務員にとってもこの退職後の生活設計を考えるときの重要なものであるはずです。退職手当の一部は返済に充てる計画で、住宅ローンなどを利用することなど、世間一般にもよくあることです。

このような大幅な退職手当の削減は、退職後の生活設計を根本から突き崩すものです。また青年層にとっては、将来への不安をさらに大きくして、働きがいや仕事への意欲を失わせるものです。また、退職を目の前に控えている人にとっては突然のことであり、その強行は老後の生活に大打撃を与え、生活の見通しさえつかなくするものです。

私は、今回、一般質問で、市長の退職手当について質問いたしました。その際、市長は御自身の退職手当については、職責、責務に応じて支給されるべきもの、と言われ、市長の退職金をなくすか、減額する考えはないかについては即答を避けられ、まだ1年余りある、そんなに焦らなくてもいいじゃないですか、と言われました。それなのに職員の退職手当は情け容赦もなく、ぱっさりと切る。

年明けの1月1日から実施するのは、県内の自治体でも本市1市だけだというじゃありませんか。こんな暴挙を許すわけにはいきません。これは地方公務員だけの問題ではありません。国家

公務員から大企業、そして地方公務員へ、いずれ地元の企業へと影響を及ぼしていくことでしょう。そして労働者全体の生涯に及ぶ賃金所得を引き下げることになり、個人消費の落ち込みをさらに進め、地域経済にも大きな打撃を与えることになるでしょう。

財政と日本経済の建て直しが、国の重要課題だと言われている中で、退職手当の大幅削減は、景気と財政をさらに悪化させることにつながることから、日本共産党はこの退職手当の削減に反対して討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、起立により採決いたします。

まず、追加日程第1号は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2号は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18号及び第19号の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提出者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第18号及び第19号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第115号及び第116号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決されました案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成24年第7回定例会を閉会いたします。

午後3時7分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成24年 第7回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
立石 幸徳	水産業振興策について	<p>1 本市が現在進めている3つの水産業振興プロジェクトについて</p> <p>(1) 漁業構造改革総合対策事業の「枕崎地域プロジェクト改革計画」については、どうなっているのか</p> <p>(2) かつおぶし原料確保対策プロジェクトの取り組みは、どのようになっているのか</p> <p>(3) HACCP（ハサップ）対策については、どうなっているのか</p>	市 長 課 長
	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の本市への影響について	<p>1 本市農業に与える影響はどのようなものか</p> <p>2 本市水産業、水産加工業に及ぼす影響について、どう考えているのか</p> <p>3 医療面における影響はどのようなものか</p> <p>4 本市条例中、「自由な競争を阻害する」として、TPPのISD（国家訴訟）条項で訴えられる可能性のあるものがあるのか</p>	市 長 課 長
	南薩地区消防組合の解散の動きについて	<p>1 枕崎市医師会からの南薩地区消防組合に対する要望に行政当局はどのように対応したのか</p>	市 長 課 長
吉嶺 周作	本市の教職員住宅の老朽化について	<p>1 本市の教職員住宅の老朽化が進んでいるが、今後の建てかえ工事の計画はどうなっているのか</p>	市 長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	学校給食費の効率化について	<p>2 教職員からの住宅に関する要望、苦情等は今までどういったことが出ているのか。また、どう対処しているのか</p> <p>3 25戸の教職員住宅があるが、1年間に1戸ずつでもコストの低い木造住宅に建てかえるべきだと思うが、見解を伺いたい</p> <p>1 学校給食費の滞納者はどれほどいるのか。また、回収方法はどのように取り組んでいるのか</p> <p>2 保育料と同様に児童手当から給食費を引き落とせるシステムを導入し、回収の効率化を図るべきではないのか</p>	市 長 教育長 課 長
	入札制度の改革及び駅舎について	<p>1 県の公共事業の落札率は、ここ10年の間、95%前後となっているが、本市の落札率の推移はどうなっているのか</p> <p>2 駅舎建設について、11月19日に入札が行われたが、12社中、どの会社も落札しなかった。その理由は</p> <p>3 工事を受注する会社が1割利益を上げるには、何%の落札率が妥当なのか</p> <p>4 駅舎建設の着工がおくれているようだが、県の補助事業との関連は大丈夫なのか。また、3月中に竣工できるのか</p> <p>5 岩崎産業のバス待機場となっている約450坪の土地購入のうち、南側半分の約250坪を公売する予定</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
豊留 榮子	脱原発について	<p>だが、駅周辺の活性化のため、市民が出店できる屋台村をつくり、観光や枕崎をアピールできるブースにしてみてもどうか</p> <p>1 3・11原発事故は、日本の原発のあり方に深刻な提起を行った。世論が大きく変化し、「原発ゼロ」を目指す声が多数になってきている。市長は、川内原発の再稼働中止、廃炉を求める考えはないのか</p> <p>2 政府は事故後、30キロ圏を緊急時防護措置準備地域、50キロ圏を放射能ブルーム防護計画地域に新たに指定したが、川内原発から60キロの本市への影響はないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	子供の医療費の無料化について	<p>1 子育て中の多くの方が、子供が病気になっても安心して子育てがしたいと願っている。せめて中学校卒業までの医療費を病院の窓口で無料にする考えはないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	就学援助制度について	<p>1 国は2005年度から、申請の際に必要なとしていた民生委員の助言を削除した。本市も削除すべきだと考えるがいかがか</p> <p>2 就学援助の国の制度が、補助金から交付金にされたことによる利用者への影響はないのか</p> <p>3 利用者への支給の時期は、どのようになっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	市長の退職金について	<p>1 4年間で約1,400万円余りの退職金について、市長はどのように考えるか</p>	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
沢口 光広	道路整備について	<p>2 退職金を廃止する考えはないのか</p> <p>1 大塚西町から坊津の清原へ行く市道は、つぼが谷バス停から先の道路の傷みが激しい。応急処置はされているが、自転車、バイクなどくぼみにはまれば危険である。早急な手だてが必要ではないのか</p>	課 長 市 長 副市長 課 長
	行財政改革について	<p>1 10月6日付の南日本新聞で、鹿児島県下19市の財政4指標が公表されたが、市長は、本市の経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の数値結果等をどのように受けとめているのか</p> <p>2 広報まくらざき（7月号）に、本市の平成27年度までの主要財政指標の改善目標が載っていたが、修正していく必要があるのではないのか</p> <p>3 現在、行財政改革調査特別委員会で行財政集中改革プランの実施項目等を審議・検討しているところであるが、無理・無駄等、必要でないものは廃止、縮減、民間委託など抜本的改革を行っていく必要があるのではないのか</p> <p>4 行財政改革を行っていくには、職員の意識改革が最重要ではないのか</p> <p>5 市長及び市職員幹部は、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の分母、分子の数値管理に努めて改善を図っていき、来年度の本市当初予算の編成に取り組むべきではないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	コミュニティ	1 コミュニティバスの試験運行に向けて、現在、ど	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	バスの試験運行について	<p>のように取り組んでいるのか。来春には、運行は可能であるのか</p> <p>2 バス及びタクシー事業者等との協議は、順調に進んでいるのか。今後、試験運行に向けてクリアしなければならない問題点等はあるのか</p> <p>3 乗り合いバス及び乗り合いタクシー利用者の条件は、どのような人が利用できるのか</p> <p>4 バス路線、停留所、運行時間、バス料金及びバスの本数等は正式に決定したのか</p> <p>5 乗り合いタクシーの利用できる区域や料金設定など、利用条件が決定しているのであれば教えていただきたい</p>	副市長 課 長
	駅舎建設について	<p>1 駅舎建設の工程等は、順調に進んでいるのか。来春には、駅舎完成は可能であるのか</p> <p>2 総額幾らの駅舎建設費用になるのか</p> <p>3 完成後の駅舎及びその周辺のイメージはどうなるのか</p>	市 長 副市長 課 長
吉松 幸夫	広報紙の内容について	1 市の広報紙をもっと活用するために、市長への質問コーナーをつくってはどうか	市 長 課 長
	空き家対策について	1 条例が制定されてから状況はどうなっているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	危険交差点対策について	2 利用方法は考えているのか 1 事故多発の交差点への対応はどうなっているのか	市 長 課 長
	医療費について	1 南さつま市は中学生まで医療費がかからないそうだが、本市ではどうするのか 2 健康マイレージ事業のその後の状況はどうなっているのか 3 高齢者への健康対策はどうなっているのか	市 長 課 長
	花渡川沿いランニングコースについて	1 車が離合できないほど道路幅が狭いが、対応策はあるのか	市 長 課 長
	塩浜グラウンドのテニスコートについて	1 利用状況はどうか 2 競技中の事故の件数、内容はどうか 3 更衣室がないのはなぜか	市 長 課 長
	小・中学校の統廃合について	1 統廃合に向けて計画を立てるべきではないのか	
清水 和弘	行財政改革の進捗状況について	1 これまで9回にわたり行財政改革調査特別委員会を実施してきた。今後、数値目標などを定めた取り組みをする考えはないのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 職員の退職手当について、県職員は15%削減を合意した。本市の対応はどのようになっているのか</p> <p>3 空港跡地にメガソーラー設置後、本市財政に与える状況はどのようになるのか</p> <p>4 市職員のわたり廃止について、職員団体との交渉の進捗状況はどうか</p>	
	再生可能エネルギーについて	1 海上風力発電を設置する考えはないのか	課 長
	本市の文化、歴史、文化財の保存について	<p>1 本市の歴史、文化財の継承はこれまでどのようになされてきたのか</p> <p>2 文化、歴史に対する取り組む姿勢が少ないように感じる。今後、どのような取り組みをしていこうと考えているのか</p>	課 長
	漁港、河川の汚染について	<p>1 広報まくらざき（11月号）に市内の河川、海域の水質検査結果が掲載されていた。</p> <p>(1) 平成23年度4回の検査結果である。この検査月は何を基準に決定されたのか</p> <p>(2) 平成24年度の検査箇所の決定理由、また、検査結果はどのようになっているのか</p> <p>(3) 11月に入り、棧敷川合流地点で再び汚染がひどくなってきた。汚染原因、今後の対策はどのようにするのか</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
禰 占 通男	枕崎空港の廃港について	<p>(4) 神園川河口から魚油等により係留中の小型船舶のロープなど、どろどろになるが、その対策の進捗状況はどのようになっているのか</p> <p>1 空港の廃港に伴い、跡地にメガソーラーを建設するという建設の立地協定が結ばれて、市長も「長年の懸案に片をつけることができた。歳出超過が転じて、歳入が多くなるということで喜んでいる」と話していたが、今後、市にとって利益が目に見えるかたちであられるのは、いつごろになるのか</p>	市 長 課 長
	行財政について	<p>1 枕崎空港以外の経営不振の部署の廃止（業務の委託）はないのか</p> <p>2 財政健全化判断比率審査意見書（9月7日提出）では、早期健全化基準を下回り、是正改善を要する事項はないとなっているが、県内43市町村の2011年度決算の財政4指標などが公表され、その中で19市中下位を占める本市は、是正、改善の必要はないのか</p> <p>3 実質公債費比率の県内市町村の平均値は12.1%で、前年度と比べ0.9ポイント減少している。最も高い団体は18.9%、最も低い団体はマイナス6.3%である。本市の17.1%は計画どおりで、満足なものか</p> <p>4 実質収支は平成21年、22年、23年と黒字である。実質的な差引額はどのように処分されているのか</p>	市 長 課 長
城 森 史明	行財政改革について	<p>1 財政状況における行政調査を目的に、阿久根市と垂水市に行ってきた。両市とも財政改革を進め、財政4指標において着実に成果を出している。</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>本市においても、10年前より行財政改革を行っているが、財政4指標の改善は遅々として進まない。</p> <p>両市に比べ、行財政集中改革プランの成果が財政4指標に反映されない理由は何か</p> <p>2 垂水市は平成16年当時、財政再建団体に陥る危機的状況にあり、鹿屋市との市町村合併もできなかった。当時の市長はカリスマ的指導性を発揮し、議会と市民と危機感を共有することで危機を回避したとのことである。</p> <p>(1) 財政4指標が県で最下位にあることに、市民のあきらめや投げやりの言葉を多く耳にする。市民と危機感を共有するために、どのように考え、具体的に何を行っているのか</p> <p>(2) 市民の要望に対し、市職員は「お金がないからできない」と答えるという市民の声を多く耳にする。市民サービス、市民の立場上、不適切だと思うが、当局の見解は</p> <p>3 経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率について</p> <p>(1) 公債費は阿久根市、垂水市とも年ごとに減少しているが、本市は逆にふえている。なぜなのか</p> <p>(2) 市債を減少させるために、阿久根市、垂水市とも新規発行額に上限の数値目標を掲げ、それにより成果を上げている。本市は数値目標を掲げてやっているのか</p> <p>(3) 本市及び阿久根市、垂水市とも定員適正化計画により、人員の削減を行っている。これにより人件費は減少する。ここ数年、人件費において、本市のみがほとんど減少していない理由は何か</p> <p>(4) 地方債は、本市及び阿久根市、垂水市とも同じ</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	定住促進支援 について	<p>ペースで減少しているのに、将来負担比率は本市のみ悪い。なぜなのか</p> <p>(5) 退職手当の変動は、財政の安定化に大きく影響する。退職手当組合への検討はどうなっているのか。このままだと、退職手当債が極端に増加していくが、どうするのか</p> <p>1 少子高齢化の中で、本市の集落においても、集落の維持が難しい状況になりつつある。その対策として、ほとんどの市町村は補助金を含めた定住促進支援制度を実施している。</p> <p>(1) 本市の過去3年間の新築件数は。また、その中で市内居住者と市外居住者の件数は</p> <p>(2) 本市及び南さつま市、南九州市、指宿市、日置市の補助制度はどうなっているのか。本市には、補助制度がないので、南九州市に移住したという話があるが、そのような例があるのか</p> <p>(3) 空き家調査の結果はどうなっているのか。空き家及び住宅用土地の登録ホームページがあるのか。空き家の住宅用へのリフォーム工事（200万以上）の補助等も考えるべきではないのか</p>	市 長 課 長
	住宅用太陽光 発電の補助制 度について	<p>1 空港へのメガソーラー誘致が決定した。「かつおと太陽の町」として、太陽をまちづくりのシンボルとすれば市のイメージアップとなる。メガソーラーの助成金を財源として、住宅用太陽光発電の補助金制度をつくり、太陽光発電を普及させることについて、どのように考えるのか</p>	市 長 課 長

平成24年第7回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第97号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,085万2,000円を減額し、予算総額を101億2,510万円にしようとするもので、当初予算額に対し、5.4%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、内鍋清掃センター延命改修事業ほか4事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、国民健康保険特別会計繰出金、地域密着型施設整備事業補助、定期及び任意の予防接種事業、日本一の茶産地プロジェクト事業、広域漁港整備事業負担金、県営道路整備事業負担金、住宅リフォーム促進事業補助である。
- ・ 今回の補正財源は、県支出金2,674万4,000円、財産収入1,005万円、諸収入50万6,000円の増、繰越金8,864万7,000円、市債4,870万円、国庫支出金80万5,000円の減で措置した。
- ・ 総務費中、一般管理費の職員手当等の314万7,000円の増は、退職手当が1名分、396万8,000円の増と、期末・勤勉手当などの減によるものである。
- ・ 退職手当15%カットは、現在、国家公務員と同じ減額時期ということで組合に提示をして、現在も協議中である。
- ・ 県の総合事務組合の退職手当制度の加入は、新しいスパンが平成27年度から始まるので、それに向けて、制度内容を精査しながら、現在、検討中である。
- ・ 県内の退職手当組合に入っていない4市、鹿児島市、枕崎市、西之表市、垂水市は、連絡を取り合って情報交換をしている。
- ・ 給与制度は、基本的に国家公務員、人事院勧告あるいは県人事委員会の勧告に準ずることを基本にしているもので、本市に限らず、総合事務組合についても同じ考え方である。
- ・ 海区漁業調整委員会のメンバーは、選挙による委員が9名のほか、学識経験者の委員が4人と公益代表者委員が2名、いずれも県知事選任となっている。
委員会は、漁業権の免許を決めたり、指示権を有することのほか、入漁権の設定、変更、消滅の裁定を行っており、改選は4年に1回である。
- ・ 民生費中、自立支援の医療費247万円は、身体障害者の方が対象で、その障害を除去、軽減する等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものである。
当初に計上したのは、腎臓の人工透析の継続の方々のみの予算で、今回、今年度中に新たに腎臓の人工透析の治療が必要になった方の費用が13名分、予算措置をお願いするものである。
- ・ 衛生費中、今回の大きな補正減となっている大きな要因は、南薩地区衛生管理組合の負担金の減による。その要因として、内鍋清掃センターの延命改修工事、解体等事業の2件の事業について、今年度の事業を執行、入札等を行った結果、負担金が減額となり、その財源としていた地方債についても減額になった。
- ・ 旧内鍋清掃センター解体工事とストックヤード建設工事は、当初、解体工事の予算の設定において、ダイオキシン等の特殊な作業を伴うために提案型の性能発注となり、予算額の設定が困難であった。
予算編成後、発注方法の検討を行って、解体工事とストックヤード建設の工事を一緒に発注することによって、工事の諸経費の軽減が図れるということが判明して、その後、設計書の変更を行った。入札の結果による執行残で安くなったということを聞いている。
- ・ ヒブワクチンの利用者は、9月末現在316名、220万円程度の金額となっている。肺炎球菌ワクチンの利用者は、9月末現在で340件の323万円程度である。

- ・ 農林水産費中、松くい虫駆除は、火之神公園の公園内また近辺の松が枯れているため、伐倒駆除をお願いしてある。伐採して、焼却やチップとして処理する。
- ・ 農地費の農地・水保全管理支払交付金事業の減額は、当初予定していた集落が11公民館あったが、それが8公民館になった。それに伴って、対象地域も当然減ってきたことによる。
- ・ 広域漁港整備事業の負担金は、今回、国から増額があり、総体事業費が7億3,600万円となった。これについては、現在、水域航路のしゅんせつ部分に岩が出てきたため、事業費が多くなっている。
荷捌き所等は、今、基本計画をつくっているところで、来年度から詳細設計に入っていくと聞いている。
- ・ 商工費中、中小企業育成の減額は、チャレンジショップの家賃が減少し、安くなったので、その分の残り月分の減少である。
- ・ 勤労青少年ホームは、現在の4講座あるが、その4講座はホームが閉鎖されても継続はしていく。25年度の開催場所について、今、市民会館などが使えないか、関係課と協議をしている。
- ・ 商店街空き地空き店舗対策事業は2店舗あり、1店舗のかつお通り会ではコープ関係のお店である。もう1店舗は、住宅の見本展示、リフォーム等についての商売をしようという建設業者のお店である。
- ・ 土木費中、住宅リフォーム促進事業の内容は、一番多いのが浴室改修、台所改修、屋根、外壁、トイレの改修である。
- ・ 住宅リフォームの11月末の申請件数は、桜山校区が15件、金山校区が3件、立神校区が28件、枕崎校区が51件、別府校区が11件である。
- ・ 橋りょう整備費の滑川橋の負担金は、24年度は当初3,200万円の負担金を計上していたが、県事業の変更等により、1,700万円減額された。なお、24年度、25年度の2カ年で県に払うことになっており、合計で8,400万円の負担金の計画であったが、今の計画でいくと、5,300万円支払う予定である。
- ・ 消防費中、南薩地区消防組合1,521万円の減額予算は、南薩地区消防組合に枕崎市からの派遣職員分ということで、1名派遣分の負担金を当初予算で計上してあったが、4月1日の人事異動により、消防組合が1名減、一般会計が1名増ということで、その分の1名分の人件費の負担金が減額になった分である。共済費まですべて含めて、約1,200万円程度であるが、ほかに枕崎消防署に屈折はしご車の購入を補正予算でお願いして購入したが、この分の入札による執行の減額が300万円ということが主なものである。
- ・ 組合の組織もあるが、救急医療圏が南薩地区にあるので、組合が別になったとしても、救急隊がその病院に搬送のお願いをして、受け入れるということであれば、今までと変わらない連絡体制で搬送は可能となる。
- ・ 救急搬送については、大規模な災害のときには協定を結ぶが、通常の救急搬送については組合同士での協定というのは結んでいない。
- ・ 2次医療圏は、南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市である。また、管轄外の救急搬送の協定関係は、南薩地区消防組合は協定を結んでいない。第一次的に救急の場合には、病院群輪番制に基づいて、輪番制が当たったところに搬送する。その当該医療機関で施術可能かどうか判断して、不可能な場合は管轄外を含めて医療機関同士で連絡を取り合って、そこから転送するというような手順になる。
- ・ 教育費中、学校等維持修繕費の100万円増額は、枕崎中学校の18号棟のトイレの改修と別府中学校の牛乳保冷庫が故障して、大きな工事が続いたので、予算不足が発生すると予想されたためである。今後の見込みとして、屋内運動場、体育館の電気の交換、黒板の張りかえ、消防

設備の修理、トイレの修理、水道関係の処理等である。

- ・ 予備費に関し、所有権移転登記手続請求に関する訴訟の控訴審に係る費用について、23万6,000円の充用を行っている。内訳は、控訴審に係る弁護士への訴訟人契約の委託料が21万5,000円、その他の関連の予算が2万1,000円ということである。
- ・ 全員協議会で説明した「最初の訴訟をするときの一部が棄却された」ということについては、その土地の部分は市が取得していたということと、その土地の水路に関する部分は、相手方は売買によって取得していないという主位的主張をしてきたが、認められなかった。しかし、市が時効取得をしたという補足的な主張については、基本的に認められた。
ただし、水路上の一部の土地を相手方が埋め立てていた部分については、時効がその時点で切れてしまっていることで、こちらの主張は認められなかったということである。

○委員からの意見・要望

- ・ 非常に少子高齢化で農村部の過疎化により、農村部の生活環境もしかり、また農用地等の状況等もしかり、非常に疲弊したような状況であるが、補助事業等が組み入れられて、地域が非常に活性化しているといった状況があるので、極力、県との連携をとって取り組んでほしい。

◎議案第98号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,895万7,000円を追加し、予算総額を42億4,391万4,000円にしようとするもので、当初予算より4.25%の増となる。
- ・ 歳出の内容は、一般被保険者還付加算金3万円、療養給付費等負担金精算返納金2,821万9,000円及び特定健康診査等負担金精算返納金70万8,000円の増額である。
- ・ これらの財源として、歳入欠陥補填収入2,895万7,000円で措置した。
- ・ 歳入において、基準超過費用共同負担繰入金2,099万3,000円の増額と、この繰り入れに伴う国県支出金の減額相当分として、療養給付費等負担金1,343万5,000円、国普通調整交付金377万9,000円及び県普通調整交付金377万9,000円の減額も計上してある。
- ・ 当初、雑入においては、633万7,000円を計上していたが、その後、歳入欠陥補填収入ということで臨時議会において、1億4,640万円の歳入欠陥補填収入を計上し、その後、財源不足額が明らかになるような予算計上のあり方ということで、2号補正において1億8,357万9,000円を今回、財源不足額2,895万7,000円を計上した。
- ・ 現時点で、歳出に対して歳入が確保できてない部分を歳入欠陥補填収入として計上してあり、その部分を24年度末において、どのように補っていくかというのは、3月の最終の補正予算の中で示していきたい。
- ・ 県からの借り入れの部分2億5,000万円は、今、平成27年までの計画策定に向けて、経費節減、医療費抑制などの対策を勘案して、数値の精査をしている。
- ・ ジェネリック医薬品は、昨年比6月分で3%ほどジェネリック医薬品の使用率が伸びており、50万円ほどの効果があったと考えている。また、今まで200円の差額がある部分について通知をしたが、今度は100円まで下げて通知を行い、対象者が400名ほどふえた。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進は、今後とも被保険者の方々に呼びかけていき、また、今回、各公民館、成人講座等を利用して、また薬剤師会の協力もいただきながら、各公民館で使用促進の呼びかけも行っているところである。各公民館あたりで、脳卒中対策もそうであるが、ぜひ、御利用いただきたい。
- ・ 現在、本市のジェネリック医薬品の使用率は32%を超えていると考えている。

- ・ 療養給付費の減は、財源内訳変更である。この国県支出金は、いわゆる高医療費指定市町村に本市は国から指定されており、繰入金として他会計繰入金2,099万3,000円が基準超過費用共同負担金として一般会計から繰り入れられる。それに相応する額として、その2,099万3,000円のうちのそれぞれ療養給付費等負担金での減少分が1,343万5,000円で、国の普通調整交付金で377万9,000円、県の普通調整交付金で377万9,000円が減額され、相殺される。
- ・ 国保税の収納率は、昨年度同時期との比較をしてみると、現年度課税分は、11月末現在であるが、前年同期に比べて、3.7ポイントのプラス。滞納繰越分についても、前年同期に比べて、2.1ポイントのプラス。いずれも前年同期よりも上回っている状況である。
ただ、個々の税収、税額自体の確保が難しい。例えば、平成24年度の本賦課時点、8月1日の本賦課時点の状況と前年度の本賦課時点の状況を比べると、国保対象世帯の所得が総体で4億3,000万円程度落ちている。調定額が当然、落ちているので、算定税額自体が落ちているといった状況であるので、収納率は前年同期よりも上がっているが、税額としてはなかなか難しい状況である。

○委員からの意見・要望

- ・ 25年からの計画も大事であるが、24年度の補填収入が非常に予想以上になっており、本当に大変なことだと感じている。当然、それは2億5,000万円も含めて考えなきゃいけないと思うので、この辺をやはり充分に対応していかれたい。
- ・ ジェネリック医薬品の利用促進は、世界各地は100%を目標にやっているのので、これを目指して、今後も歳入欠乏は生じないように努力していただきたい。
- ・ 特定健診が40%近くなることが予想されるが、それで安心せず、近隣は50%いっているのので、これを目指して、もっと努力していただきたい。

◎議案第99号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ655万5,000円を減額し、予算総額を21億4,314万2,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.2%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰入金655万5,000円の減で措置した。
- ・ 今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と平成23年度決算に伴う繰越金の計上による共通管理経費の減額である。
枕崎市分655万5,000円の減額の内訳としては、人件費分が233万8,000円の減、共通管理経費分が421万7,000円の減となっている。
- ・ 介護保険制度が広域化となれば、今、保険料の設定については、各市町村ごとで設定されている。高い市町村、8,000円台のところから、安い市町村は2,000円台のところまで、いろいろある。広域化することによって、そこら辺のばらつきが平準化されることはある。

○委員からの意見・要望

- ・ 介護保険の広域化の情報については、機会あるごとに提供していただきたい。

◎議案第100号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出予算を241万円追加し、予算総額を7億8,984万円にしようとするもので、当初予算額より3.2%の減となる。

- ・ 補正予算の内容は、東日本大震災に係る特別負担金増などに伴う人件費の増額、汚泥受入先の変更に伴う委託料の増額及び受益者負担金前納増に伴う報償費の増額で、一般管理費1万2,000円の増、処理施設管理費208万9,000円の増、排水施設管理費2,000円の増、下水道整備費30万7,000円の増である。
- ・ 以上の財源として、分担金及び負担金150万円及び繰越金91万円で措置した。
- ・ 下水道と上水道の使用料は、下水道使用料は、接続者等から流入する汚水を処理する経費等を勘案した中での料金設定をしてある。また、上水道においても、上水道の設定等がある。
- ・ 水産加工場の井戸水使用についても、従量メーター器をつけてもらい、検針をして、下水道料金を徴収している。
- ・ 処理施設管理費の208万9,000円は、終末処理場から排出される下水汚泥の汚泥処理の業務委託費の増額である。現在、下水処理過程において発生する下水汚泥を南九州市の知覧町のところが土壌改良材として受け入れていたが、ことし受け入れ先のストック場所が満杯となって、これ以上受け入れができないということとなった。そこで、今までお願いしていた分をいちき串木野市と指宿市に、肥料原料としてリサイクル使用しているところに処分をお願いするため、リサイクル処分費とそれに伴う運搬費の委託料の458万円を増額した。また、そのほかの運転管理の委託並びに処理場等の保守点検業務委託等の入札等における事業執行による249万6,000円を減額し、差し引き合計で208万4,000円の増額をお願いしている。
- ・ いちき串木野市と指宿市においては、肥料原料、堆肥化ということであるので、リサイクル処分料を払っていたが、南九州市においては、自分の農地の土壌改良材ということで受け入れていただいております、無償である。
- ・ 報償費は、24年度現年度分の賦課している地区において、前納が1期分で150万円の増があったために、その割合が20%、30万円の不足分である。

○委員からの意見・要望

- ・ 負担金前納報奨金は、パーセントが大きすぎるとも思われるので、今後、検討課題にしていきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 依積田 義 信

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作